

令和2年度
世田谷区自立支援協議会
活動報告書

世田谷区自立支援協議会

目次

1 会長あいさつ	1
2 会議体構成及び活動イメージ	2
3 構成員名簿	4
4 活動内容	
[1] 世田谷区自立支援協議会年間開催状況	10
[2] 各会議体の活動状況	
①令和2年度 世田谷区自立支援協議会運営会議 活動報告	11
②世田谷区自立支援協議会 第1回本会報告	14
③世田谷区自立支援協議会 第2回本会報告	28
[3] 各エリア自立支援協議会・専門部会・ワーキンググループの活動報告	53
① 世田谷エリア自立支援協議会	
② 北沢エリア自立支援協議会	
③ 玉川エリア自立支援協議会	
④ 砧エリア自立支援協議会	
⑤ 烏山エリア自立支援協議会	
⑥ 地域移行部会	
⑦ 虐待防止・差別解消・権利擁護部会	
⑧ 相談支援ワーキンググループ	
⑨ 子ども支援検討ワーキンググループ	
[4] シンポジウム実施報告	106
5 資料	
世田谷区自立支援協議会設置要綱	111

1 会長あいさつ

令和 2 年度の活動に寄せて

世田谷区自立支援協議会

会長 鈴木 敏彦

(和泉短期大学)

世田谷区自立支援協議会は、「障害者（障害児を含む）が安心して地域で自立した生活を継続することのできる社会の実現を目指し、地域における障害者等への支援体制の整備を推進する」（世田谷区自立支援協議会設置要綱第 1 条）ことを目的として、平成 19 年 10 月に設置されました。また、自立支援協議会は、平成 28 年 4 月から、障害者差別解消に基づく障害者差別解消支援地域協議会としても位置付けられています。

世田谷区自立支援協議会は、全体会議である「本会」のほか、地域別・課題別の取り組みを促すための 5 つの「エリア協議会」（世田谷エリア協議会、北沢エリア協議会、玉川エリア協議会、烏山エリア協議会、砧エリア協議会）と 2 つの「部会」（地域移行部会、虐待防止・差別解消・権利擁護部会）、2 つの「ワーキンググループ」（相談支援 WG、子ども WG）を有しています。

令和 2 年度の自立支援協議会の諸活動は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックの影響を受け、大きな制約を受けることとなりました。協議会では、「新型コロナウイルス関連困り事調査」を実施し、区内で地域生活を送る障害当事者の方々の状況、障がい福祉サービス等の提供態勢等について実情の把握に努め、コロナ禍で新たにもたらされた課題、従前から存在しておりコロナ禍でより顕著になった課題等が明らかになりました。

また、自立支援協議会に関わるさまざまな会議も、緊急事態宣言の発令等により開催困難な状況が続き、年に 2 回開催される本会は全て書面開催となりました。他方で、エリア・部会・WG の活動では Zoom 等を活用したりリモート会議が開催され、新たな会議のあり方が模索され始めています。

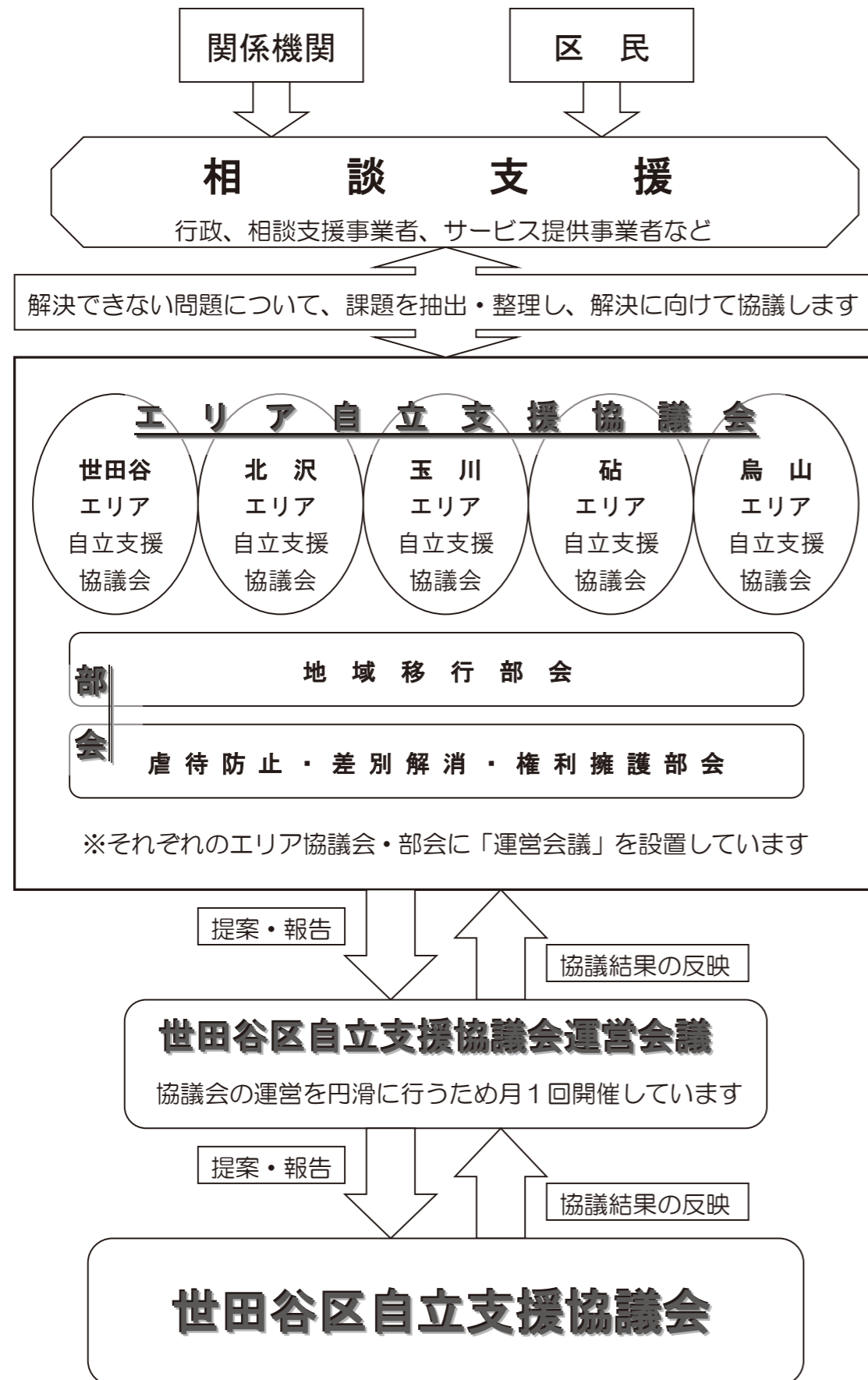
さらに、自立支援協議会の活動について区民の方々への周知と共生社会をめざす気運の醸成等を目的として毎年開催しているポジウムは、せたがや動画「世田谷区オフィシャルチャンネル（YouTube）」を活用した初のオンデマンド開催となりました。「僕たち私たちが『家』にいる理由 2」～コロナとおうちとわたしたち 新しい生活様式を考える～と題し、障害当事者 4 名のコロナ禍における生活についてインタビューのほか、各エリア・部会の活動が報告され、多くの区民の方々にご視聴いただきました。

上記のほか、相談支援の充実に向けた取組（相談支援専門員の普及・啓発、人材育成と質の向上等）、相談支援における障害者虐待の通報に関する現状調査の実施（相談支援 WG）、障害をもつ子どもたちへの支援課題の取りまとめ（子ども支援検討 WG）、日中サービス支援型指定共同生活援助の開設への助言等、コロナ禍においても多様な活動がなされました。

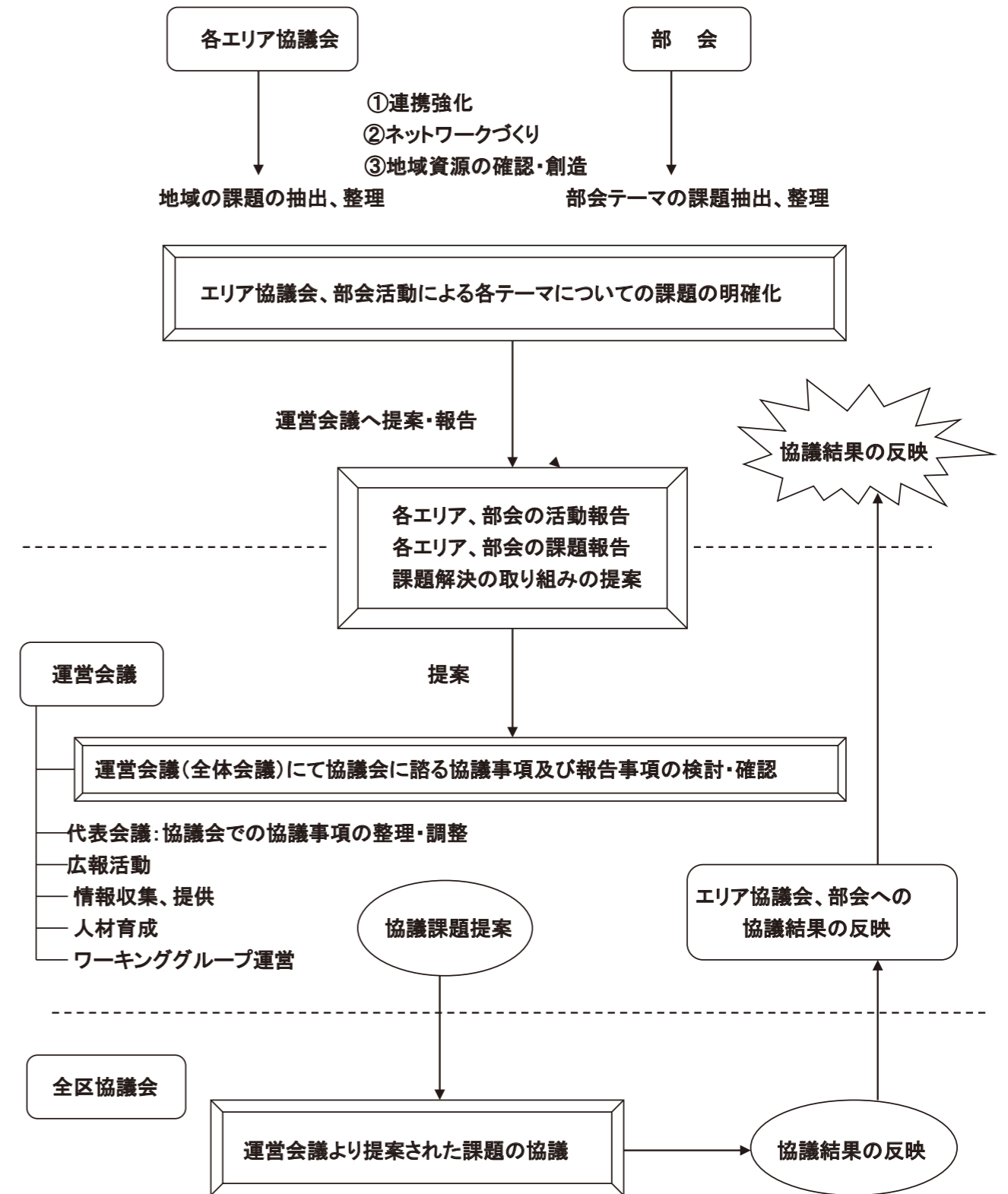
令和 3 年度は、自立支援協議会も策定に協力した「世田谷ノーマライゼーションプラン：世田谷区障害施策推進計画」がスタートいたします。また、新たな部会「子ども部会」設立の方向性も示されました。世田谷区自立支援協議会では引き続き、障害当事者の方々とともに多様な機関・組織や人々と連携を図りながら、世田谷ならではの共生社会づくりに貢献してまいります。

2 会議体構成及び活動イメージ

(1) 会議体構成



(2) 世田谷区自立支援協議会活動イメージ図



3 構成員名簿

(1) 世田谷区自立支援協議会 委員構成 令和3年3月31日現在

	選出母体	所属	氏名	
1	学識経験者	和泉短期大学 児童福祉学科 教授	◎鈴木 敏彦	
2		立教大学 コミュニティ福祉学部 特任准教授	丸山 晃	
3	相談支援事業者	指定一般相談支援事業者 サポートセンターきぬた 地域移行コーディネーター	金川 洋輔	
4		指定特定相談支援事業者	自立生活センターHANDS世田谷 理事長	横山 晃久
5			せたがや檜の木会 相談支援センター あい 管理者	中川邦仁丈
6		障害児相談支援事業者	重症心身障害児療育相談センター あけぼの学園園長	山形 一郎
7		地域障害者相談支援センター	地域生活支援センターMOTA	杉山真生子
8		サービス提供事業者	生活介護	すまいる梅丘 施設長
9			就労継続B型	烏山福祉作業所 施設長
10	就労移行		障害者就労支援センター すきっぷ 施設長	
11	児童発達支援、 放課後等デイサービス		デイサービスにじのこ 施設長	
12	自立訓練、高次脳機能障害		ケアセンター ふらっと 理事	
13	グループホーム		グループホーム おはなの家 サービス管理責任者	
14	居宅介護	世田谷ホームヘルプサービス所長	天野実千代	
15	障害者福祉団体連絡協議会	世田谷さくら会	野村 武夫	
16	当事者	世田谷ミニキャブ区民の会	○荻野 陽一	
17	家族	世田谷区手をつなぐ親の会 副会長	阪田 純	
18	障害者就労関係者	東京商工会議所 事務局長	霜崎 敏一	
19		ハローワーク渋谷 専門援助第二部門 統括職業指導官	征矢 孝	
20	世田谷区立保健センター	世田谷区立保健センター 専門相談課長	齋藤 幸夫	
21	教育関係者	光明学園 校長	田村康二郎	
22		青鳥特別支援学校 PTA会長	遠藤 知子	
23	保健医療関係者	世田谷区医師会 小児学校保健部 担当理事	矢野 一郎	
24		玉川医師会 理事	宮崎 祐	
25		世田谷区歯科医師会 理事	桔梗 知明	
26		玉川歯科医師会 理事 (会立歯科診療所運営委員会担当)	米山ゆき子	
27		世田谷区薬剤師会 副会長	八木 亮	
28		玉川砧薬剤師会 理事	橋元 晶子	
29		世田谷区訪問看護ステーション連絡会	今井めぐみ	
30		都立松沢病院社会復帰支援室 PSW	大沼扶美江	
31		日産厚生会玉川病院相談室 MSW	菊池真寿美	

	選出母体	所属	氏名	
32	弁護士、社協構成員	弁護士	松本 俊一	
33		世田谷区社会福祉協議会 権利擁護課長	鶴見 正子	
34	民生委員代表者	世田谷区民生委員児童委員協議会 副会長	黒木 勉	
35	自立支援協議会エリア ・部会代表者	世田谷エリア自立支援協議会	徳永 宣行	
36		北沢エリア自立支援協議会	岡田 裕也	
37		玉川エリア自立支援協議会	橋本 睦子	
38		砧エリア自立支援協議会	野村 一恵	
39		烏山エリア自立支援協議会	菊地 洋充	
40		自立支援協議会地域移行部会	南大路直子	
41		自立支援協議会 虐待防止・差別解消・権利擁護部会	松本 俊一	
42		障害者関係所管部長	北沢総合支所 保健福祉センター所長	木本 義彦
43			障害福祉部長	片桐 誠
44			世田谷保健所長	辻 佳織

◎は会長、○は副会長

(2) 令和2年度 世田谷区自立支援協議会エリア協議会・専門部会運営会議員名簿

① 世田谷エリア協議会	会長	徳永 宣行	ナイスケア世田谷相談支援センター
		斉藤 由子	上町工房
		鈴木 邦彦	社会福祉法人 権 Navio けやき
		河本 信一	世田谷区社会福祉協議会地域社協課 世田谷地域社会福祉協議会事務所
		等々力 寿純	重症心身障害児療育相談センター
		一匆 貴典	世田谷区立駒沢生活実習所
		大野 圭介	ファクトリー藍
		湯浅 順子	世田谷区障害者就労支援センターしごとねっと
		金沢 治哲	チークケア世田谷
		新関 美穂子	ナイスケア目黒相談支援センター
		野末 由紀子	相談支援わんぱく
	事務局	山内 聡	ぽーとせたがや
		荒木 敬一	ぽーとせたがや
		小山 歩	ぽーとせたがや
		佐々木 恵美子	世田谷総合支所 保健福祉課障害支援担当
	中原 正彦	世田谷総合支所 保健福祉課障害支援担当	
	芥川 祐介	世田谷総合支所 保健福祉課障害支援担当	
	御園生 亜耶	世田谷総合支所 保健福祉課障害支援担当	
② 北沢エリア協議会	会長	岡田 裕也	NPO ワーカーズコープ「区立すまいる梅丘」
	副会長	鈴木 雄介	東京都手つなぐ育成会・指定相談支援事業所「まつばらけやき」
		笹森 紀代	一般社団東京総合福祉・指定相談支援事業所
		村井 やよい	世田谷区重症心身障害児（者）を守る会・会長
		松浦 茂尚	山下商店街理事
		山本 習子	東京リハビリテーションセンター世田谷
		寺出 貴恵	NPO 法人「ウッドベッカーの森」
		住田 暁	(株)日本エルダリーケアサービス「おおきなき明大前」
		伊藤 俊平	社会福祉法人せたがや樫の木会「まもりやま工房」
		石山 恭子	特定非営利活動法人子育て支援グループ amig o
		海野 千賀	特定非営利活動法人子育て支援グループ amig o
		中山 倫之	北沢地域社会福祉事務所
		都 宏之	デジタルテンパ代表
	事務局	上原 孝一	ぽーときたざわ
		河本 信弘	ぽーときたざわ
	坂本 美夕貴	ぽーときたざわ	
	小泉 真生子	ぽーときたざわ	
	柏原 耕治朗	北沢総合支所 保健福祉課長	
	田邊 ミカ	北沢総合支所 保健福祉課障害支援担当係長	
	谷田部 雅美	北沢総合支所 保健福祉課障害支援担当	
	越水 和成	北沢総合支所 保健福祉課障害支援担当	

世田谷区自立支援協議会エリア協議会・専門部会運営会議員名簿（つづき）

③ 玉川エリア協議会	会長	橋本 睦子	玉川福祉作業所（本園・分場）
		須ヶ間 佳代子	はるの相談室
		迫 雅之	エムツー・サポート
		石黒 貴之	岡本福祉作業ホーム玉堤分場
		中村 親子	奥沢福祉園
		山内 ゆきみ	九品仏生活実習所
		八田 晋一郎	グループホームはるの邑
		三木 義一	身体障害者自立体験ホームなかまっち
		牧野 新吾	玉川地域社会福祉協議会事務所
		黒木 勉	世田谷区民生委員児童委員協議会
		相木 実	就労移行支援事業所 Do-will
		依田 敦志	発達障害者就労支援センター ゆに
		佐伯 正和	ヒューマン・ケア
		義野 貴之	わんぱくクラブ駒沢
		宮野 昌子	さわやかはーとあーす世田谷
	田坂 知樹	相談支援ツナカン	
事務局	平福 恵津子	ぽーとたまがわ	
	高瀬 理恵	ぽーとたまがわ	
	富岡 卓也	ぽーとたまがわ	
	濱田 隆行	玉川総合支所 保健福祉課障害支援担当課長	
	佐藤 雅一	玉川総合支所 保健福祉課障害支援担当係長	
	吉村 典子	玉川総合支所 保健福祉課障害支援担当副係長	
	岩元 敦子	玉川総合支所 保健福祉課障害支援担当	
④ 砧エリア協議会	会長	野村 一恵	NPO 法人 ソラマ
	副会長	紀伊 良彦	就労支援センターすきっぷ
		浅見 由希	相談支援事業所 子どもの生活研究所
		中根 順子	サポートセンターきぬた
		上原 絹代	泉の家
		安川 直史	世田谷区発達障害 相談・療育センター「げんき」
		田中 正則	砧工房
		木暮 紀子	国立成育医療研究センター
		山本 吉輝	千歳台福祉園
		中川 邦仁丈	相談支援センターあい
		櫻井 宗一郎	砧社会福祉協議会
		速水 葉子	NPO 法人 ソラマ
		吉岡 一樹	世田谷更生館
		山本 恵理	砧あんしんすこやかセンター
		竹内 由香	ABA スクールペッピーパッチ
	布施 麻紀子	プレイ&リズム希望丘	

世田谷区自立支援協議会エリア協議会・専門部会運営会議員名簿（つづき）

④ 砧 エリア 協議会	事務局	柳場 浩光	ぽーときぬた
		石原 かおる	ぽーときぬた
		五十嵐 玉枝	ぽーときぬた
		森山 久美	ぽーときぬた
		安間 信雄	砧総合支所 保健福祉課長
		櫻井 義久	砧総合支所 保健福祉障害支援担当係長
		早乙女 雅実	砧総合支所 保健福祉障害支援担当係長
		岡村 佳代子	砧総合支所 保健福祉障害支援担当副係長
⑤ 烏山 エリア 協議会	会長	菊地 洋充	世田谷区立給田福祉園
	副会長	遠藤 慧	烏山地域社会福祉協議会事務所
		大塚 瑞生	team shien m.a
		奥村 ユミ	デイサービスにじのこ
		片岡 学	マーベラス
		工藤 舞	昭和大学付属烏山病院
		酒井 美知子	メディカルハンブ
		鈴木 智浩	ここから
		土屋 仁	相談室にじのこ
		野々村 武志	世田谷区立烏山福祉作業所
		松浦 聖	team shien m.a
		矢野 香	北烏山なごみ保育園
		山崎 明奈	うるおいの里
		杉山 直人	ちぐさ企画
	事務局	福田 真清	ぽーとからすやま
		宮内 宏子	ぽーとからすやま
		岡部 弘明	ぽーとからすやま
		片岡 祐子	烏山総合支所 保健福祉障害支援担当
	樋口 昌子	烏山総合支所 保健福祉課地域支援担当	
⑥ 地域 移行 部会	部会長	南大路 直子	team shien m.a
		野瀬 千亜紀	地域生活支援センター MOTA
		進藤 義夫	特定非営利活動法人障害者支援情報センター HASIC
		金川 洋輔	サポートセンターきぬた
		川口 宏一	社会福祉法人めぐはうす
		松本 清美	都立中部総合精神保健福祉センター
		宮本 俊夫	基幹相談支援センター
		鈴木 雄一朗	相談支援事業所梅ヶ丘
	事務局	野本 学	障害福祉部障害保健福祉課障害福祉担当
		江村 ゆかり	障害福祉部障害保健福祉課障害福祉担当
		田中 裕哉	障害福祉部障害保健福祉課障害福祉担当
		渡島 藍	世田谷保健所 健康推進課こころと体の健康担当
		福地 文穂	世田谷保健所 健康推進課こころと体の健康担当

世田谷区自立支援協議会エリア協議会・専門部会運営会議員名簿（つづき）

⑦ 虐待 防止 ・ 差別 解消 ・ 権利 擁護 部会	部会長	松本 俊一	千代田の郷法律事務所 弁護士
	副部会長	鈴木 敏彦	和泉短期大学児童福祉学科教授
		菊池 真寿美	日産厚生会玉川病院
		西村 周治	区立障害者就労支援センターすきっぷ
		鶴見 正子	世田谷区社会福祉協議会 権利擁護支援課長
		水谷 泰三	東京リハビリテーションセンター世田谷
		中川 邦仁丈	相談支援センターあい
		横山 晃久	自立生活センター HANDS 世田谷
		野々村 武志	世田谷区立烏山福祉作業所
		天野 実千代	グループホーム おはなの家
		芳村 裕子	烏山ほーむヘルプサービス
		阪田 純	世田谷区手をつなぐ親の会
		齋藤 幸夫	世田谷区保健センター 専門相談課長
		山本 慶太	東京リハビリテーションセンター世田谷
		佐野 みづゑ	人権擁護委員
		木下 忠介	成城警察署
		太田 一郎	障害福祉部障害施策推進課長
		相蘇 康隆	障害福祉部障害者地域生活課長
		宮川 善章	障害福祉部障害保健福祉課長
		安間 信雄	砧総合支所保健福祉センター保健福祉課長
		玉野 美香子	烏山総合支所保健福祉センター健康づくり課長
		田嶋 真一	烏山総合支所保健福祉センター生活支援課長
		中村 裕	玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課長
		相馬 正信	世田谷保健所健康推進課長
	箕田 裕子	経済産業部消費生活課長	
事務局	早川 毅	障害福祉部障害施策推進課事業担当係長	
	今田 紀之	障害福祉部障害施策推進課事業担当	
	石原 之也	障害福祉部障害施策推進課事業担当	
	前沢 幸夫	障害福祉部障害施策推進課計画担当係長	
	坂倉 佳奈	障害福祉部障害施策推進課計画担当	

4 活動内容

[1] 令和2年度 世田谷区自立支援協議会年間開催状況

月	世田谷区 自立支援協議会		各エリア協議会・地域移行部会							シンポジウム 実行委員会	相談支援 ワーキング グループ	子ども支援 検討 ワーキング グループ
	本会	運営 会議	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	地域 移行	虐待防止 ・ 差別解消 ・ 権利擁護			
4月		14日 (中止)	20日 (中止)	中止	中止	20日 (中止)	27日 (中止)	22日 (書面 開催)				20日 (中止)
5月		12日 (中止)	中止	中止	中止	20日 (中止)	25日 (中止)				22日 (中止)	25日 (中止)
6月		16日	22日	中止	中止	23日	22日	24日	11日 (中止)	12日 (中止)	26日	
7月	31日 (書面 開催)	7日	20日	2日 30日	28日	21日	27日		9日	17日		28日
8月					25日	20日	24日					
9月		15日	7日	3日	29日	16日	28日	16日	24日	18日	25日	7日
10月		13日	30日	1日	27日	29日	26日	14日		16日		26日
11月		10日	24日	5日	24日	18日 (エリア 本会)	24日	18日	12日	6日 (中止)	20日	
12月		15日	21日	10日	22日	18日	21日		10日	11日	23日	21日
1月	29日 (書面 開催)	12日	25日	6日	26日	20日	25日	13日 (書面 開催)				
2月		16日 (中止)	24日	18日	16日	24日	22日		25日		19日	
3月		16日	4日 (合同 企画) 22日	11日	休会	19日	22日	10日		26日		1日

[2] 各会議体の活動状況

① 令和2年度 世田谷区自立支援協議会運営会議 活動報告

【運営会議】

(構成員) 各エリア協議会・専門部会部会長、各地域障害者相談支援センター長
各事務局（総合支所保健福祉課職員・世田谷保健所職員・障害施策推進課職員）

(役割) 要綱 所掌事項

- (1) 関係機関等の相互間におけるネットワークの構築及び情報の共有
- (2) 事例ごとの支援のあり方を協議する
- (3) 障害者の自立支援に係る社会資源開発及び改善
- (4) 地域の障害者等への支援体制に係る課題整理
- (5) 相談支援事業者の質の向上を図るための研修の実施等相談支援体制及び運営評価に関する事

月日	会議名	議事
6月16日	第1回運営会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年度の世田谷区自立支援協議会 (1) 自立支援協議会の年間予定 (2) 各エリア協議会・専門部会のメンバー (3) 令和2年度の協議事項の方向性について 2 令和2年度シンポジウム実施方法について 3 自立支援協議会活動報告書の作成に向けて (1) 令和元年度各エリア・専門部会の活動報告 (2) 令和元年度ワーキンググループ(相談支援・子ども支援検討)の活動報告 (3) 令和元年度シンポジウム実行委員会活動報告 4 次期障害者(児)・障害福祉計画への意見書(二次意見含む)報告
6月18日	第2回運営会議	協議事項 <ol style="list-style-type: none"> 1 新型コロナウイルスによる影響調査について 2 本会(第1回)での報告事項・協議事項について 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> 1 各エリア自立支援協議会・専門部会の活動について 2 ワーキンググループ及びシンポジウム実行委員会の経過報告について
7月31日 (書面開催)	第1回本会	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会挨拶 2 新委員委託及び紹介 3 令和元年度自立支援協議会本会活動報告 4 令和2年度自立支援協議会の取り組みについて (1) 令和2年度活動スケジュールについて (2) 子ども支援検討ワーキンググループ・相談支援ワーキンググループの活動について (3) 自立支援協議会シンポジウムについて 5 令和元年度各エリア協議会の活動報告及び令和2年度の活動について 6 令和元年度各専門部会の活動報告及び令和年度の活動について

月日	会議名	議事
7月31日 (書面開催)	第1回本会	7 障害者差別解消に関する令和元年度の取り組み状況及び令和2年度取り組み予定について 8 世田谷区からの報告・協議事項 (1) 世田谷ノーマライゼーションプランナー(仮称)世田谷区障害施策推進計画の策定にあたっての考え方について(中間まとめ案活動について) (2) 障害者施設整備等に係る基本方針の答申案について
9月15日	第3回運営会議	協議事項 1 新型コロナウイルス影響調査から見えてくる課題・取り組みについて 2 今後(第4回以降)の運営会議の持ち方について 報告事項 1 令和2年度第1回本会(書面開催)に対する意見について 2 各エリアからの報告 3 令和2年度シンポジウムの方向性について
10月13日 (リモート開催)	第4回運営会議	協議事項 1 会議体のリモートについて 2 新型コロナウイルス影響調査について 報告事項 1 日中サービス支援型グループホーム開設希望事業者に対する周知について 2 令和2年度第1回自立支援協議会本会に対する質問について 3 令和2年度シンポジウムについて 4 各エリア自立支援協議会・専門部会からの報告
11月10日	第5回運営会議	協議事項 1 新型コロナウイルス影響に対する課題と取り組みについての意見交換 報告事項 1 日中サービス支援型グループホーム開設希望事業者について 2 令和2年度第1回本会の質問に対する世田谷区からの回答 3 各エリア自立支援協議会・専門部会の活動報告 4 シンポジウムの撮影について
12月15日 (リモート開催)	第6回運営会議	協議事項 1 オンライン会議の簡易ルールについて 2 令和2年度第2回自立支援協議会本会について (1) 世田谷区報告案件について説明 3 日中サービス支援型グループホーム開設希望事業計画書の事前質問票への回答 報告事項 1 子ども支援検討ワーキンググループからの報告 2 シンポジウム実行委員会からの報告 3 各エリア自立支援協議会・専門部会からの報告

月日	会議名	議事
1月12日 (リモート開催)	第7回運営会議	協議事項 1 令和2年度第2回世田谷区自立支援協議会本会について 2 日中サービス支援型グループホーム開設希望事業者への意見書について 3 相談支援ワーキンググループの取り組みについて (1) 「虐待通報の判断に迷った場面アンケート」の結果報告について (2) 相談支援専門員普及活動について 報告事項 1 令和2年度シンポジウム経過報告 2 新型コロナウイルス禍における世田谷エリアの取り組みについてーホームページ作成の報告ー 3 各エリア自立支援協議会・専門部会からの報告
1月29日 (書面開催)	第2回本会	1 開会挨拶 2 令和2年度自立支援協議会の取り組みについて (1) 相談支援ワーキンググループ実施報告 「虐待通報の判断に迷った場面アンケート」の結果報告について (2) 子ども支援検討ワーキンググループ実施報告 「障害をもつ子どもたちへの支援課題」まとめ (3) 自立支援協議会シンポジウム経過報告 3 新型コロナウイルスによる影響調査について 4 障害を理由とする差別解消に関する報告・協議事項 5 日中サービス支援型グループホーム開設について 6 世田谷区からの報告・協議事項 (1) 世田谷ノーマライゼーションプランナー(仮称)世田谷区障害施策推進計画の策定における考え方について(答申) (2) 障害者施設整備等に係る基本方針の策定について (3) 令和3年度基幹相談支援センターにおける質の向上の取り組み状況について
3月16日 (リモート開催)	第8回運営会議	協議事項 1 令和2年度第2階自立支援講義会本会の報告 2 新型コロナウイルス影響の今後の周知について 報告事項 1 シンポジウム動画について 2 各エリア自立支援協議会・専門部会からの報告 その他 1 令和3年度の運営会議の進め方について 2 令和3年度自立支援協議会本会の日程について 3 令和3年度ワーキンググループ・シンポジウム動画メンバー選出について

②世田谷区自立支援協議会 第1回本会報告

令和2年度世田谷区自立支援協議会本会（第1回）への意見及び質問への回答

令和2年度世田谷区区自立支援協議会本会（第1回）は、令和2年7月31日に開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、書面による開催とし、委員より本会資料への意見及び質問の提出を募った。本報告書には提出期日である令和2年8月14日までに提出された委員からの意見及び質問と、質問への回答を記載する。

<次第>

1. 世田谷区自立支援協議会設置要綱
2. 世田谷区自立支援協議会委員構成
3. 令和元年度自立支援協議会本会活動報告
4. 令和元年度自立支援協議会の取組みについて
 - (1) 令和2年度活動スケジュールについて
 - (2) 令和元年度子ども支援検討ワーキンググループ・相談支援ワーキンググループ活動について
 - (3) 令和元年度自立支援協議会シンポジウムについて
5. 令和元年度各エリア協議会の活動報告について
6. 令和元年度各専門部会の活動報告について
7. 障害者差別解消に関する令和元年度の取組み状況及び令和2年度取組み予定について
8. 世田谷区からの報告・協議事項
 - (1) 世田谷ノーマライゼーションプラン（仮称）世田谷区障害施策推進計画の策定にあたっての考え方について《中間まとめ案》
 - (2) 障害者施設整備等に係る基本方針の答申案について

令和2年度 第1回世田谷区自立支援協議会本会の資料への委員からの意見

1. 自立支援協議会の取組みについて（令和元年度活動報告）
 - 会場の運営について、今回は書面開催となったが今後はテレビ会議等も考慮すべきである。
 - 各部会が縦断的に動いている中で、部会・WGグループの横断的な取組みや連携部会等、縦から横の繋がりをもっと出来ることで世田谷自立支援協議会がより活動的且つ、意義のあるものになるようになっていくと感じる。
 - 相談支援や講演会については、今後コロナの状況を見極めながらオンラインでの実施も検討が必要。また、台風や雪などの悪天候の場合も、オンライン実施なら参加しやすいかと思う。

- 区からの報告を聞いたが、ホームヘルプの現場では「地域移行支援」には大きな関わりを持つ場合が多く、退院後に地域で安心して生活できるような支援をしている。しかし、入院1年未満で退院させるということに執着し、そのタイミングが確かではなく利用者が苦しい思いをしている様子もある。自立支援協議会の活動においても、本人意向の確認の部分に大きな力を注いでもらいたい。
- どのエリア協議会、部会、ワーキングも活発に活動していることがわかる。もっと当事者が参画できる取り組みの展開も期待したい。
- 「普及啓発」は目で見える結果の出ない永遠のテーマだと思う。故に難しく、途方に暮れる時もあるが、各エリアの活動や差別解消に関する取り組みの地道な積み上げが目指す方向に近づく手立てだと思うので、今後も取り組み続けて欲しい。
- タイトルが、当事者目線でわかりやすく参加者増につながったのではないかと。参加者の28%が当事者・家族という結果は良かった。今後も当事者が、発信できるシンポジウムを企画してもらいたい。
- 安心して地域で自立した生活を送る為にも、商店街を巻き込むのも必要だと思った。
- COVID19により活動しにくい状況だが、創意工夫で活動を続けていきたい。
- 専門部会を2つ増やすとなれば、年明け1月開催予定の本会で協議、承認をする必要があるので、準備を進めなければならないと思う。
- 今年のシンポジウムはリモートを活用して、新しい生活様式の中で求められる支援のあり方と、その中での自立支援協議会の役割について議論してみたい。
- 5つのエリア自立支援協議会で、課題を見つけ、各エリアのメンバーの方々が熱心に活躍しており、望ましい協議会運営になっていることに感銘を受けている。
- 年間を通じて参加した会議でも多くの事例や地域での活動が具体的に報告され、障害者の生の声や実態がよくわかる内容だった。各エリア部会の活動もそれぞれに工夫を凝らして、地域にアピールできる活動をしたと思う。気になる点として、災害時を想定した支援、その準備の議論などが不足していることである。各エリアの地域の特性もあり、想定される災害により具体的に安心できる準備と、避難所の周知などいざという時のための身近な準備が必要だと思う。
- 昨年のシンポジウムに参加したが、「ひきこもり」とほぼ初めて向き合ったように感じた。それだけでもっと「生の声」が聴きたいと思った。また、精神科との関わり以前のそこに行くまでの話、本人の自覚する、させるそのタイミングや家庭を知り学びたい。
- 各部会並びに各エリアの協議会では、そのニーズに応じて着実に進められていることがわかったので、今後の継続を期待したい。元年度末はコロナ禍の影響が出始めた時期だった。令和2年度の進め方には工夫があると思うので、行政からの柔軟な判断と親身の応援をお願いしたい。
- 基幹相談支援センターが民間でも、法律に基づき区が設置しているのだから、法人任せにせず、区で責任をもって公開してほしい。（上記会員より）指摘されて初めてHPを確認した。多くの一般区民が熟読してくれるとは思わないが、障害の有無に関わらず誰もが住みやすい地域を目指す組織として、区のHPでの活動報告の公開を望む。
- シンポジウムの開催方法（オンライン可能など）を委員の皆さんで検討してもらい、コロナ禍においても、各部会が創意工夫して活発に活動して行くことを望む。
- 協議会などの開催について、コロナウィルス感染予防のため、WEBでの研修が増えてきている。私自身のいくつか参加をしたが、①会場へのアクセスの必要性がない、②落ち着いた環境で集中して聴講できる、③事前配布された資料が手元にある、④複数の職員で同時に視聴することができるので情報共有が効率的であるなどの理由で合理的な方法だと考えた。本会についても公共性、障害のあるなしに関わらず当事者やご家族、関係者の多くの人が情報アクセスできるようにする上でも、今後はWEBを活用した会のあり方の検討を提案する。ただし、核となるメンバーの方たちの準備がたいへん重要になると考えている。

- 世田谷区自立支援協議会では他地域と照らし合わせても「地域分けされた活動」「目的別に分科会とされた活動」「様々な活動や事例を集約する本会の機能」と役割や課題が明確化されており、どの活動グループも具体的な軌跡・実績を残されている事がとても素晴らしい。障害のあるなしに関わらず、多様化が進んだ暮らしの中では課題や目的を抽出して、ひとつひとつプロジェクトとして取り組み、その成果を共有してこれから起こる事への知恵の貯蓄としていくことが、多くの方のより良い暮らしを実現していけるのではないだろうか。ここ数年のこのような「地域で生活している人たち」を中心に据えた行政の取り組みが今後も脈々と繋がれていくことを願っている。
- コロナ禍となってしまった社会では、なかなか人が集う活動がままならないが、ネット環境を活用した活動が便利だからとは言え、顔を合わせて行う活動でしか育めないモノは目には見えないが多く存在する。コロナ禍の収束を待ちつつ、コロナ発出前の集いのある活動の再開に期待している。身近なツールとして市民権を得たりリモートでのコミュニケーションを活用して煩雑な紙でのやりとりが減少し、事務仕事の軽減につながれば良いと思う。
- 新型コロナウイルス感染拡大の終息の目途が立たない中、障害によりマスク着用が難しい。三密を避けながら地域生活を送ることが難しい方たちの実態の把握と必要な支援を、自立支援協議会の課題の一つとして取り組みたいと思う。

2. 世田谷ノーマライゼーションプラン(仮称)世田谷区障害施策推進計画の策定にあたっての考え方について

- 資料 8-1「地域生活拠点等の体制整備」の①生活支援拠点の面的整備の「世田谷区における展開のイメージ図」の掲載について。生活支援拠点の面的整備という方向性は、妥当であると考えが、添付資料では、国の概念図しか掲載されておらず、世田谷区における具体的な展開のイメージがしづらい。本プランは、区の計画なので、生活支援拠点の面的整備の「世田谷区における展開のイメージ図」を作成し掲載すべきである。そうした方が関係機関、事業者の皆さんも共通のイメージを持つことができ、体制整備の推進につながるのではないかと考える。イメージ図を作成する際に、全区的に整備すべき機能(緊急短期入所機能等)と5地域で整備すべき機能を明確にし、基本的には5地域ごとに面的整備を展開する方向でまとめるのが良いと思う。
- 資料 8-1「生活支援拠点の整備」の旗振り役について。資料からは生活支援拠点の面的整備を担う旗振り役がどの機関・事業体になるのか分かりにくい。全区的に生活支援拠点を面的に整備するとなれば、地域のネットワークを構築していく中心的な役割を地域ごとに担う旗振り役が必要である。その旗振り役として適任なのが、地域の障害者に関する相談支援体制の中心的な役割を担っている地域障害者支援センター「ぽーと」であると考え。国は、生活支援拠点の相談支援の中核的な施設として基幹相談支援センターを位置付けているが、世田谷区の場合は地域障害者支援センターが準「基幹相談支援センター」的な役割を担っているので、この地域障害者相談支援センター「ぽーと」を基幹相談支援センターに位置付け、地域の生活支援拠点の面的整備の旗振り役としての役割を担ってもらい生活支援拠点の面的整備を推進した方がよい。なお、現在の「基幹相談支援センター」は名称を「総合基幹相談支援センター」のように改称して5地域の基幹相談支援センターの取りまとめを行う中核センターとして位置付けると良いと考える。
- 健康サポート薬局が、地域包括ケアシステムの中で、ファーストアクセス・ハブ機能を担うことができるのではと考える。

- 生活介護でも工賃を得られる仕組みがあると良い。
- せた JOB 応援プロジェクト協賛企業へのインセンティブについて、中小企業の障害者雇用が進まない現状に加えコロナ禍における経営環境の悪化により、より障害者雇用が進みにくくなると言える。一方で令和3年3月に障害者雇用率0.1%引き上げが予定(8/21労働施策審議会にて1月より2か月の後ろ倒し案提出)されており、雇用率未達成による企業のイメージダウンは免れない。せた JOB 応援プロジェクトに積極的に協力している企業(業務、働く場の提供など)に対しては、その企業が雇用率未達成であっても雇用促進協議会による表彰など、何らかのインセンティブを与えてはどうか。
- P9 ④成年後見利用促進市町村計画でなく、「成年後見制度利用促進市町村計画」が正しい。
- 権利擁護の推進について、P45「成年後見センターを中核機関に位置づけ」とあるが「区は成年後見制度利用促進計画を策定するとともに中核機関を設置し」とした方がよいと思う。P62ページ①も同様。
- 関係事業者の連携が大切なのは最もだが、福祉人材不足は各法人の喫緊の悩みである現状を考えると、自分たちの事業運営で手一杯ということも理解できる。やはり区がリーダーシップをとって進めるのが現実的かと思う。
- 資料 8-1 P19 について、歯科医との連携の他、耳鼻科等の地域医療機関との連携が必要かと思う。児童発達支援や放課後デイには協力医がいるがこの方たちを対象とする研修会を開き、地域医療の充実を図ってはどうか。
- 資料 8-1 P20(2) での実際の事例を基にした事業所向けの勉強会があるとよいと思う。
- 資料 8-1 P28(3) について、幼児期→学童期の支援を検討する際には、放課後学校長期休みの過ごし方もセットにして検討することで生活全体のサポートになると思う。
- 資料 8-1 P36(1) と P81 ②について、区職員の方に幼→学童→精神施設、長時間の移動支援の同行研修をしてもらえると利用者や事業者からの課題が実感としてわかってもらえるのではないかと思う。
- 資料 8-1 P76 ④について、放課後デイと BOP の連携は大事だと思う。
- 資料 8-1 P77(3) と P78(4) について、公共施設の設備と柔軟は貸し出しの他、地域の民間資源の掘り起こしとその為の啓蒙が必要だと思う。
- 資料 8-1 P123(2) について、グループホームの他、放課後デイの場所探しも大変なので、不動産団体向けセミナーで児童発達支援や放課後デイの事業についてもインフォメーションをしてもらえるとよい。
- 今回のコロナ禍で障害当事者・家族が発症した場合の支援体制が世田谷区はできておらず、現場では不安が噴出している。家族発症で本人が陰性の場合の本人の安全確保、本人が陽性の場合の入院先等の情報提供や障害者への医療体制整備も必要に感じる。
- 障害のある方も含め密に触れ合うことが困難な状況である。それぞれが孤立しないよう連帯感やお互いの交流を工夫する必要性を感じる。(オンラインで交流、情報交換など)
- 福祉の分野で仕事をしたいと思っても、資格を取得するための経済的余裕がなければ困難だと思う。実際、自身の事業所へ入職希望される方は年に5人にも満たない状況が続いており、平均年齢が65歳、60~70歳台のヘルパーが6割を占めている現状である。どんな素晴らしい施策を講じても携わる人なくしては実現できないので、人材の確保と育成は喫緊の課題であり、早期に資格取得への支援体制が確立されることを望む。
- 他自治体と比べても現状と評価を踏まえた根拠ある策定準備となっていると思う。
- 資料編に様々な関連するものや数値が載っているのは大事なことで、連動してみるためにも関連する項目の本文中には該当する資料編のページ数を入れて欲しい。

- 「区職員等に対する研修の促進」について、P36、81に記載されているがとても重要なことである。「普及啓発」はどの自治体においても永遠の課題だが、住民に普及啓発する企画の多くに行政職員が参画するのが現状である。にも関わらず、障害部署に配属された区の職員だけが一生懸命考えても、協力を仰ぐ障害部署ではない区の職員からなぜ障害理解を深めることをしないとイケないのか？どうして施設にいる障害者をずっと入所処遇で放っておいてはイケないのか？どうして入院している障害者を希望があるからといって退院支援しないとイケないのか？といったように反応され、近い・協力を得られずに打ちのめされている区職員を今まで多数見てきた。住民に普及啓発し理解を求めるなら、まず区職員がどの部署にいてもその大事さ、必要性を自らの言葉で説明出来る必要がある。様々な障害があり一人ひとりの状況も違うので、場合によっては区の職員にとってその障害特性を持つ方との初めての出会いがとても緊迫した場面になることも有り得る。そうした場合、その障害を持つ人全体に対して苦手意識を持ってしまうこともあり、その後の職員としての区民とのかかわりに悪影響が及んでいる場合がある。平時に余裕を持って笑顔で教えていただける環境において、協力してくれる障害を持った区民と研修等を通じて多く関わりを持つことは大事な仕組みだと考えられる。特に内部障害、精神障害、難病等の本人に聴いてみないとわかりづらい障害に関しては、重点的に実施すべきだと考える。
- P13、P74（4）「地域移行の促進と定着支援」について、P74の施策の取組において障害者入所施設からの地域移行の支援に関して記載されているが、精神科病院からの地域移行支援に関しても明記すべき。第5期障害福祉計画においても精神科病院からの地域移行支援が進んでいない状況が明記され区としても様々に取り組んできたが、人口や長期入院者数に比べて指定一般相談支援事業所数の少なさ、稼働している事業所の少なさは区の課題として依然として残っている。③自立生活援助による随時訪問による支援によって生活が軌道に乗った後は、地域定着支援による日々の支援体制の構築や緊急時の対応に支援が切り替わってくることが想定される。地域移行の促進と定着支援において期待される自立生活援助の記載と共に、指定一般相談支援事業所の拡充と、地域定着支援を支える地域生活支援拠点との関連や必要性について明記する必要があると思う。
- 相談支援センターの報酬単価の見直しは、徐々にされていますが運営は赤字である。職員の配置には兼務や一人配置も多くみられ、業務量や質の充実を確保するには不十分。人材の拡充ができるように国へ制度の充実を求めてほしい。
- 歯科について、重要性などもっと記載されてもよいと思う。
- 自分も含めてだが、加齢や不測の事態に遭った時、相談からサービス開始までイメージ通りに進まないことが多い。そんなことが続くと、相談しても無駄という意識が芽生えてしまう。例えば健康維持の課題とって、本人の努力だけでは難しい専門的知見に基づいたアドレスが必要になる。それも期間限定でなく継続可能なサービスが必要な場合が多い。そういうメニューがなければ創出しなければならない、いったい誰がやる？となった時、結構、地域でとってエリア自立支援協議会やぼーとが担う感じになっているので、責任は重いなと思う。
- 精神科病院の長期入院者に対する訪問支援事業開始（試行）について、その対象人数が568人と確認されその14%が退院可能な人数としている。対象者は高齢者が多くゆっくりとしていられない状況だと思う。退院可能な人は少数でむしろ入院を継続する人が圧倒的多数。このような人のためにできることは何か、小さなことからでも早急に多くを検討してもらいたい。障害者差別解消に関する取り組みとして、特に問題視していくべき重要な課題だと思う。
- 心身の発達には、大きな障害がなく、医療的ケアの必要な児童の相談を良く受けるが、そのような児童の受け入れ先を確保できればと思う。
- 配慮が必要な子どもの療育・日中活動の場の確保は、ぜひとも速急に進められればと思う。
- 本当の意味で「平等な世の中」にしたい。

- 3年くらい前から区立保育園の医療的ケア児の受け入れが始まっている。徐々に件数が増えているが、まだ障害の重いお子さんは難しい状況だが、門戸が広がりつつある。
- 区の小・中学校の就学支援委員会に参加している。年々相談件数が増加し、環境や発達・障害が複雑化し、家族の意向もあり以前よりスムーズに就学先を決められなくなっているのだが何か改善策はないだろうか。
- 中間まとめ案は各分野を網羅し総合的によく検討されていると思う。今後は最終まとめに向けこれまで想定されていなかった大規模で長期化するコロナ禍での対応想定とそれに対する支援策を十分に盛り込んでくれることを期待している。
- 中間まとめ案の概要について、基本理念の中の表現について「障害のある人もない人も」という表現とされたことに賛成である。今は健常者と言われている人が将来、障害のある人や認知症になることも特別なことではなく普通のことだと考えている。「障害」は私たち誰にでもありえることとして捉え、自分のこととして考えていくことが大切だと思う。
- P56「1 地域の支えあいの推進・障害差別の解消・権利擁護」について、「地域の支えあいの推進」と「障害差別の解消・権利擁護」を同一の項目として記載するのは無理があるように感じるので項目を分けた方がよいと考える。
- P56「(1) 地域人材の育成、地域の支えあいの推進」について、①「失語症パートナーの養成」を「失語症会話パートナーの養成」にし、本文についても「高次脳機能障害の一つである失語症のある方に対し、コミュニケーション支援や交流活動支援を会話サロンなどの場でボランティアに行う失語症会話パートナーの養成の取組みを引き続き進めていきます。」に修正した方がよいと考える。
- P57「(3) 障害理解の促進」について、「①こころの健康に関する普及啓発」の本文を『令和2年4月に新たに開設した区立保健センターの「こころとからだの保健室」内に「こころの相談機能整備」の一環として情報コーナーを設置するとともに、幅広い区民に対する精神障害の理解促進や差別解消のための講演会の開催などによる啓発の取組みを進めます。』に修正した方がよいと考える。
- P62「(1) 医療と福祉の連携」について、「① 医療・介護の連携推進」二番目の「○」の「人生の最期に…」以降の文章は障害のある方々のより良い生活の実現のための施策の推進を目的とする「ノーマライゼーションプラン」に記載する場合には、障害のある方々の気持ちを配慮した記載にする必要であると考えられる。(障害のある方及びそのご家族は常にこうした問題と向き合っている方々が多い状況があると考えられる。) 本文にある「区民」とある部分を「障害のある方やその家族」とし、「高齢者の医療や介護の分野で普及啓発が図られているアドバンス・ケア・プランニングの考え方を参考にして、医療と介護の受け方について自らが適切に選択できるよう日頃から話し合いをすることの必要性について、周知・啓発を図ります。」などの表現に変更した方がよいと考える。
- P63「⑤ 機能訓練・生活訓練の実施」について、地域リハビリテーションにおけるサービスの一環として位置づけられる自立訓練（機能訓練・生活訓練）を充実していくという方向で、次のように記載したほうがよいと考える。なお、この項目をまとめる上位項目として、これまで世田谷区が力を入れて取り組んできた地域リハビリテーションの概念を明確にするため「○地域リハビリテーションの充実」という項目を追加したほうがよいと考える。
 ➡ 「⑤ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の充実」
 脳卒中などの疾病や事故などにより高次脳機能障害や視覚障害などの中途障害を受けられた方が、心身機能の維持回復や生活スキルを獲得し、地域でよりQOL(生活の質)の高い生活が送れるようにするための自立訓練（機能訓練・生活訓練）の実施体制の充実に取り組めます。ケアセンター「ふらっと」での通所訓練や障害者支援施設梅ヶ丘での入所訓練と通所訓練を組み合わせた支援を実施するほか、関係機関との連携強化を図るとともに、高次脳機能障害者の自立訓練ニーズの増加に対応するため新たな自立訓練施設の開設に向けた取り組みを進めます。

- 上記⑤の次に以下の記載を追加してもらいたい。

➡「○ 障害に関する専門相談・評価の充実」

世田谷区立保健センター専門相談課では、旧区立総合福祉センターで実施していた障害に関する専門性の高い相談に対応するため、専門医や専門職による相談・評価を引き続き実施するとともに相談・評価の内容の充実に取り組めます。

3. 障害者施設設備等に係る基本方針の答申案について

- B型の利用は厳しいが生活介護では合わないような方がいる。B型と生活介護の間の施設があると良い。
- B型に入るもう一段階前の施設があると良い。最近、親が付き添わないと通所できない方がいる。
- 施設整備にあたり土地の問題と同じぐらい人材の問題があると思う。人材の問題については所得の問題や社会的評価の問題があり、区でなんとか・・・と言っても難しい面もあると認識している。高齢者施設ではAIが普及しているが、障害者施設では無理なのか？（見守りなどはできそうだし、行動障害のある人の対応は怪我の問題を考えても有効かと思うが、こんな考えは響きやすいのか。（非人道的なら却下ください）
- 昨今の新型コロナウイルス感染症についての取り組みも考慮する必要があると思う。
- 重度対応、日中支援のグループホームが必要。早急な対応が求められている。
- 介護保険への制度移行者でも安心して過ごせる環境整備が必要である。65歳以上入居可、包括支援型グループホームでも、本人の状態を相談支援専門員が把握し、介護支援専門員との協働を行い、本人の生活を基盤から支える体制作りが必要。
- 共生型サービスとして、生活介護・通所介護の共同事業を行い、高齢障害者が今までと変わらずに地域で安心して暮らせる事業を区立生活介護施設で導入し、モデル事業展開で民間事業者へ広がる期待をしている。
- 各施設においても、感染予防策の徹底に加えてコロナ等が発生した場合のシミュレーションをしておくと思いたい。（まずどこに情報を入れ誰の指示を仰ぐか。どこに一報を入れ相談するのか。消毒等は職員がするのか、委託するのか。また、それらの調整を1人がするのかそれとも複数で手分けするのか等）
- 自宅での一人暮らしは不安が強く難しいが、グループホームであれば地域での生活が続けられると思われる方がいた。利用者へのアセスメントを丁寧に行い、制度（入所できるまでのプロセス等も含め）に関する情報提供を公平に行いながら、地域での生活の場の選択肢を広げていけるようになると思いたい。
- 計画的で評価できる。ただ、当事者や家族、相談支援等からの意見やニーズがどの程度反映されているのかが気になる。行政としてできることにも限界があると思うが。
- タイトルが「障害者施設整備等に係る基本方針の策定にあたっての考え方」となっているので、様々な障害や状況の方たちのものと思込んでざっと読むと非常に対象が限定されていて違和感を覚えたが、改めて「目的」を読むとひとつの重点課題についてのものだということが分かった。この答申案で区民全ての障害に関する施設整備全体のものを示しているわけではないので誤解のないよう、答申案のタイトルそのものに「重点課題○○にかかわる、障害者施設整備等に～」とした方がいいと思う。もしこの答申案が包括したものだとするなら見込み量のわかっているニーズ以外にも後天的な障害や区で把握しきれないニーズがあることから、策定の目的や課題に関する文章は抜本的に見直しが必要になると思う。
- 見込み量が想定できる特別支援学校等の卒業生の方たちの分等はもちろんのこと、まだ区で認識しきれない、声の発せられない、世田谷区までまだその声が届いていないといった声なき声の区民ニーズも含めて想定した、共生型サービス、日中支援型ホーム、バリアフリー化さ

れたグループホーム、空き家の活用等、様々な切り口から今後も積極的に整備していくことを望む。

- 障害者の高齢化が進む中、今後重度化対応はますます需要が増えると思う。(B)型グループホーム整備に力を入れてもらいたい。実態としては、保護者の高齢化に伴い入所施設の必要性も増えており、都下、都外施設への利用もある。住み慣れた地域に障害者の入所施設は必要だと思う。
- 自分の母親も長いことGHのお世話になっていたが快適だったようで、これからもGHの需要は増えると思われる。また、医療的ケアを含む重度障害者への対応も切実で、人材確保や育成が早急に求められる時。介護支援をするすべての方には喀痰吸引ができる介護福祉士の資格がとれるような研修も必要だと感じている。
- どういう種類の施設がどのくらい足りなくてどれくらいなら整備できるのか難しい課題だと思う。極力融通が利く利用が可能な施設が必要だと感じている。
- グループホーム整備、所要量想定について本人が入居を希望している事例が多くないとあるが、精神グループホームに限って言えば家族はもとより病院のスタッフでさえグループホームの状況を理解していない実態がある。名称のせいか「みんなで住む」「自由ではない」イメージの発言が多く聞かれる。今後の課題として、個別の支援であることや自立支援の場である事など現場の状況、支援の内容などを理解してもらえよう方法を提案できるようにしていきたいと思う。
- 医療的ケアを含む重度障害者の在宅支援を考えた場合、短期入所できる施設が世田谷区内になく、(児童でいう「もみじの家」のような役割を担う施設) 区外遠方の施設を利用している現状。是非とも世田谷区内の設置を検討してもらいたい。
- P9(4)②イ) 日中活動の場等の整備について、区立はなかなか難しいのか。何度か世田谷区にアート展やカフェなど提案したが、その場に利用者がいないのは違うのではないかといつも断られる。たまにOKが出る。しかし、その場に利用者がいなくても関わることはできる。さらに言えば参加を強制したくはない。施設としては、まず「施設を知ってもらう」が大切だと思う。地域と直接関わっていくのはその後も遅くないと思うので、全て含めてもう少し緩和してほしい。もちろん懸念材料も色々あると思うが、これからの時代従来の考え方ややり方では、時代の波に流されてしまうのではないかと思うので、新しい発想が必要だと思う。その為にはまず緩和なのではないか。(地域包括ケアシステム)
- 光明学園卒業生も含め、自立と社会参加の基盤整備への確固たる方針が示されたことを大いに評価したい。文科省が新たな考え方を示したことにより、成育医療研究センターが区内に所在する本区内では医療的ケア児御家族の一層の転入が想定される。(本特別支援学校においても就学者に医療的ケアのあるお子様の増加傾向がみられる。そうした方々の自立と社会参加に向けての施設整備等を引き続きお願いしたい。)
- 本基本方針で検討対象とされている障害者(児)施設以外にも、計画的に整備が必要な次の2施設についても検討をしてもらいたい。
 - ①「高次脳機能障害者相談支援センターの増設」
高次脳機能障害者を対象とし自立訓練(機能訓練・生活訓練)を実施している施設は、現在、ケアセンター「ふらっと」(世田谷区下馬)と梅ヶ丘拠点の障害者支援施設「梅ヶ丘」(世田谷区松原)の2施設だが、支援の必要な高次脳機能障害者の数は年々増加傾向にあり相談も増加しており、現在の施設数では、高次脳機能障害者の自立訓練ニーズに対応できず、大幅に不足している現状がある。また、玉川地域、砧地域、烏山地域など区西部にお住いの高次脳機能障害者にとっては、現在の2施設に通所するには、通所にかかる送迎などの負担が多く利用しにくい状況である。こうした状況を踏まえ、区西部の玉川・砧・烏山地域に高次脳機能障害者を対象とした自立訓練(機能訓練・生活訓練)と高次脳機能障害者の専門的な相談支援を総合的に行える高次脳機能障害者相談支援センターの増設を是非検討してもらいたい。

②拠点療育センターの増設設置

現在、区内の拠点療育関係施設としては、うめとぴあ（梅が丘拠点）内で世田谷区立保健センター専門相談課「乳幼児育成相談担当」と連携を図りながら療育を実施している児童支援事業所「ぷらみんぽーと」と世田谷区発達障害相談・療育センター「げんき」の2施設があるが、区内の乳幼児人口の増加に伴い、発達・発育に課題のある乳幼児の関する相談数も増加しており、専門的な療育を必要とする乳幼児数も増加している。特に、軽度の知的な遅れと合わせて ASD などの発達障害の傾向がみられる乳幼児の層の増加が顕著にみられ、現在の2施設の体制では、こうした状態の乳幼児に対し適切なかつ専門的な療育を実施していただくことが困難な状況になってきている。こうした状況を解消するためにも、拠点療育施設の空白地域である玉川地域に「拠点療育センター」を増設し、拠点療育体制の強化を図る必要であると思うので、是非検討をしてもらいたい。

4. その他

- 身体障害者の施設で、リハビリ等の重要性を考えさせられる。また、生活介護でどこまでできるのかも考えさせられる。
- 精神障害を持つ当事者及び家族は「周囲の人の目」を大変気にして孤立しがちになる。区内の各地域にいる「民生委員」の方たちに、精神障害の特徴を理解してもらい、当事者とその家族のバックアップをしてもらえないか。アウトリーチが本格的に稼働してきたがまだまだ相談もできない埋もれた当事者（ひきこもり）がいると思う。
- 8050 問題は何年も続いている状況である。一人暮らしが難しい方たちのグループホームの必要性が問われている。身体障害のグループホームは、基本夜間の支援が必要であり、そこで従事する為には様々な問題や課題があると思う。
- 利用者が申請に来た際、一覧表を渡し事業所へ問い合わせることを促したり、利用するサービス事業所へ相談支援事業所探しを手伝ってもらうなどの工夫が必要かと思う。また、以前のように障害施策から相談支援事業所の空き情報を定期的に知らせる仕組みがあるとよい。
- 高次脳機能障害ガイドヘルプの研修階数の増加や通常の移動支援サービス提供と同じ要件とし、高次脳機能障害のガイドヘルプの資格保持者が提供した場合は、加算方式にするなどサービス利用がしやすい状況にできないか。また、区が開示している一覧表は旬の情報を掲載して欲しい。
- 「次期障害福祉計画意見提案補足事項」について、精神障害者の方にとって新たな居場所ができるのはすばらしいが、今まで利用してきた B 型が居場所として使えると安心して利用できるのではないか。
- 区立の施設の土日開放について具体例がある。親の会の兼ね合いでの開放ではあるが一般的に拡大できると良いのか。土日の開放に伴い、職員の出勤の兼ね合いの課題も出てくる。
- 新型コロナウイルスの対応として、在宅支援の提供を進めてきた中で、自宅であれば作業が可能な方が何名かいた。自分が落ち着ける環境で仕事をできるというもの選択肢として良いのではないか。多様な働き方という項目が入れられると良い。
- 現状として相談に繋がっていない人への支援を具体的にどのように支援するか。65 歳以上であればあんすこが訪問できるが、何も無いところにアウトリーチするのが障害分野は難しいと聞いており関心がある。
- 親子ともに高齢化が進んだ方、親亡き後にもう少し早く介入できていればということがある。相談できる場があることを知ってもらえると良い。
- 『子ども』の意見として、児童から成人期移行、医療と福祉の連携を入れるのはどうか。
- 昨年 12 月に成育基本法が成立したとのこと。障害の有無の垣根なくサポートしていくことが

謳われているが、障害について書かれている分量は少ない。成人期移行、医療と福祉の連携をもっと押し出して、地域包括ケアシステムが高齢者のものだけではないということ盛り込めると良いのではないか。

令和 2 年度 第 1 回世田谷区自立支援協議会本会の資料への委員からの質問及び回答

1. 自立支援協議会の取り組みについて（令和元年度活動報告）

【世田谷区基幹相談支援センターより回答】

(1) 資料 3-2 でニーズがあるのに、相談支援専門員について知らない区民がいたとの報告があったが、必要な方に必要な情報を周知する方法の検討等をしていたら教えて欲しい。

<回答>

特別支援学校の教員・保護者向けに説明会等を実施中であり、今後の実施拡大も検討中です。また、区民への情報周知についても運用を含め検討中です。(相談支援ワーキンググループ)

(2) シンポジウム「僕たち、私たちが「家」にいた理由」に参加した。自立支援協議会として取り組むのに様々な意見があった様子。「引きこもり状態にある方の支援」というテーマ以外の案はあったのか。

<回答>

実行委員会で検討する中で、各エリア協議会での活動状況を区民向けに紹介するという案もあり、本年度のシンポジウムでの実施を検討しております。

(3) エリア毎に様々なイベントの活動をしていることに頭が下がる思いである。各エリア自立支援協議会では、総合支所の所管区域の各商店街の理事長にイベントの参加要請をしているのか。(東松原商店街関係者の方より質問)

<回答>

商店街と連携を取っている。障害のある方が出やすいように、障害のある方の目線のみならず地域側の目線も取り入れて取り組んできた。この状況下ではあるが、できることが何かしら模索している。障害など関係なく地域で暮らしていけるよう取り組んでいきたい。(北沢エリアより回答)

(4) 2つのワーキンググループが活動していて、子どもワーキンググループは次年度専門部会化しようだが、相談支援ワーキンググループも同時に部会化されるのか。

<回答>

相談支援 WG は、現状では部会化する予定はありません。

(5) シンポジウムについて、八王子など世田谷区以外でこのようなイベントや活動、団体などが簡単に調べられる方法や情報などを提供してくれる場があれば教えてほしい。

<回答>

各自治体や自立支援協議会主催者のホームページ等に掲載されています。

(6) 相談支援専門員のリーフレットのアドレスはどうなったのか。確かに連絡しにくいかと思う。：質問者に確認したところ、リーフレットにつながる URL の件とのことでした。

<回答>

現在世田谷区 WEB ページへの掲載に向けて調整中です。

(7) 今後、多人数での会議や研修ができない場合、どのような形態での開催を検討しているか。松沢病院では、まつざわネットワーク会議や、家族講座、ピアサポート講師による「みんなの講座」など、多くの会議や講座をどうするか思案中である。

今年度は COVID-19 の感染予防対策で、どこでも多くの当事者や支援機関が集まって話し合うことができず困っていると思う。病院としても、家族や支援者による対面での面会・外出やケア会議を、不要不急のものを除き控えている。安全な形としてオンラインでの面会や会議が推奨されているが、それぞれの機関はオンライン会議の体制があるのか。また、ある場合には個人情報の扱いはどのようになっているか。本人参加型のケア会議などは可能なのか。

<回答>

自立支援協議会運営会議では、リモートによる WEB 会議方式を実施予定しており、運用を含め調整中です。なお、本会開催については現状では未定です。

2. 世田谷ノーマライゼーションプラン(仮称)世田谷区障害施策推進計画の策定にあたっての考え方について

【世田谷区障害施策推進課計画担当より回答】

(1) コロナ渦において、障害者支援の仕方(視覚障害や身体障害では密に接触しないと支援がしづらい等)や障害者の活躍の場の確保が困難になっている。今回、中間のまとめが策定されたが、今後素案や計画策定にあたっては「新しい生活様式」に基づき修正や変更をし、コロナ渦におけるそれらの対策なども盛り込まれる予定なのか教えて欲しい。

<回答>

重点的取組みの検討では、新型コロナウイルス感染症の影響について課題検討を行っています。相談支援や就労支援等における丁寧な支援に取り組むとともに、普及啓発や様々な催しなどにおいて現在の取組みを継続してまいります。また、研修や会議等については可能であればズームの活用等も行っていく予定です。

(2) 消費者安全確保地域協議会の機能はどこに持たせているのか。

<回答>

消費生活課が世田谷区消費者安全確保地域協議会を開催し、消費者被害の動向の情報共有や対策の協議等を行っています。

(3) P74(4)「地域移行の促進と定着支援」について、施設入所からの地域移行に関する記述だけで、精神科病院からの地域移行について記載されていないのはなぜか。

<回答>

今回お示ししています「計画の素案」では、資料編で、精神障害施策などの重点的な取組みについての審議資料を掲載しておりますが、「計画の案」とする段階で、精神科病院からの地域移行を含めて本文に反映させてまいります。

(4) P 6 7 に福祉タクシー券の記述がありますが、交付される券の枚数の定期的な見直し、増額が必要と考えるが、3年間の計画実施の中で支給量見直しの計画はあるのか。

<回答>

現段階では特にありません。

(5) 長期入院者の訪問支援事業に何人のスタッフが雇用されるのか。

<回答>

精神科病院長期入院者への病院訪問事業では、定期的に病院を訪問するチームを5チーム編成するとともに、ピアサポーターとピアサポーターをフォローする支援員を配置し業務を行っています。

(6) ノーマライゼーションはいつ頃まで掲げるのか。

<回答>

ノーマライゼーションの定義は多様化していますが、同様のご意見をお聞きしています。計画名については、計画策定の当初は(仮称)世田谷区障害施策推進計画としていましたが、検討の中でご意見もあり、現段階では計画名称は併記を考えています。今後については次の機会に検討委員のご意見等も参考に考えていくことになると思います。

(7) 地域共生社会の実現に向けた地域づくりについて、現在障害のある人と地域住民との交流活動をしている団体など、どのくらいあるのか。

<回答>

世田谷区社会福祉協議会では、ふれあいいきいきサロンに登録している障害者の参加がある団体は60団体、地域包括ケアの地区展開において地域の課題を解決するために創出された障害者等が参加する居場所やカフェの活動は19団体となっています。また、世田谷ボランティア協会には、知的障害者の余暇活動、身体障害者の交流活動、視覚障害者の音訳・朗読、発達障害の支援、パソコン支援、アルコール依存症の支援、マイノリティー理解の交流支援等を行っている団体(グループ)が20団体ほど活動しているとのこと。

(8) 資料 8-1 P28(2) について、講演会を受けた方の感想にはどのようなものがあったのか、また評価は?(げんきの講演会)

<回答>

講演会では以下のような感想が寄せられました。講演会の実施により、発達障害のある方への関わり方や配慮について理解を深めることができたことと評価しています。

- ・「子どもが楽しく過ごせる環境を整えていきたい。」
- ・「発達障害のある人にどう接したら良いのか参考になった。」
- ・「普通にまぎれさせてうまくいかせたいと心の底では思っていたなと気づいた。」
- ・「無理せずのびのびと環境を整えて育てていきたい。」
- ・「家族の関わり方を理解することができた。」
- ・「特性があるということと障害があることは別で、周囲の理解や配慮次第で特性があっても障害にならないのだと感じた。」

(9) 計画素案 P30(5) について、BOP と放課後デイとの連携は今後どのようにしていくのか。

<回答>

新 BOP のあり方を含めた児童の放課後の居場所についての検討を、引き続き関係所管とともに検討していく必要があります。新 BOP と放課後デイを時間や曜日で使い分けて利用している家庭が多いため、保護者の同意を得た上で情報共有し児童の育ちを共に支援していきます。

(10) 計画素案 P38 について、課題の抽出ではどのような課題が掘り起こされたのか。(ぽーとにおける課題の抽出、社会資源の創出)

<回答>

例えば、いわゆる 8050 問題など潜在化、複合化している課題を抱えた世帯への支援の必要性や、生活困窮者支援や若者支援での相談には障害に関わるものも多い状況があること、社会的つながりが弱い方への対応の必要性などの課題が見えてきました。次期、障害福祉計画では、こうした課題に対する取り組みについても記載していく方向で検討を進めています。

(11) 計画素案 P103 ③について、小中校への講師派遣が減ったのはなぜか。(発達障害者支援実績)

<回答>

講師派遣は学校からの希望により実施しています。派遣を希望する学校が減ったため回数が減少しました。

3. 障害者施設設備等に係る基本方針の答申案について

【世田谷区障害者地域生活課整備担当より回答】

(1) 日中支援型のグループホームの区内状況、進捗状況はどの様になっているのか。

<回答>

現時点では区内での該当施設は無いが、区内でも介護包括型から日中サービス支援型に移行を検討している事業者はあります。

(2) 日中支援型のグループホームが区内で増えない理由をどのように捉えているのか。

<回答>

重度障害者への支援に対応するための人員配置による人件費の増加等、ランニングコストが運営上の課題の一つと考えられます。

(3) 共生型サービスの導入状況はいかがなものか。

<回答>

区内での導入はございません。

(4) 日中活動の施設については、今後の特別支援学校卒業生数というベースの基づいての数ということは理解できるが、GH についての見込み数は何がベースになっているのか。

<回答>

障害当事者・家族と身近に関わっている障害者施設職員が、利用者・家族の日頃の意向や、利用者・家族等介助者の年齢や健康状態等を勘案した想定で見込んでいます。

(5) 施設の職員や医ケアの支援者は、コロナを含めて感染症対策の学習や研修等を受ける機会はあるのか。また、感染症対策のマニュアル等があると思うが、全ての職員が同様に理解し、感染症発生時に適切な予防対策ができるのか。

<回答>

世田谷区福祉人材育成・研修センターでは、令和2年7月から令和3年3月末までの間に「福祉サービス従事者に必要な感染対策 新型コロナウイルスの対策を中心に」の動画を配信しております。区では障害者施設に対してこの情報提供を行っており、施設職員は個々の都合に合わせて受講ができるようになっています。なお、新型コロナウイルスの対策として、障害者施設ごとに感染対策をマニュアル化するなどし、予防対策を徹底していると報告を受けています。

(6) 区内での共生型サービスの整備状況はどのような実態か。

<回答>

区内での導入はございません。

(7) グループホームについて、中軽度・重度向けとあるが、中軽度から重度化した際の住まいはどのように検討されているのか。また50代後半から障害者の高齢化・重度化は進行するため介護保険制度の適用は、難しく制度のはざまが生じているのではないか。

<回答>

重度障害者対象のグループホームの整備については、「日中サービス支援型グループホーム」整備を含めた促進策を講じ、整備促進を図っていきます。

50代後半からの障害者の介護保険制度適用については課題が多いため、本人のサービス利用に関する意向を把握したうえで、生活の実態を踏まえて丁寧に対応しながら日常生活の支援に努めてまいります。

(8) P.11 施設一覧(種別、定員)生活介護に「あけぼの学園」が含まれていないが、利用者が世田谷区だけでないからなのか。

<回答>

施設一覧の障害者施設は、区で通所者の利用調整を行っている施設を掲載しております。「あけぼの学園」は区で通所者の利用調整を行っていないため、掲載しておりません。

(9) 資料 8-2 P9(4)1) について、日中活動の居場所の展開は具体的にどのように進めていくのか。

<回答>

区内には生活介護や自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター等様々な日中活動の場があります。これら既存の通所施設のそれぞれの特色を活かしながら、利用者のニーズに沿った柔軟な受入れや施設の機能転換や機能付加等を検討していきます。また、多様な利用ニーズに応じられるように地域施設の活用や地域の社会福祉協議会と連携した居場所(カフェ等)など、実現可能なところから順次取り組んでまいります。

(10) 課題解決に向けて、現状の区内の空き家のグループホーム等への活用の実態があるか、もしくは検討はされている状況かどうか。居住支援協議会でこれらの課題は共有されているかどうか。

<回答>

区内の空き家が実際にグループホーム等への活用まで繋がった実績はございませんが、グループホームの開設を検討している法人から相談があった場合等は、必要に応じて「空き家地域貢献活用相談窓口」への紹介を行います。

③世田谷区自立支援協議会 第2回本会報告

令和2年度世田谷区自立支援協議会本会（第2回）への意見及び質問への回答

令和2年度世田谷区自立支援協議会本会（第2回）は、令和3年1月29日に開催予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の状況により第1回本会と同様に書面による開催とし、委員より本会資料への意見及び質問の提出を募った。本報告書には提出期日である令和3年2月5日までに提出された委員からの意見及び質問と、質問への回答を記載する。

<次第>

1. 令和2年度自立支援協議会の取り組みについて
 - (1) 相談支援ワーキンググループの取り組みについて
 - (2) 子ども支援検討ワーキンググループによる「障害をもつ子どもたちへの支援課題」まとめ
 - (3) 自立支援協議会シンポジウム経過報告
2. 新型コロナウイルスによる影響調査について
3. 障害を理由とする差別解消に関する報告
4. 日中サービス支援型指定共同生活援助開設について
5. 世田谷区からの報告・協議事項
 - (1) 世田谷ノーマライゼーションプラン（仮称）世田谷区障害施策推進計画 - の策定における考え方について（答申）
 - (2) 障害者施設整備等に係る基本方針の策定について
 - (3) 令和3年度基幹相談支援センターにおける質の向上の取り組み状況について
6. その他
 - (1) 令和3年度基幹相談支援センター年間スケジュール（案）
 - (2) 第1回ピアサポート活動ワーキンググループチラシ
 - (3) エリア自立支援協議会からのお知らせ

令和2年度 第2回世田谷区自立支援協議会本会の資料への委員からの意見

1. 第2回世田谷区自立支援協議会本会の資料への意見
 - 虐待通報に関するアンケートのまとめと結果を読んで、明らかに虐待と感じる酷い状況のケースもあったが自分自身、身に覚えるあるようなこともあり、相談員の方の対応の苦労を感じた。当事者も相談員サイドも一人で悩まず、連携することが必須で、当事者団体としても「つながり」大切さを認識しながら今後の活動に活かしていきたいと思う。子どもについては、連携先に児童相談所は必要だと思った。できれば、子ども部会ができるなら児童相談所にも自立支援協議会に入ってもらえるのがよいのではないかと。

- 新型コロナウイルス関連困りごと調査について、本人・家族については、連協が実施したアンケートの方が生の声が聞けると思った。
- 「地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みについて」はいずれも重要な課題ばかりだと思う。取り組み状況についての各項目（優先度が高くない項目も含め）が前向きに進むようご検討ください。特に、自立支援協議会の活性化の必要性は高いと考えるので、部会やWGの活性化がなされることで本会にも波及効果があると思う。その意味では、全体会の進め方も検討が必要。今回は書面なのでじっくり読むことができ意見が言えるが、いつもは説明ばかりになっている。
- コロナ禍により本人・ご家族・施設・環境までもが大変な状況を再確認した。テレビでは居酒屋店長や焼き鳥店の店主が「売り上げが〇〇%落ちた！」など流されているが、本当ならこのような現実、本当に困っている姿を国民が知るべきだと思う。
- 子ども部会の方向性をもっと具体的に示されていても良いと思う。
- 資料8-2の通所事業所の今後利用者数増加について、生活介護、B型に小規模で通所事業所を増やすのはどうか。5～10人でも送迎などができればニーズはあり、事業者数も増やせるのではないかと。スペースを有効に使えようとする。
- 資料12-1の「SouHou」をぜひ全区的にしてもらえたいことを希望する。
- 資料8-1の重点的に取り組む課題の内、「④障害特性に応じた場の整理についてぜひ精神障害者の日中の居場所を早急に作ってもらいたい。」
- 子ども支援に関わっている訪問介護事業所として、各関係機関との連携という課題においても少し役割を明確にしてもらえると有り難い。（居宅介護・通院・通学・医療職の補助等に關わる支援を小さい時から継続して行っているケースもある）
- 相談支援体制の充実・強化に向けて取り組みは、まだ試行錯誤しながらではあるが官民協働で取り組んでいてとても大事なことだと思う。区内の相談支援専門員に取り組みを発信・共有し続け、関わる相談支援専門員を着実に増やしていくことが必要だと思う。
- 世田谷ノーマライゼーションプランでは精神障害、引きこもり等の社会的支援が届いていない部分の施策が今後充実していくだろうと期待が持てる内容だった。
- 資料1-1「虐待通報の判断に～」の資料は現場の支援者の立場からも参考になる事例が多く、早速、現場で情報共有させてもらいたい。こうした情報を支援機関・支援者・ご家族などが情報共有できる仕組みがあると良いと感じる。
- 地域の方々を巻き込んだ部会等が出来ると思う。商店街や団地などを障害の有無に関係なく盛り上げられるような取り組みを行いたい。
- 日中サービス支援型グループホームとの連携がわかりづらく感じる。
- グループホームについて、身体障害者（重度）の施設の整備等に係る基本方針の「今後の整備について」の具体策より、家族の介護負担は厳しい状況であり、短期入所の利用だけでは大変な状況。特に高齢の家族はグループホームを強く望んでいる。
- 虐待通報の判断に迷った場面のアンケート結果報告は、今後判断に迷った時は通報するということを認識する上で参考になった。
- 医療的ケアを含む重度障害者対応施設の今後の整備において医療的ケアのノウハウ、人材の確保、育成の推進について、つくしんぼホーム同様あけぼの学園も十分協力する。
- 今期、コロナ禍によりリモート研修の機会を得ることができた。人材育成の面からもコロナの状況に関わらず、時間（24時間）や場所を選ばないリモートによる人材育成研修等を区・民間問わず機会を多く設定してもらえると良いと思う。
- 保健師や相談支援員、成年後見センター担当ともカンファレンスを重ね、電話や「ご家族に負担がかからないように、地域と連携して支援を進めていますのでご協力ください」という手紙を家族に何度も送っている。事例によっては弁護士との相談も行っている。しかし家族に病状説明を受けに来て頂くことや退院方針を話し合うため来院頂くことすら難しい。長期入院者の権利擁護についてぜひ充実させてほしい。

- 相談支援ワーキングのアンケート活動は興味深く拝見した。虐待防止・差別解消・権利擁護部会との連携も貴重な動きだと思う。相談支援ワーキングはもともと相談支援マニュアルを作成するために組織されたワーキンググループが母体で発展してきたので、そろそろ部会に進化する道を模索して欲しいと思う。
- コロナ禍でのアンケート結果は広く発信していきたいと思う。時間が経ってしまい単純に公開してもイマイチだと思うので、座談会を催す等有効に使って欲しい。
- ノーマライゼーションプランの途切れのない支援（P90）について。教育の場面のみならず、高齢化した障害者が必要なサービスが利用できるように介護保険の柔軟な適用をお願いしたい。例えば障害者の場合60歳からデイサービスや入居施設（ショートステイ含む）等。
- ノーマライゼーションプランの居住支援協議会と連携した住まいの確保（P122）について。民間のみならず入所施設の整備も検討してもらいたい。ヘルパーの支援だけで生活が成り立たない障害者は都外施設に入所先を探している例が多い。

2. 子ども支援検討ワーキンググループから子ども部会への昇格についての意見

- インクルージョン社会について。支援学級の交流学習や共同学習を双方にとって意義あるものとするために、事前に交流先の学級で障害特性や関わり方を学ぶなどして、行事や給食などにゲストとして参加するようなねらいのない交流とならないように配慮してほしい。
- 支援学級の増設。（毎年とても多い要望である。本当は関西のように対象の子どもの居住地区の全小学校での設置を望むが、ハードルが高いのは理解できるのでせめて増設をしてほしい）
- 学区内に特別支援学級が設置されていないために、公共交通機関を利用して通学する子どもが多い。感染防止対策が必要な現状で、心身共に大きな負担を伴うことから、引き続き学区内に支援学級の増設を強く望む。
- 学区外の支援学級に通学する親子は地域との関わりが薄く、臨時休校中は特に孤独を感じるが多かった。将来や災害時の避難生活を想定しても、地域での同年代の児童との関わりはたいへん重要。支援学級在籍児童の学区小中学校への副籍制度を望む。
- 教員の専門性の向上。（毎年一番多い要望）
- 就学後、療育や相談場所が減少するため、学校の教員を頼って相談するが専門知識のない教員が多いことからの確かな答えをもらえずに不安が募る。研修の充実や支援学校教員や外部専門家に関わってほしい。
- 相談先の確保。就学後、公的機関で子どもの課題や問題を相談できる場所が減少するため、幼少期から一貫した支援を受けられる体制や日常的な問題を気軽に相談できる窓口の設置などを望む。
- 性教育の実施。（交流会で参加した保護者全員の希望であった）
- 小学校中学年頃から子どもから性について質問をされたり、子どもに気になる行動があるが何をどのように教えたなら良いのかわからず悩む。子どもがネットなどから誤った知識を得ないため、また、子どもが正しく自分自身を守り生きていくためにも、定期的な性教育の授業の実施を望む。
- 全体的に重度障害児（強度行動障害あるお子さん）、その家族の視点が見えない。医ケア、発達障害の支援、将来就労ができそうな中軽度障害に偏っている感じがする。
- 医療的ケア児をはじめとして地域で生活するための課題を多く抱えているので、本人だけでなく家族支援も含めた課題について積極的な検討と提言を期待する。
- ワーキングから部会へ昇格となると一団体としてもっと声を大きく出して子どもたちを守れるようになると思うし、弱者に対する犯罪の減少・消失や世間的な考えも変えられると思う。
- 子ども関係の検討の際に課題とされるのが学校＝教育委員会との関係である。ワーキングから部会へ昇格することで、本検討の位置づけや立場がより明確になり円滑な活動への助けになる

ものと理解する。

- 部会化した時には大きな会を企画して実効性のある部会運営をお願いしたい。
- 他部会との協議事項の連携が想定されるので、進め方や内容の整理をお願いしたい。
- 障害をもつ子どもたちへの支援は、そのライフステージ毎に抱える問題が様々な分野で発生する為、日々難しさを感じている。本人・保護者が地域で安心して生活を続けられる為に今回の部会昇格への期待は大きい。関わる機関が多く、中心となる相談支援事業体制の充実と強化、各機関の連携は重要な課題であり、支援の要となっていると考える。
- 本ワーキングだけでなく、他の部会活動等も書面を見るだけではなかなか理解を深めることは難しいが、これからも部会として活動しながら諦めずに発信し続けて欲しいと思う。障害があってもなくても子供はその街の未来そのものなので、生き活きと暮らせるように世田谷区全体として工夫したり改善したりした方が良いようなことはどんどん発信・提案してもらい、協議会でも活発に議論・協議できればいいと思う。
- 本会の議題でも何度か話が出ていて共有されたものと認識している。砧エリアから発信されて課題の解決に向けてスタートするのに賛成する。
- 世田谷区で昨年度に小児の高次脳機能障害についてのリーフレットを作成している。学童期の高次脳機能障害の子供は現在、福祉の制度の狭間になっており相談窓口もないので、この点も検討に含めてもらいたい。
- 子供は成長に伴い親御さんだけではなく、幼稚園・小学校・中学校と環境が変わり周囲との関わり合いが増える為、個別の組織作りが必要と思われる。
- 各エリア協議会と協働し活発に活動していく事を望む。
- 相談機関が統一されておらずどこに相談していいかわからないということがあると聞いている。相談支援事業者等、相談先の確保につながるよう望む。
- 様々な問題を抱えているケースは多いと思うので、他分野の関係者等で協働していくことが必要だと思う。
- 「子ども支援検討ワーキンググループ」での議論、検討を「部会」にすることで教育医療機関との連携と情報共有や協働が必要不可欠であり大いに賛成する。
- 切れ目のない支援をする上でとても良いことだと思う。
- 資料2-1に中等学校・高等学校の「親子関係のサポート・本人の生きづらさに関する支援の適切な導入」とあるが、幼児・小・中・高、それぞれの年代での兄弟支援や親子関係に関する支援があると良いと思った。(YouTube等のオンラインイベントなど)
- 幼児期の接触が上手くいっていない家庭がある為、連携の中に摂食に関する項目(巡回摂食指導)があると良いと思った。
- 何も無いところから課題整理をしていただいたことにまずは感謝する。あと1年かけて部会創設に向けて挙げられた沢山の課題の中で、自立支援協議会としてどの部分にどのように取り組むか更にまとめあげてもらえるようお願いしたい。

令和2年度 第2回世田谷区自立支援協議会本部会への委員からの質問及び回答

【世田谷区自立支援協議会より回答】

(1) コロナ禍でのアンケート結果を広く知らせていく方法は検討しているか。

<回答>

今回の新型コロナウイルスによる緊急事態宣言において顕在化してきたクライアントの困難事例や福祉提供側の困難事例などの課題、また今後発生するであろう課題や顕在化していない

課題を収集・分析し、対応策を考えていくためにアンケート調査を行いました。アンケートの内容については区の所管課を通じて区の各課と共有しています。今後の周知については基幹相談支援センターのWEBサイト、世田谷区WEBサイトにて掲載し、活用に向けては自立支援協議会で検討を続けていきます。

【世田谷区基幹相談支援センターより回答】

(1) 『これからの福祉サービス利用など相談支援専門員がお手伝いできます』のリーフレットは、昨年度の自立支援協議会の時の配付資料のイラスト豊富なものか？（その後、見かけることがなく、どのようになったのかな、と思っているが学校で配布されているのか？）

<回答>

昨年度の自立支援協議会配布資料と同一のものです。コロナの関係で配布を予定していた特別支援学校の保護者向け説明会が中止になってしまいましたが、学校の教員向け説明会と北沢総合支所で行った「高校3年生を迎える方への相談会」にて配布をし、内容を説明しております。また、各相談支援事業所への配布や区のホームページにもアップしており、相談支援専門員が活用できるようにしています。今後の活用については来年度に各支所で行われる「高校3年生を迎える方への相談会」で配布をし、相談支援専門員の周知をしていく予定です。

(2) 資料2-1の子ども部会について、部会を設置する上での良い点があれば教えてほしい。

<回答>

現状の子ども支援検討ワーキンググループは、主に障害児福祉分野のメンバーで構成されています。「障害をもつ子どもへの切れ目のない支援」の実現の為に、医療や教育や法律といった他分野の有識者の方から知識や意見をもらい、部会を設置することで幅広い分野の方に参画頂く事が可能となります。

(3) 資料9別紙1「基幹相談支援センター職員の基本相談に対応する力量向上」が優先度「○」となっているが、具体的にどのような課題があるのか。また、取り組みの方向性として「ぼーとへの（実習）～」とあるが、そもそも基幹相談支援センターは地域の相談支援センターを中核的に取りまとめる役割であると認識しているので、すでに設置から丸二年経過していることもあり、早急な対応が望まれると感じている。

<回答>

基幹相談支援センターについては、受託事業者の変更から2年経過しています。この2年間で、いわゆる基本相談や計画相談のスキル・専門性について、先達であるぼーとのベテラン職員や主任相談支援専門員クラスの相談支援専門員の皆様等から助言・指導を受けながら、レベルアップを図ってきました。ただし、多くの支援経験のあるぼーとのベテラン職員等のスキル・専門性にはまだまだ及ばない部分もあることや、基幹相談支援センター職員間での専門性の開きもあることなどに対応するために、引き続き力量向上を図っていく予定です。

(4) 虐待通報について、通報は「匿名」ではできないのか。

<回答>

匿名でも可能です。

【世田谷区障害者地域生活課より回答】

(1) 資料6-1の日中支援型GHについて、事業計画書の中に日中の過ごし方(平日)が記載なく、どのような日中活動があるのか不明確。日中の過ごし方をどのように提起するのか具体的に教えてほしい。

<回答>

事業計画書の内容の確認は、自立支援協議会運営会議にて行っております。その中では、バンブルに併設される生活介護事業所であるイタル成城においてアート活動に力をいれているため、バンブルにおいても創作活動への参加等を連携して行っていきたいとの法人の考えを確認しております。

(2) 資料8-1の障害者施設整備等に係る基本方針についての施設所要想定について、生活介護就労支援B型の利用者数が令和4年次後、増加の想定をしているが定員数が増えていない。何か定員を増加させる方策は考えているか。

<回答>

障害者施設整備等に係る基本方針作成の時点では施設整備の具体的な計画が無かったため、定員は増加しておりません。既存施設の有効活用や新規施設整備による所要量の確保に向けて、運営法人や庁内外との調整を鋭意進め、具体化を図って行っています。

(3) 日中サービス支援型グループホームについて、短期宿泊の定員は5人か10人どちらなのか。障害の安定度もあるが介護の人手は十分なのか。

<回答>

バンブルに併設される短期入所みつばちの定員は5人となります。人員配置等については、東京都が、事業者指定に係る審査の中で確認しております。

(4) 日中サービス支援型指定共同生活援助として、バンブルが2月1日から開設の資料があったが、当施設の利用者が1名バンブルを入所で利用している。体調がすぐれない場合や様々な感染が疑われる場合等、通所を相談の上で休んでもらうことは可能なのか。

<回答>

日中サービス支援型指定共同生活援助の主な利用対象者として、「重度化・高齢化のため日中活動サービス等を利用することができない障害者（日によって利用することができない障害者を含む）」ということが掲げられております。個々の利用者の支援に関することについては、施設と直接ご相談ください。

(5) グループホーム等の今後の整備について、運営事業者の負担軽減策の導入とは具体的にどんな事か。

<回答>

重度障害者対象のグループホームは国で示す報酬や職員配置では運営が難しいため、報酬改定等を確認し、運営面の負担軽減補助制度の導入について検討を進めています。

(6) 資料8-1の生活介護施設数が平成31(2019年)年4月時点で10施設とのことだが、現在は足りているのか。将来的な不足も気になるが、今困る人が少しでも減ってくれば良いと思う。

<回答>

令和2年12月の時点では定員数よりも利用者の方が多い状況ですが、所要量を確保できるよう調整を行っています。

【世田谷区障害施策推進課より回答】

(1) 差別解消に関する相談が年々減少しているが、区としてはどのように捉えているか。

<回答>

障害者差別解消法の施行から年月が経過し印象が薄れていることや、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により、相談が減少していると考えられます。

令和元年度世田谷区障害者（児）実態調査では、「障害を理由とする差別や偏見を感じたことがありますか」という設問については、「ない」が36.5%、「少しある」が19.2%、「ある」が18.7%となっています。

平成25年度調査では、「ない」が28.5%、「少しある」が19.8%、「ある」が30.4%です。「ある」について減少傾向がみられ、平成25年度に比べて11.7ポイント低くなっています。法施行や啓発等により一定の効果があつたことが推測されます。

一方で、差別が潜在化し見えにくくなっている可能性が懸念されます。区としては、より一層啓発や相談窓口の周知を行い、潜在化された差別を解消する必要があると考えています。

令和元年度から令和2年度にかけては、相談支援事業所連絡会における相談窓口の周知や、相談後の流れを図式化した案内チラシの作成・配布、障害当事者へのヒアリング等を行ってきました。今後も、「障害理解及び障害を理由とした差別の解消にかかる啓発」及び「相談窓口の周知」を実施し、相談しやすい体制づくりを行っていきたくと考えております。

【成年後見センターより回答】

(1) 成年後見センターの活動について（精神・虐待・成年後見・権利擁護・家族）。精神科病院に長期入院している患者さんについて、家族から障害年金等の小遣い金を送金されず、本人が自由に使えなくなっている場合、入院費は支払われているので“経済的虐待とは言えない”と言われてきたが、その方にとっては支障がある。本人は家族に嫌われたくないとの思いから成年後見人申し立てしないこともあり、常に我慢している状態が続く。成年後見センターや区との連携で有効な解決法はないか。

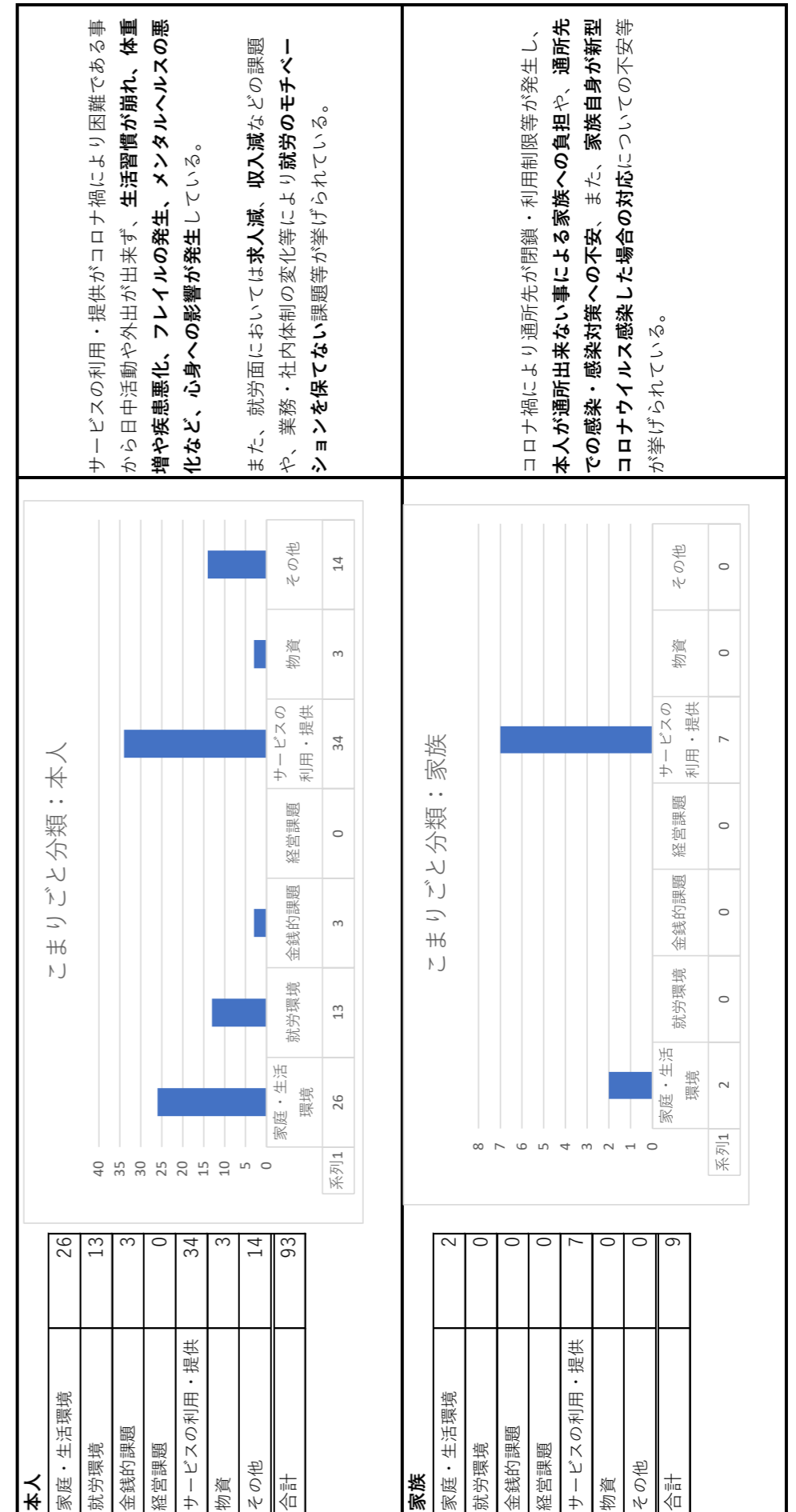
<回答>

本人の権利擁護の観点から、問題があると考えます。本人を含めて関係機関でカンファレンスを行い、原状の把握、課題の整理、解決策の検討を行ったほうがよいと思います。ご本人の希望、状況、課題等を共有することで、成年後見制度も含めて有効な解決方法を見いだせるかもしれません。また、ご本人様が世田谷区の方であれば、成年後見センターの職員がカンファレンスに参加させていただくことも可能とのことです。

※本報告書への添付資料は下記の通り（資料番号は配布資料のものとする）

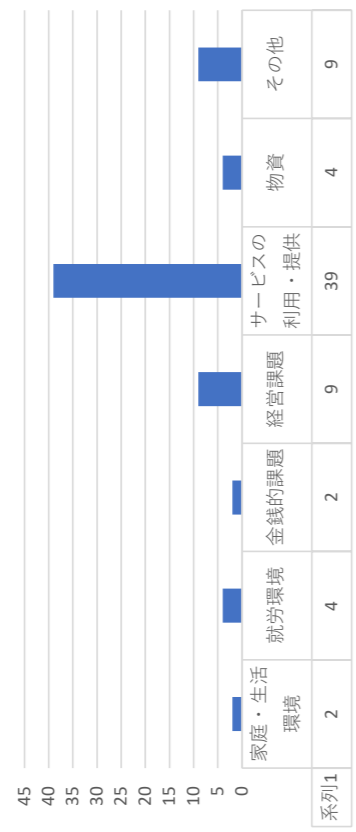
- 資料4 新型コロナウイルス関連困りごと調査について
- 資料5-1 障害を理由とする差別に関する相談・問合せ及び対応の状況
- 資料9 地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組みについて
- 資料9 別紙1 地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組み状況
- 資料9 別紙2 世田谷区障害者相談支援体制の人材育成と質の向上に向けた取り組み<イメージ図>
- 資料9 別紙3-1 世田谷区相談支援専門員キャリアラダー構築の方向性
- 資料9 別紙3-2 相談支援アドバイザー制度チラシ（案）

新型コロナウイルス関連困りごと調査（誰が軸）



福祉事業者	
家庭・生活環境	2
就労環境	4
金銭的課題	2
経営課題	9
サービスの利用・提供	39
物資	4
その他	9
合計	69

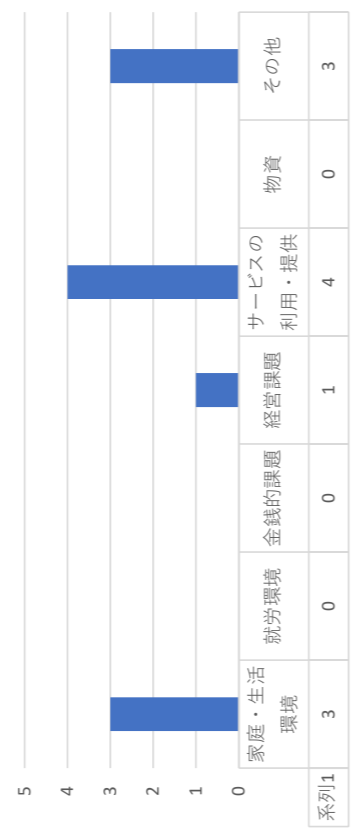
こまりごと分類：福祉事業者



ソーシャルディスタンス確保や消毒作業など、各事業者の業務内容・環境と、新型コロナウイルスへの感染対策を並立させる難しさがあり、職員自身の感染対策・感染に対する不安が拳がっている。
また、そもそもの対応指針、緩和の基準等が分からないという課題等が挙げられている。
当面の対応として、利用者、職員共に、利用者制限やシフト等により接触低減を行う試み実施されている。
また、接触低減により、関係機関との顔の見える関係作り、情報共有や連携困難な状況が発生している。
福祉事業者の事業収益減少が課題として発生している。

地域社会	
家庭・生活環境	3
就労環境	0
金銭的課題	0
経営課題	1
サービスの利用・提供	4
物資	0
その他	3
合計	11

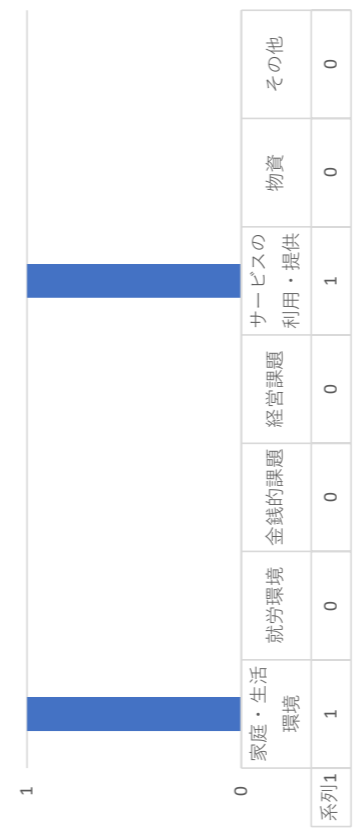
こまりごと分類：地域社会



ふれあいいきいきサロン事業、支えあいミニデイ事業などの地域活動の制限、訪問での家事支援等への敬遠・自粛等から、地域の見守りの目が行き届かない状況が発生している。
地域活動の制限や接触低減の観点からボランティアの受け入れを行う事が出来ず、ひきこもりがちな方が増えてきた。
近隣施設での感染者発生による地域での風評被害の発生、開所理由を尋ねられる等、近隣住民との関係性に影響が発生している。

医療	
家庭・生活環境	1
就労環境	0
金銭的課題	0
経営課題	0
サービスの利用・提供	1
物資	0
その他	0
合計	2

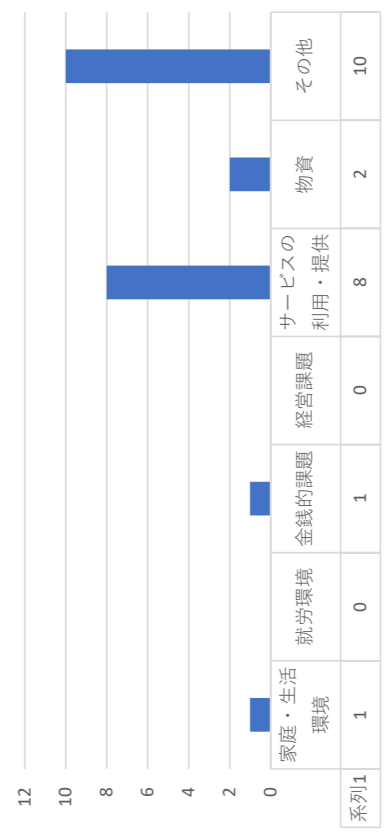
こまりごと分類：医療



・通院先が原則電話診療となり、医師と対面相談できなくなってきた方から、うまく相談できないことへのストレスを訴える声を聞いた。
・飛沫が飛ぶので、人と面と向かって話せない。

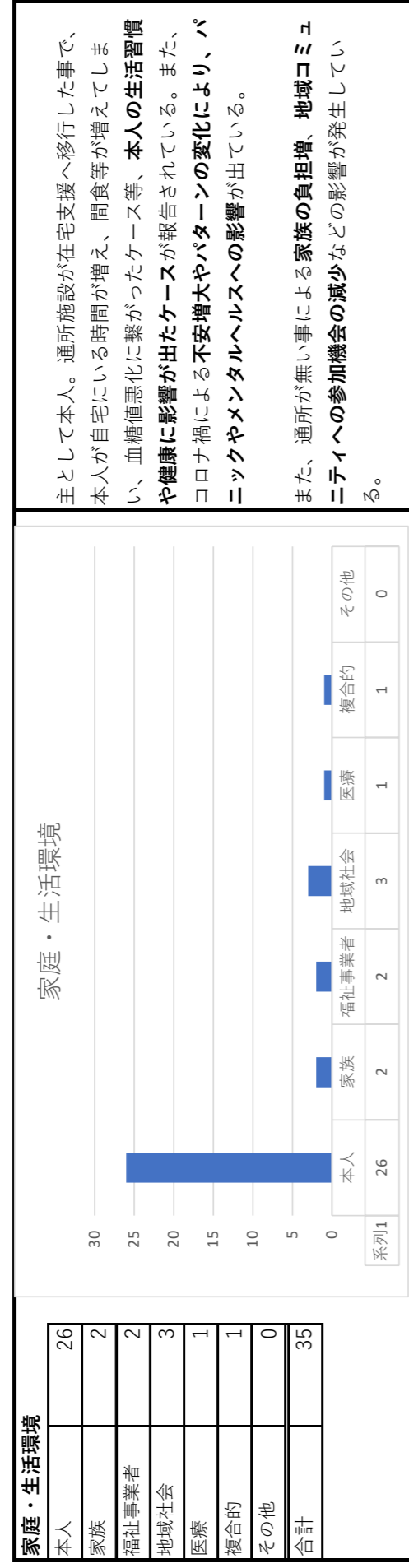
複合的	
家庭・生活環境	1
就労環境	0
金銭的課題	1
経営課題	0
サービスの利用・提供	8
物資	2
その他	10
合計	22

こまりごと分類：複合的



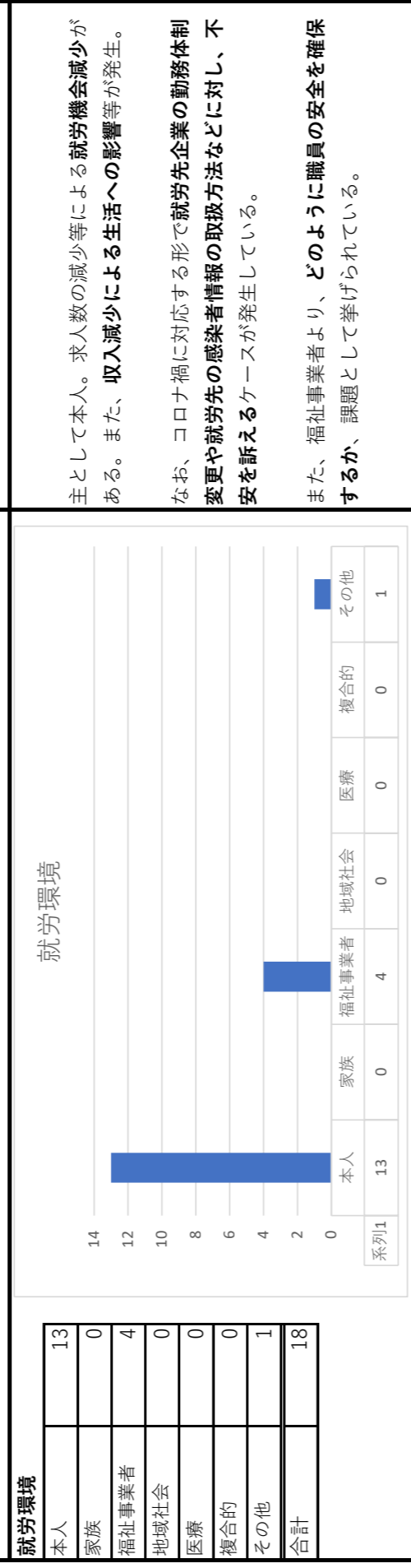
外国人や保護者、本人へどのように情報を届けなければよいか、といった情報伝達の課題や、失語症者の意思疎通支援方法、感染対策を実施しない方への対応方法、熱中症対策と感染症対策の両立、利用者家族の感染発生、施設内感染者発生時の対応方法、物資不足への不安、支援が出来ない事へのもどかしさを訴える声が挙げられている。

新型コロナウイルス関連困りごと調査（内容軸）



主として本人。通所施設が在宅支援へ移行した事で、本人が自宅にいる時間が増え、間食等が増えてしまい、血糖値悪化に繋がったケース等、**本人の生活習慣や健康に影響が出たケース**が報告されている。また、コロナ禍による**不安増大やパターンの変化により、パニックやメンタルヘルスへの影響**が出ている。

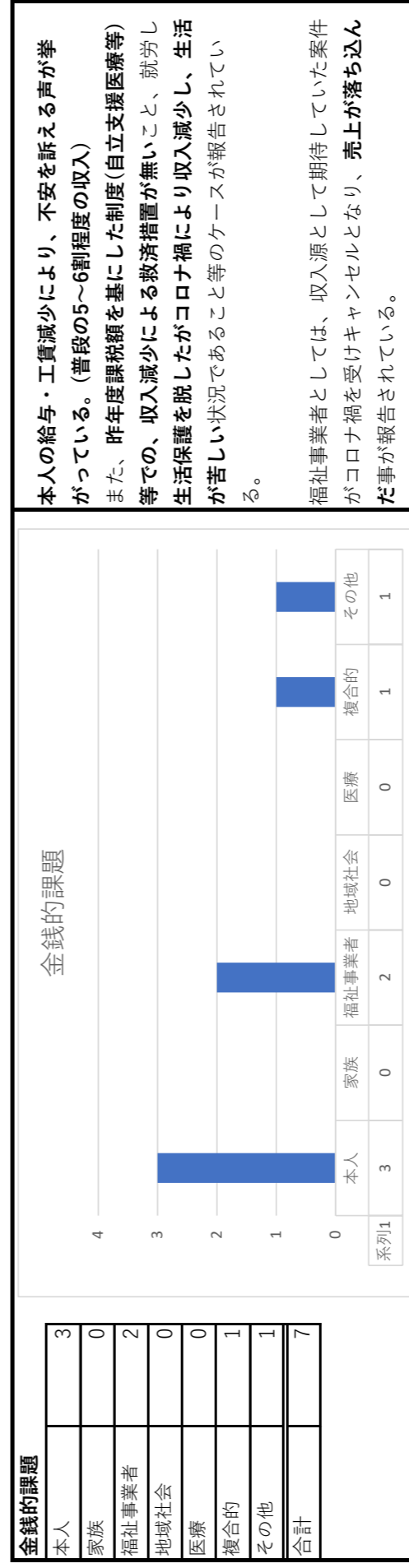
また、通所が無い事による**家族の負担増、地域コミュニティへの参加機会の減少**などの影響が発生している。



主として本人。求人数の減少等による**就労機会減少**がある。また、**収入減少による生活への影響**等が発生。

なお、コロナ禍に対応する形で**就労先企業の勤務体制変更や就労先の感染者情報の取扱方法などに対し、不安を訴える**ケースが発生している。

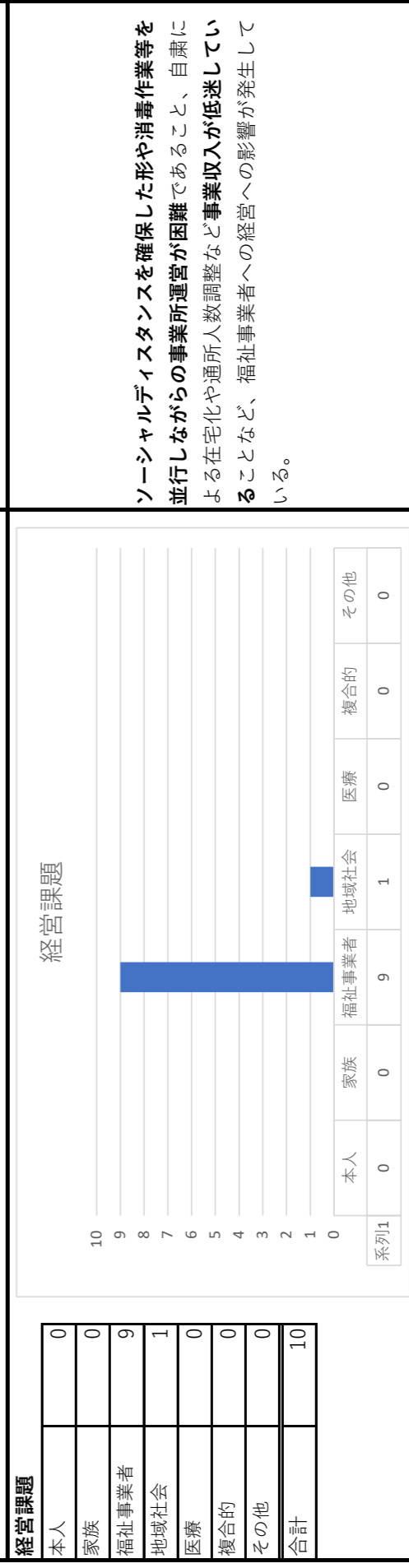
また、福祉事業者より、**どのようにに職員の安全を確保するか**、課題として挙げられている。



本人の給与・工賃減少により、不安を訴える声が挙がっている。（普段の5～6割程度の収入）

また、**昨年度課税額を基にした制度（自立支援医療等）等での、収入減少による救済措置が無いこと、就労し生活保護を脱したがコロナ禍により収入減少し、生活が苦しい状況であること**等のケースが報告されている。

福祉事業者としては、収入源として期待していた案件がコロナ禍を受けキャンセルとなり、**売上が落ち込んだ事**が報告されている。

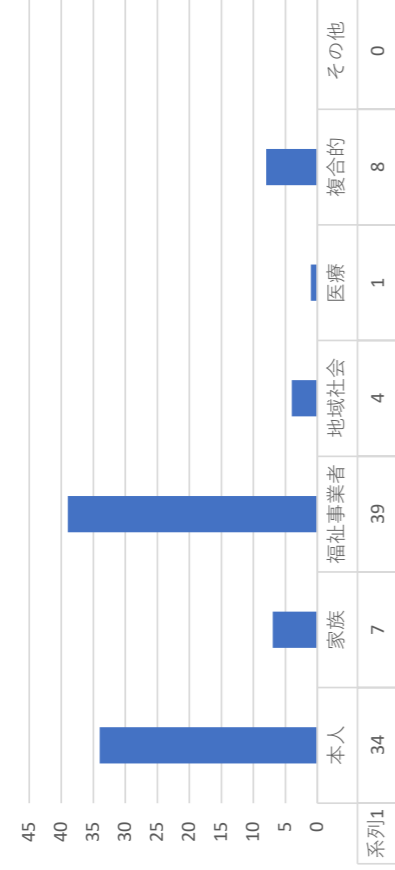


ソーシャルディスタンスを確保した形や消毒作業等を並行しながらの事業所運営が困難であること、自粛による在宅化や通所人数調整など**事業収入が低迷**していることなど、福祉事業者への経営への影響が発生している。

サービスの利用・提供

本人	34
家族	7
福祉事業者	39
地域社会	4
医療	1
複合的	8
その他	0
合計	93

サービスの利用・提供



コロナ禍を受け、日中活動の場や外出先など、日常生活を支えている環境が消失した状況が報告されている。

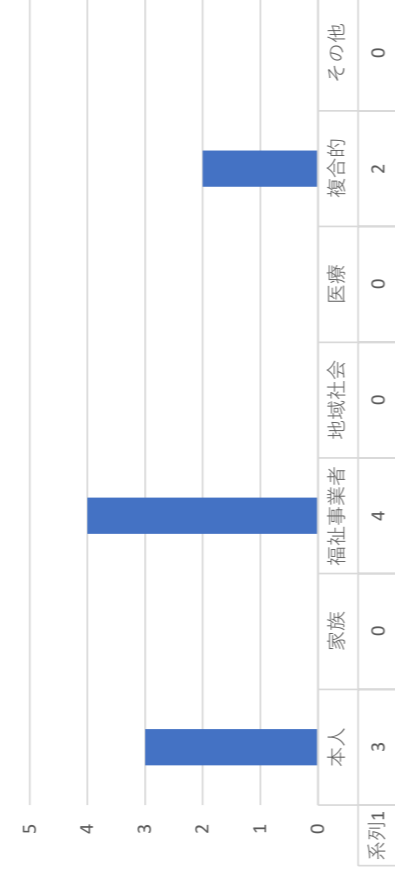
また、感染不安から、本人・家族の申し出によりサービスを受ける事を控える事例が複数報告されている。

福祉事業者では、職員のシフト勤務や在宅勤務等により、サービス提供時のスタッフ間情報共有が困難となつた例が挙げられている。

物資

本人	3
家族	0
福祉事業者	4
地域社会	0
医療	0
複合的	2
その他	0
合計	9

物資



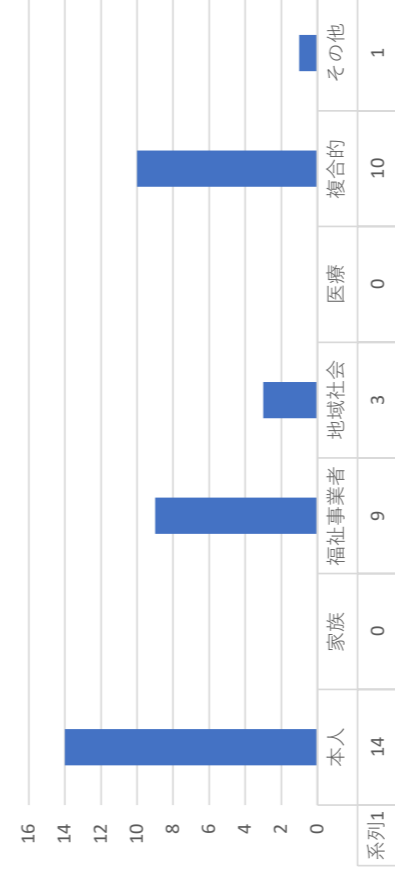
マスクやアルコール消毒液、ハンドソープ、トイレトペーパー、ビニール手袋、フェースシールド、防護服が不足していた。価格も高騰しており、入手困難であった。

また、マスクなどの物資受領時、個包装されていない事から感染対策上、配布に困る事例が報告されている。

その他

本人	14
家族	0
福祉事業者	9
地域社会	3
医療	0
複合的	10
その他	1
合計	37

その他



本人の家族や施設職員、近隣施設等身近な場所で新型コロナウイルス感染者発生や、その恐れによる不安の発生。

パンデミックの長期化による感染対策意識低下。

事業所経営悪化による業態転換による利用者影響。

サービス担当者会議等の開催自粛により支援方針が定まらない状況。

パンデミック長期化による体調の悪化等。

失語症等の意思疎通支援を要する方への支援が提供できない状況。

支援者間ネットワークのコロナ禍での機能不全。

障害を理由とする差別に関する相談・問合せ及び対応の状況

令和2年4月1日～令和2年11月30日

1 件数 28件

2、相談等の分類

①相談対応内容

区分	主訴	対 応		
		件数	うち区に 関わるもの (再掲)	割合
1 不当な差別的取扱いについて	10	1	0	3.6%
2 合理的配慮について	14	11	8	39.3%
(内訳) 2-1 物理的環境への配慮	0	0	0	0.0%
2-2 意思疎通への配慮	7	7	4	25.0%
2-3 ルール・慣行の柔軟な運用	7	4	4	14.3%
3 環境整備について	2	2	2	7.1%
4 その他の相談・問合せ	2	12	2	42.9%
5 対応中(報告月末現在)	0	2	2	7.1%
合計	28	28	14	100.0%

②相談者の分類

区分	件数	割合
当事者	17	60.7%
家族	4	14.3%
当事者団体	1	3.6%
区民	0	0.0%
委託・指定管理者	0	0.0%
民間事業者	3	10.7%
区職員	1	3.6%
不明・その他	2	7.1%
合計	28	100.0%

③障害特性

区分	件数	割合
視覚障害	2	7.1%
聴覚障害	5	17.9%
肢体不自由	11	39.3%
内部障害	4	14.3%
身体障害合計	22	78.6%
重症心身障害	0	0.0%
知的障害	1	3.6%
発達障害	1	3.6%
精神障害	2	7.1%
高次脳機能障害	0	0.0%
難病	1	3.6%
不明・なし	1	3.6%
合計	28	100%

④相談等への対応状況

区分	件数	割合
1 差別解消法に基づく対応	12	42.9%
(内訳) 1-1 状況を確認し、対応方法について相手方と協議	3	10.7%
1-2 担当所管に対応を依頼し、結果を確認	9	32.1%
1-3 相談内容を傾聴し、相談者・関係機関に情報を提供	0	0.0%
2 環境整備(傾聴・情報提供)	2	7.1%
3 その他の相談・問い合わせ	12	42.9%
(内訳) 2-1 法律や区の体制、広報等について説明	0	0.0%
2-2 保健福祉サービスに対する意見として対応	1	3.6%
2-3 その他の意見として対応	11	39.3%
2-4 匿名等により調査が出来なかったもの	0	
3 対応中(報告月末現在)	2	7.1%
合計	28	100.0%

障害を理由とする差別に関する相談・問合せ及び対応の要旨

令和2年4月1日～令和2年11月30日

28件

*相談要旨網掛け:令和2年11月受付分

*対応要旨網掛け:令和2年11月対応分

1 不当な差別的取扱いについての相談	1件
1-1 区に関する事	0件
1-2 他の行政機関に関する事	0件
1-3 民間事業者に関する事	1件

障害種別	障害内容	相談者	相談要旨	対応要旨	整理番号	
1	1.身体障害	2 聴覚障害	1.当事者	歯科クリニックに電話リレーサービスで受診申し込みをした。聴覚障害があることを告げると、人員・設備がなく、専門知識もないので対応できないと断られた。スマホの音声ソフト利用を提案したが、受け入れられなかった。	相手方に連絡し、状況を確認した。受け入れの必要性は理解しているが、過去にコミュニケーションが難しい患者を診察した際に、十分な治療ができなかった経験がある。またスタッフの配置が困難等から、断ったとのことであった。合理的配慮について説明し、聴覚障害を一律に断るのではなく、相手の状況に応じての判断と配慮を要請した。	23

2 合理的配慮の提供についての相談 11件

2-1 物理的環境への配慮に関する事	0件
2-1-1 区に関する事	0件
2-1-2 他の行政機関に関する事	0件
2-1-3 民間事業者に関する事	0件

2-2 意思疎通の配慮に関する事 7件

2-2-1 区に関する事 4件

障害種別	障害内容	相談者	相談要旨	対応要旨	整理番号	
2	1.身体障害	2 聴覚障害	3.当事者団体	記者会見に手話通訳をつけてほしいと申し込んでいるが、手話通訳をつけずまま行っている。テキストデータでは代替手段にならず、再考をお願いする。	対応が間に合わず手話通訳を導入できなかったことを謝罪のうえ、今後は手話通訳導入の具体的な手順なども相談し、協力を得ながら進めていきたいとの意向を告げ、相談者の了解を得た。	3
3	1.身体障害	1 視覚障害	1.当事者	けやきネット音声版に、登録更新手続きへのリンクがない。電話で相談すると、通常のページから手続きをするよう案内された。更新キーは長文の規約の後にあり、視覚障害のためマウスが使えず、更新キーまでたどりつけなかった。音声版に、更新手続きへのリンクを張ってほしい。	当初の対応を謝罪のうえ、現在の「読み上げ」機能は登録の変更や更新には様々な画面に展開することもあり対応ができていないこと等を説明した。今後、どのような対応ができるのか業者と相談のうえ、必要な予算措置も含めて検討する旨、相談者に説明し、了解を得た。	4
4	1.身体障害	2 聴覚障害	1.当事者	子どもの入学式(コロナ禍のため6月実施)に、学校に要約筆記の配置を希望したところ、教育委員会に電話かFAXで連絡するように言われた。教育委員会を経由せず、学校が配置してほしい。	学校はこれまでも、他のきょうだいの行事等では要約筆記を配置してきた。今回の入学式について配置希望を確認したが「配置不要」とらえていた。何らかのコミュニケーション上の齟齬があったと思われる。学校から再度希望を確認し、当日は要約筆記を配置した。	6
5	1.身体障害	4 肢体不自由	1.当事者	色覚に障害がある。世田谷区洪水・内水氾濫ハザードマップが、青系で表示されていて、家族には分かりづらい。カラーユニバーサルデザインに配慮しているのか？	洪水・内水氾濫ハザードマップ(多摩川洪水版)の浸水の色分けは、国が定める「色覚障害に配慮した推奨カラー」を採用していたが、洪水・内水氾濫ハザードマップ(内水氾濫・中小河川洪水版)の色分けは、色覚障害に配慮したカラーでは無かった。代替え方法として、色覚障害に配慮した色分けの浸水予想区域図等が掲載されている東京都のHP、防災アプリを紹介し、ハザードマップの色使いについては、今後検討していくこととした。上記をを相談者あてに回答した。	19

2-2-2 他の行政機関に関する事 0件

2-2-3 民間事業者に関する事 3件

障害種別	障害内容	相談者	相談要旨	対応要旨	整理番号
------	------	-----	------	------	------

6	1.身体障害	4 肢体不自由	1.当事者	銀行のATMは上肢障害で使えず、窓口で伝票を書いて行っている。今回、ATMの列に並ぶように言われ窓口を希望したが、窓口の環境が整っていないなど、案内や対応が不適切だった。必要な配慮を過不足なくきめ細かにしてほしい。	相手方に連絡した結果、「お客様の希望をよくお聞きして案内すればよかった。手荷物台や椅子は、車いすで利用する場合にどうかすように周知徹底し、お客様のご希望に沿うよう案内の仕方を工夫する」等の回答を得た。回答結果を相談者に伝え、了解を得た。	7
7	2.知的障害		1.当事者	バス乗車時に、愛の手帳紙を見せたところ、聞き取りにくい声とジェスチャーで写真の欄を提示するように指示された。理由がわからず、一連の指示が威圧的で恐怖を覚え、その後のバス乗車時に愛の手帳が提示できず、一般料金で乗車した。もっと分かりやすく、優しく対応してほしい。	当該バス会社の営業所に連絡し、相談内容と要望を伝えた。(相談者の要望から、路線や時間が特定できる情報は伝えなかった。)通常は表示部分の提示で割りしていること、営業所管内の路線運転手に注意を呼び掛けること、今後も表紙のみの提示で大丈夫なので、乗車を続けてほしいとのこと。以上を相談者に伝え、了解を得た。	14
8	3.精神障害		1.当事者	タクシー代の支払いで、障害者手帳を提示したのに無視されて、割引を受けられなかった。また、障害者を見下したような運転手の態度は差別的に感じた。	ドライバーは障害者割引の申出はないとの認識で営業所も苦慮しているとのことだったが、双方に気持ちの行き違いがあったかもしれず相談者の辛い思いに一言、謝罪できないかと伝えた。営業所から、特にマナーに気を付けて対応するよう担当ドライバーに話したと電話で伝えたところ、相談者からも「今後、相手に話がきちんと伝わったか、自らも気を付けたい。また、今後も利用したい」等の話があった。	18

2-3 ルール・慣行の柔軟な運用に関する事

4 件

2-3-1 区に関する事

4 件

障害種別	障害内容	相談者	相談要旨	対応要旨	整理番号	
9	1.身体障害	4 肢体不自由	1.当事者	期日前投票の際、車いす助の職員が投票時にすぐそばに居て、声をかけて離れてもらった。過去に何度も申し入れてきたことなのに、対応が変わらず、いやな思いをした。	担当課より相談者に連絡し、不快な思いをさせたことを陳謝した。投票所従事職員は必ずしも一定していない事と、投票前に、どこで投票するか連絡があれば、当該投票所に配慮について連絡する旨を伝え、一応の了解を得た。	9
10	1.身体障害	4 肢体不自由	1.当事者	区民会館エレベーターに、「間隔をとって5人まで」と貼り紙がある。車いすで介助者と乗った時に、「5人目を乗せるためにつめて」と言われ、無理なので降りようとしたら「我儘だ」と言われて傷ついた。表示に、車いす利用者への配慮してほしい。	担当課より相談者に電話し、状況と相談者の気持ちを聞き取った。エレベーターの人数表示はソーシャルディスタンス確保のための最大人数であること、「どのような場合でも5人までは乗れる」趣旨ではないことを説明した。今後は、車いすやベビーカーへの配慮について、貼り紙表示に加えることを伝え、了解を得た。	10
11	1.身体障害	4 肢体不自由	1.当事者	車いす利用。職員食堂にヘルパーと行った。介護者が二人分の料理をトレイで運ぶのが、人とぶつかりそうで大変。介護者がいても、だれかサポートしてほしい。また、給茶機の場所が狭くて使いにくいので、お茶ポットを置いてほしい。	担当課と食堂事業者で話し合い、①介護者がいても、声をかけてもらえばスタッフが手伝う ②る張り紙(お困りの方は声をおかけください)の掲示場所を増やし、声掛けしやすいようにすることとした。③お茶ポットは、コロナ感染防止の観点から、設置できない。以上を相談者に伝え、了解を得た。	13
12	1.身体障害	4 肢体不自由	1.当事者	出張所に手続きに行き、荷物が多いでカウンターを使わせて欲しいと頼んだが、貸してもらえず、床に座って荷物を出した。ヘルプマークも着けていた。もっと配慮してほしい。	所管課に連絡し、対応を依頼した。対応者は、当事者の要望を認識して、何らかのコミュニケーションの齟齬があったと思われる。所管課より当事者の連絡し、不快な思いをさせたことを陳謝した。今後は丁寧に要望を聞き取り、必要な配慮を行うことを説明し、了解を得た。	17

2-3-2 他の行政機関に関する事

0 件

2-3-3 民間事業所に関する事

件

3 環境整備についての相談

2 件

3-1-1 区に関する事

2 件

障害種別	障害内容	相談者	相談要旨	対応要旨	整理番号	
13	1.身体障害	4 肢体不自由	1.当事者	重度の肢体不自由と言語障害がある。区役所の窓口等で、まともな対応をされないことが多い。保健福祉領域職員は、重度障害者と直接話す機会を持って、「聞く耳があれば会話できる」経験を増やしてほしい。そのような研修に企画段階から重度障害者を入れ、障害当事者の話を聞く、話をする機会を設けてほしい。	当事者講師による研修は障害理解について有効であると考えていることを伝え、専門相談員が講師となる研修で、相談者が持参した冊子を資料として使用することを申し出て、同意を得た。保健医療推進課推進担当(保健福祉領域研修担当)を紹介し、担当者に相談内容を伝え、資料を渡すこととした。後日、相談者から担当課に連絡するとのことであった。	15

14	1.身体障害	4 肢体不自由	1.当事者	車いす利用者。区役所第1庁舎エントランスにあるトイレ案内表示が分かりにくい。障害者トイレと一般トイレが両方とも2階にあるように読めて、エレベーターで2階が上がってしまった。わかりやすいサインに変更してほしい。	トイレ案内表示のデザインを変更し、文言も「多目的トイレ1階右奥 銀行ATM横にあります」と、わかりやすく改善した。	20
----	--------	---------	-------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------	----

3-1-2 他の行政機関に関する事

0 件

3-1-3 民間事業者に関する事

0 件

4 その他についての相談

12 件

4-1 区に関する事

2 件

① 情報提供や意見として対応

2 件

障害種別	障害内容	相談者	相談要旨	対応要旨	整理番号	
15	1.身体障害	1 視覚障害	1.当事者	特定定額給付金の案内書類に音声コードを作成する対応を標準化してほしい。	これまでも申請書を対象の方にお送りする際は、封筒やご案内に「音声コード」を付してきた。今回の給付金についても、「音声コード」を活用するなど、対象の方へ情報が届くよう工夫していく旨、担当課より回答した。(※主訴は合理的配慮の提供だが、すでに対応済みだったため「その他」に分類した。)	2
16	1.身体障害	4 肢体不自由	1.当事者	計画相談支援事業所と契約しようとしたが、上肢の痛み等のために自署が出来ないと伝えたら、訪問を延期された。その後事業所と保健福祉課の話し合いがあり、再日程調整となったが、自分抜きで物事が進められ、納得できない。	相談者の思いを傾聴し、障害福祉サービスの基本は「本人中心」であることを確認した。保健福祉課には相談者が連絡するので、当課からの連絡は不要とのこと。(※主訴は合理的配慮の提供だが、保健福祉サービスの進め方に関する意見として、「その他」に分類した。)	5

② 匿名等により調査・対応ができなかったもの

0 件

4-2 他の行政機関に関する事

0 件

4-3 民間事業者に関する事

10 件

① サービス・交通機関等の利用

5 件

障害種別	障害内容	相談者	相談要旨	対応要旨	整理番号	
17	1.身体障害	4 肢体不自由	1.当事者	①国の、「8割自粛」は、障害者にとっては命の自粛となる。在宅障害者について、マスコミ等でもっと取り上げてほしい。②権利擁護事業支援利用の連絡をしたところ、急にスタッフ変更と日程変更を言ってきた。コロナ流行でスタッフ確保が難しいとのことだが、決定前に利用者に相談すべきではないか。	「自粛」に伴う在宅障害者の困難な状況について傾聴した。権利擁護事業については、自分抜きでスタッフ変更・日程変更を決められそうになったことが不快とのことであった。支援員訪問時に自分の気持ちを伝えるよう助言した。	1
18	1.身体障害	4 肢体不自由	1.当事者	路上で転倒したところを最寄りの店の店員に助けてもらったお礼に、その店を訪問したら、店長が、「入店させないように」と、店員に指示するのを聞いて悲しい思いをした。	その後、連絡がないため相談者に確認すると、本人は相手方への不満は残るものの、日常生活に大きな影響を及ぼすほどではなく、事を荒立てたくないとの思いから相談を辞退するとの話があった。	11
19	1.身体障害	7 内部障害	1.当事者	人工透析を受けている。院長から自己管理が不十分だと周囲も驚くような大声で威圧的に怒鳴られた。転院しようとしたが、他のクリニックでも生年月日と氏名だけで断られた。週3回、夜間に受診できる場所は他にない困っている。主治医には丁寧に説明してほしい。断ったクリニックは拒否しないよう伝えてほしい。	相談者の話からは、クリニックとの間に深いいきさつがあるように思われたが詳しい事情を確認できず、また、他のクリニックが断った背景も把握できなかった。医療事情に精通する第三者が間に入ることを肝要と考え、MSWIに相談するよう話したが、「たらい回し」と受け取られて聞き入れられないまま、終了した。	12
20	4.発達障害		2.家族	他県の高等学校看護専攻課(2年制)に進学し4年目となるが、6月に予定されていた看護実習を受けさせてもらえず、詳しい説明もなく困っている。また、最近、障害者手帳を取得したが、障害への理解や配慮もないと感じている。	本人の障害支援と関係機関等の理解や配慮のため、当該県の障害者支援センターに確認の上、相談しよう案内し、併せて障害者差別解消の窓口について相談者に情報提供した。相談者が差別解消窓口へ直接相談したところ、当該窓口から、当事者の意向を確認の上、当該支援センターに連絡、対応を依頼し、相談を受けられることとなった。	16
21	1.身体障害	2 聴覚障害	8.不明・その他	知人からの電話。歯科クリニックを受診予約のうえ予約時間に行ったところ、「前回受診時に大声を出したので診察できない」と断られた。本人はそのことで落ち込んでいる。	相談者の後、当事者の父より電話があった。予約電話は父が行い、その際は何も言われず、また前回受診の後も大声については特に注意されていない。納得できないので、その気持ちを伝えたい。事を荒立てるつもりはなく、相手方への連絡は希望しないとのこと。相談者に、本人が相手方への連絡を希望場合は対応すると伝えたと、連絡は来なかった。	24

令和3年1月29日
障害保健福祉課

②障害者雇用促進法に関すること 5件

障害種別	障害内容	相談者	相談要旨	対応要旨	整理番号
22	1.身体障害 7 内部障害	1.当事者	気管支疾患の進行により身体障害者手帳を取得したが異動させられ、業務の軽減も配慮してくれず、困っている。助言してくれるところを紹介してほしい。	障害者雇用促進法の対象となることを説明のうえ、障害者就労支援センターを紹介、相談者は、そこでの助言を受けることができた。	8
23	3.精神障害	6.民間事業者	地域障害者相談支援センターからの相談。区内の食品工場にパートで勤務しているが、急に社長に呼び出され、「ミスが多い。謝れ。」と繰り返し注意された。承服できず、配慮した対応を求めたところ、「誤らなければクビだ。」と言われた。社長の言動は障害者差別に該当するか。	就労上の問題であることから、障害者支援センターへの相談を案内した。	21
24	1.身体障害 7 内部障害	7.区職員	障害者手帳(内部障害)を取得し、7月からスーパーで働き始めたが、体調不良で休んだことで「本部に障害があることを報告したら、給料もあげず賞与カットすることだから、覚悟するように。」と店長から言われた。	障害者雇用促進法上の事案であり、担当所管と相談機関(就労支援センター)を紹介した。	22
25	5.難病	5.委託・指定管理事業者	難病を理由とした退職勧告等、就労先の差別的対応について改善してほしい。	区外在住であるとの事情により、どこまで対応できるかは不明だが、改正障害者雇用促進法の対象であることと、区内の障害者就労支援センターについて情報提供した。	26
26	1.身体障害 7 内部障害	1.当事者	区外在住。区内事業所で働いているが、合理的配慮が受けられない。会社にこれから申し入れをするが、自分が排斥されそうで不安である。うまくいかない場合に相談できることを教えてほしい。	就労の問題は、障害者雇用促進法の対象であることを説明。すでに社会保険労務士や労働局に相談しているとのことであり、まずは申し立てを行い、うまくいかない場合も引き続き労働局等に相談するように勧めた。	27

③その他 0件

4-4 個人その他に関すること 0件

対応中 2件

障害種別	障害内容	相談者	相談要旨	対応要旨	整理番号
27	1.身体障害 4 肢体不自由	2.家族	事故で入院。退院前に障害程度区分調査を受けた。四肢麻痺と高次脳機能障害がある。調査の際に、質問方法や調査項目、調査時間への配慮が得られず、くつらい思いをした。		20
28	8.不明・特定せず	8.不明・その他	区ホームページ上で、各庁舎の駐車場の案内について、駐車料金や障害者の車両台数を明示しないことは、合理的配慮に欠けるのではないか。		28

31年度継続案件で対応が終了したもの

障害種別	障害内容	相談者	相談要旨	対応要旨	整理番号
1	1.身体障害 2 聴覚障害	7.区職員	聴覚障害者が研修(区外郭団体自主事業)に参加予定である。手話通訳者派遣はどこの行うべきか。また合理的配慮はどのように必要か。	合理的配慮の提供は事業者の義務であり、当事者の状況に応じた柔軟な対応が原則であることを助言した。代替手段(PCで音声を文字に変換する等)は難しく手話通訳者の派遣が必要であるが、本研修における手話通訳者の配置には過重な費用負担があるため、今後の課題である。	56
2	5.難病	7.区職員	「部屋探しサポートの相談対応が差別的で、その存在意義も不明である。説明してほしい」と言われた。対応について助言してほしい。	障害者差別解消に関する相談では一般に、当事者の気持ちと相手方の想像力とのずれ違いにより、トラブルとなることがある。初回相談時の対応状況を振り返り、当事者の病状や障害の困りごとへの理解や丁寧な対応を心がけること等を助言した。	57

地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組みについて

国は、障害福祉サービスの平成30年度報酬改定において、地域の相談支援体制の充実・強化に向け、各自治体において取り組むべき事項等について示した。区では、基幹相談支援センターの相談支援アドバイザー等からご意見をいただき、以下の内容について検討を行い、取りまとめたので報告する。

- 1 地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組み状況・・・・・・・・・・別紙1
- 2 障害者相談支援体制の人材育成と質の向上に向けた取り組み全体像について・・別紙2
- 3 「相談支援専門員キャリアラダー構築」について・・・・・・・・・・別紙3

世田谷区相談支援専門員キャリアラダー構築の方向性

★★★つながりのある相談支援専門員の姿★★★

★は今後実施する予定で検討中の事業

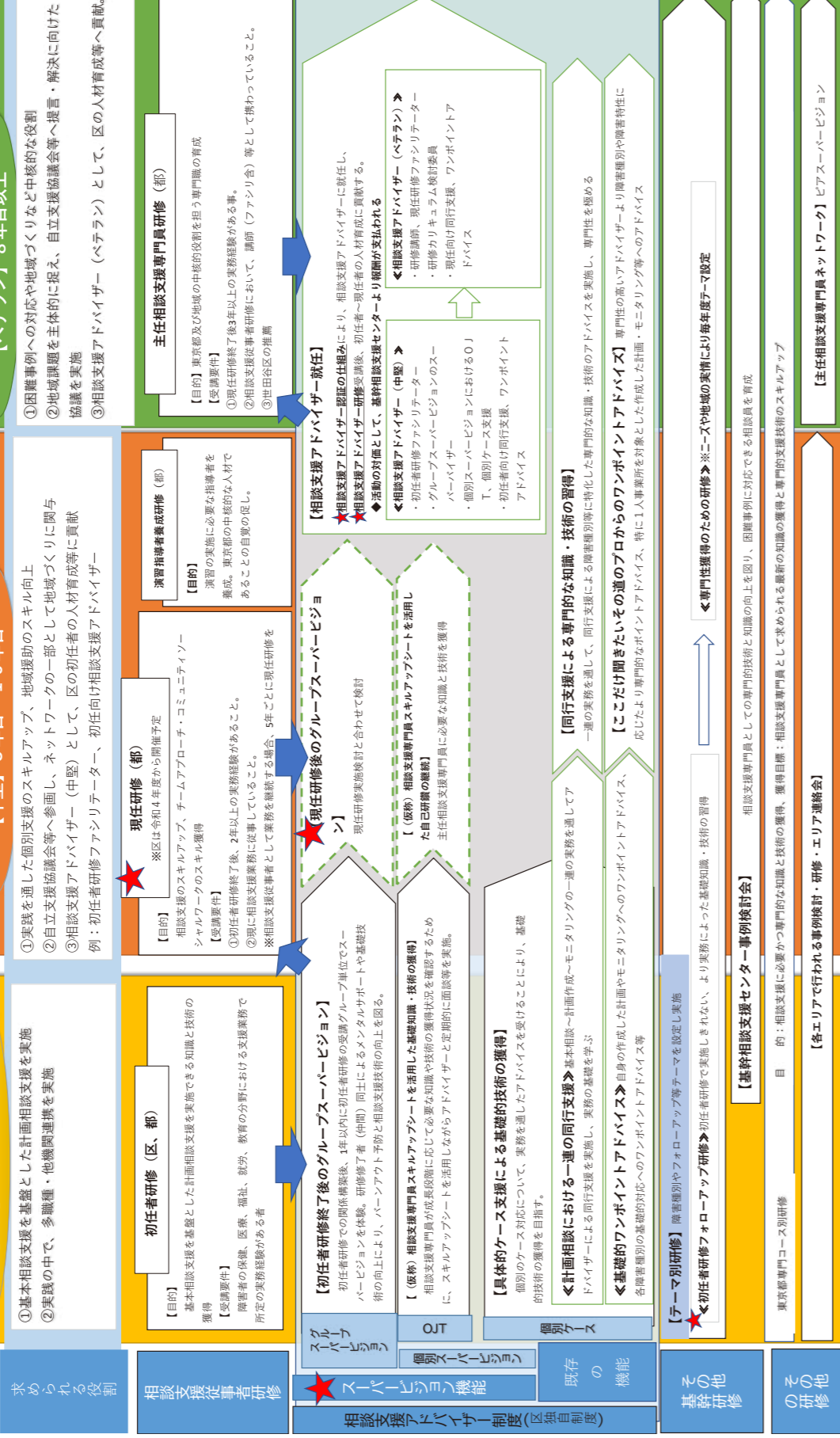
【初任】1年目～5年目

【中堅】3年目～10年目

【ベテラン】8年目以上

育成支援

育成支援



アドバイザー紹介コーナー

相談支援に関する豊富な実務経験や関係機関との連携などのノウハウを持つ相談支援専門員がアドバイザーになっていただきます。メンバーは次のとおりです。

- 障害全般**
社会福祉法人せながや聖の木会 相談支援センターあい 中川 邦仁氏
障害福祉分野、介護保険分野での業務経験が豊富。現在は相談支援専門員、社会福祉士等で障害児者から高齢者まで生きづらさを抱える人の相談支援を行っています。障害全般の計画相談に関するアドバイスをすることができます。困った時は相談支援専門員同士、助け合ってください。
- 精神**
社会福祉法人めぐらうす 地域生活支援センターMOTA 杉山 真生子氏
精神障害のある方の相談支援を行っています。精神障害の方との関わり方のノウハウや地域移行にあたっての、病院との関わり方などアドバイスすることができます。
- 児童**
特定非営利活動法人にじこの相談室にのこ 土屋 仁氏
特定非営利活動法人にじこの児童に関する支援に携わってまいりました。現在は相談支援専門員として相談室にのこ勤務。「支援を必要とする方とそのご家族を支えていく」という法人理念を元に活動を続けています。主に就学後の児童に関する計画相談のアドバイスをすることができます。一緒にがんばりましょう。
- 児童**
特定非営利活動法人わんぱくクラブ育成会 幼児グループわんぱく 野末 由紀子氏
児童発達支援事業所で就学前の子どもの支援に携わりながら、相談支援専門員をいたしました。子どもたちの様子を保護者と受け止め、一緒に悩み、楽しんで子育てするサポートをしています。主に未就学の児童に関する計画相談のアドバイスをすることができます。子どもたちや保護者たちが安心して生活できるよう一緒に支え合ひましょう！
- 医療的ケア**
社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会 重症心身障害児療育相談センター 等々力 壽純氏
世田谷区三番つくしんほホームにて指導員として勤務後、相談支援事業所を開始するにあたり理論となる。現在は「最も弱いものびとりも力になれなく」という法人の理念のもと、計画相談を行っています。主に重症心身障害児(者)を中心に、医療的ケアが必要児童の計画相談に関するアドバイスをすることができます。
- 障害全般**
株式会社ナイスケア ナイスケア相談支援センター 新聞 美穂子氏
医療的ケア児から高齢福祉の現場で10年の現場経験を積み、ナイスケア相談支援センター開設にあたり相談支援専門員となりました。自分が関わることや障害のある方が安心して生活できることを感じています。障害全般の計画相談に関するアドバイスをすることができます。
- 精神**
特定非営利活動法人 SU 総合企画マーベラス 片岡 学氏
主に精神障害の方々に対象に相談支援を行っています。就労継続支援B型事業所での経験を活かしながら、現在は相談支援専門員として従事しています。主に精神障害者への計画相談のアドバイスをすることができます。計画相談に関するお手伝いをさせていただきます。



「計画相談」での困りごとや、ひとり事業所なので不安があるという方
お気軽にお問い合わせください。
問合せ先：世田谷区障害相談支援センター
(TEL) 03-6379-0644



相談支援アドバイザー制度

相談支援に関する豊富な実務経験や関係機関との連携などのノウハウを持つ相談支援アドバイザーが、相談支援事業所の相談支援専門員に対し、スーパービジョンを行います。



仕事をしていたら、こんなことありませんか

そんな時は 相談支援アドバイザー制度を利用しませんか？

- 相談支援アドバイザー制度でできること
- アドバイザーがアセスメント等に訪問して、相談支援のノウハウやスキルの伝授ができます
- 経験したことない障害種別の利用者との関わり方のアドバイスができます
- 少し上の先輩相談支援専門員から、作成した計画のアンポイントアドバイザーができます
- ベテランの方も不安なことや未経験の分野に関するアドバイスを受けることができます

●対象者●
世田谷区内の指定特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所・指定一般相談支援事業所に所属している相談支援専門員。

●相談支援アドバイザー制度利用者さまからの声●
相談支援アドバイザーの方にインテーク場から丁寧に関わっていただき、とても心強かったです。
面談の場面で同行して頂き、分からないことや、アセスメントのポイントなどを伺うことができました。
フォローアップでも直接話して頂くことで、細かなことまで教えていただく事が出来ました。
自分にとって支援した経験の無い障害種別でしたが、アドバイザーの方がついていたこともあり、安心して相談支援業務を行うことができました。

[3] 各エリア自立支援協議会・専門部会・ワーキンググループ活動報告

① 《世田谷エリア自立支援協議会》

1. 令和2年度年間活動報告

<エリアテーマ>

「障害のある方が世田谷地域で長く暮らしていくことを考える」

<運営会議>

新型コロナウイルスの影響から4・5月は中止。
ZOOMも活用しながら、6月から毎月1回開催（計9回）。

<主な取り組み>

- (1) 様々な背景・理由により、何かしらに困っているが相談につながる事ができていない方々（8050世帯など）が相談できるための地域づくり。
⇒ 地域ケア連絡会との合同企画において、精神障害のある方の親の話しを聞き、なかなか相談できなかった家族の思いを企画参加者と共有した。
- (2) 支援者側から働きかけていく取り組み、新しいアウトリーチの形の模索。
⇒ エリア協議会とぽーとせたがやの共同制作という形でホームページ作成に着手（サイト名：SouHou）。今年度も継続して取り組む。
- (3) 支援者からの相談発信を増やすための地域ネットワークづくり
⇒ エリア協議会と地域ケア連絡会の合同企画を開催。親子ともに歳を重ねた世帯について、障害と高齢の支援者、障害当事者の家族とともに学ぶ機会をつくった。

2. 令和2年度実施結果

■ エリア協議会・地域ケア連絡会合同企画

<開催の目的>

8050世帯へのかかわりに必要な視点を障害、高齢の支援者と共に考える

<開催日時>

2021年3月4日

<開催方法>

ZOOM

<参加者>

80名（障害・高齢支援に携わる職員・障害当事者家族・区職員など）

<テーマ>

「親子ともに歳を重ねた世帯（8050）への“働きかけ”を考える～私たち支援者にできること～」

<内容>

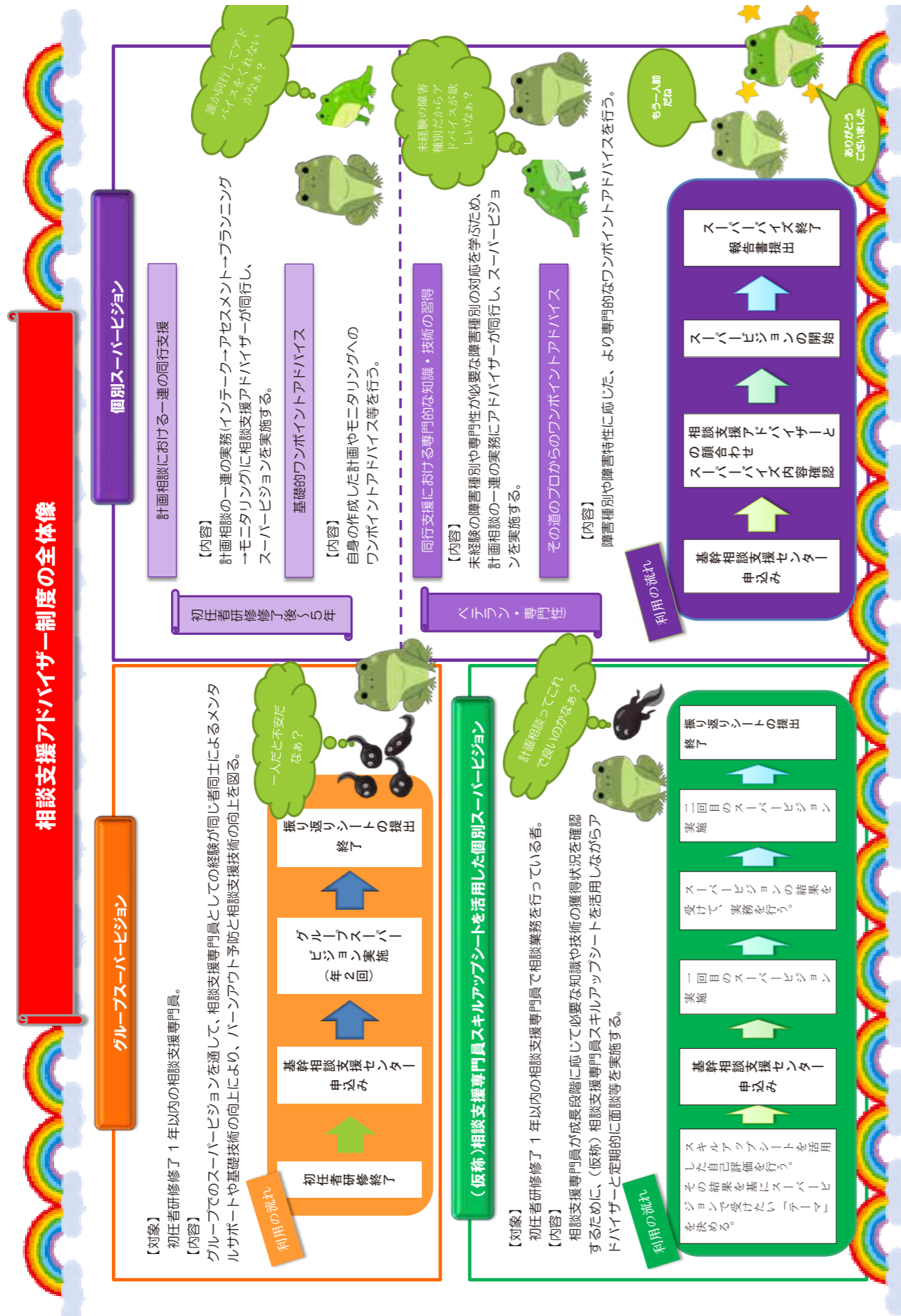
- (1) 「精神障害のある娘さんと暮らす家族の思い」：ご家族から聞いた話を紹介
- (2) 講義「歳を重ねた世帯への働きかけ」（講師：日本福祉大学教授 綿祐二氏）
- (3) 質疑応答：ZOOMを活用し、参加者からの質問に答える

■ ホームページ作成（サイト名：SouHou）

<作成の背景>

2019年度までの取り組みで、支援者の視点から見て将来的に支援が必要と思われるが、将来起こりうることに對する支援につながっていない方々が多くいることが分かった。

このことから、相談者からの相談を待つのではなく、支援者側から働きかけていくこと（アウトリーチ）が必要という結果となる。コロナ感染症の影響があるなかで、エリア協議会として取り組めることについて協議した結果、ホームページの作成に着手することとなった。



① 《世田谷エリア自立支援協議会》（つづき）

<サイト名>

SouHou ～そうほう～

<目指す機能>

世田谷地域の福祉関連情報の発信、困りごとに対する相談先・事業所などの紹介、地域のローカル情報（車いすトイレの位置、利用しやすいお店等）の収集・発信機能、研修・エリア協議会の情報発信機能など、障害のある方、ご家族、地域の方、支援者双方に分かりやすく役立つ情報を発信できるサイトを目指していく。

<作成予定コンテンツ>

- ・ 簡単事業所検索「みつけるん」→ 困り事の内容から、事業所・相談先を検索する
- ・ 詳しい事業所検索 → 目的・制度に沿った事業所を検索、事業所の空き情報の発信
- ・ 世田谷地域ローカル BOX → 世田谷地域の情報を発信
- ・ 研修・エリア協議会情報 → 研修の配信、協議会の取り組みを伝える

<進捗状況>

目指す機能に対し、コンテンツを決め、サイトを構成し、ドメインも取得し開設準備を行った。次年度、内容を協議しながらサイト開設に取り組んでいく。

3. 実施結果から見えてきたこと

■ 合同企画を通して見えてきたこと

企画における講義を通し、障害のある本人が将来の生活において困ることを、支援者は家族へ具体的に伝える、将来困ることへの解決策が具体的に提示された支援計画の必要性を共有できた。また、障害のある方が歳を重ねても希望する生活を続けていくため、高齢、障害それぞれの支援者がお互いの資源を知り、良いところを生かしていく視点が必要なことも学んだ。

一方、障害のある方が歳を重ねても希望する生活を続けるために必要な資源（住まい、お金のサポート等）が不足、また分かりにくいことから、支援者から家族に将来の話の提示しにくいという課題も見えてきた。

以上をふまえ、世田谷エリア協議会では今後も高齢、障害分野での合同企画を継続し、お互い情報、意見交換できる場を次年度も継続して作っていく。

■ 歳を重ねた世帯に関し見えてきたこと

合同企画やエリア運営委員会を通し、障害のある方が歳を重ねて困ることが想定される世帯は、①支援機関につながっているが、将来に向けた支援が進んでいない世帯、②どこの支援機関もつながっていない世帯の大きく2つに分かれることが見えてきた。このような世帯が、将来にむけた支援につながらないことには様々な背景や理由がある。一方、支援者も将来起こりうることを解決するための資源が分からないため、支援の提案ができない実態もある。

次年度、「障害のある方が歳を重ね、地域で生活をしていくことを共に考える」というテーマで、障害のある方に焦点をあて、家族に何か起こる前にできる働きかけや必要な資源について協議していきたい。

① 《世田谷エリア自立支援協議会》（つづき）

2021年1月15日

世田谷エリア協議会 コロナ禍における取組について
～ホームページ作成の報告～

<経過>

世田谷エリア自立支援協議会では2018年度から「障害のある方が地域で長く暮らしていくことを考える」ことをテーマに、障害のある方、そのご家族が共に歳をとっても安心して暮らし続けるために、何が必要なかを協議してきた。

2018年度に障害のある方の高齢世帯事例から地域課題の抽出を行い、2019年度の支援者向けに支援状況の実態調査を経て、今年度は下記に取り組むこととした。

- 1) 様々な背景・理由により何かしらに困っているが、相談につながる事ができていない方々（8050世帯など）が相談できるための地域づくり
- 2) 相談につながる事ができていない方々に支援者側から働きかける取り組み（新しいアウトリーチ）
- 3) 支援者からの相談発信を増やすための地域ネットワークづくり

今年度はコロナウィルスの感染拡大と自粛のなかで、困っている方がますます声を発しづらい状況となっている。地域づくり、新しいアウトリーチ、ネットワークづくりのためにコロナ禍でできることを検討した結果、エリア協議会のホームページを開設して、当事者・ご家族の方、地域の方、支援者が双方向に発信できる場づくりをすすめていくことになった。

<目的>

世田谷地域の福祉情報の発信、困りごとに対する相談先・事業所などの紹介、地域のローカル情報（車いすトイレの位置、利用しやすいお店等）の収集・発信機能、研修・エリア協議会の情報発信機能など、障害のある方、ご家族、地域の方、支援者双方にやり取りができ、分かりやすく役立つ情報を発信できることを目的にサイトを開設する。

<機能>

サイト名：SouHou～そうほう～（案）

～サイトの機能～

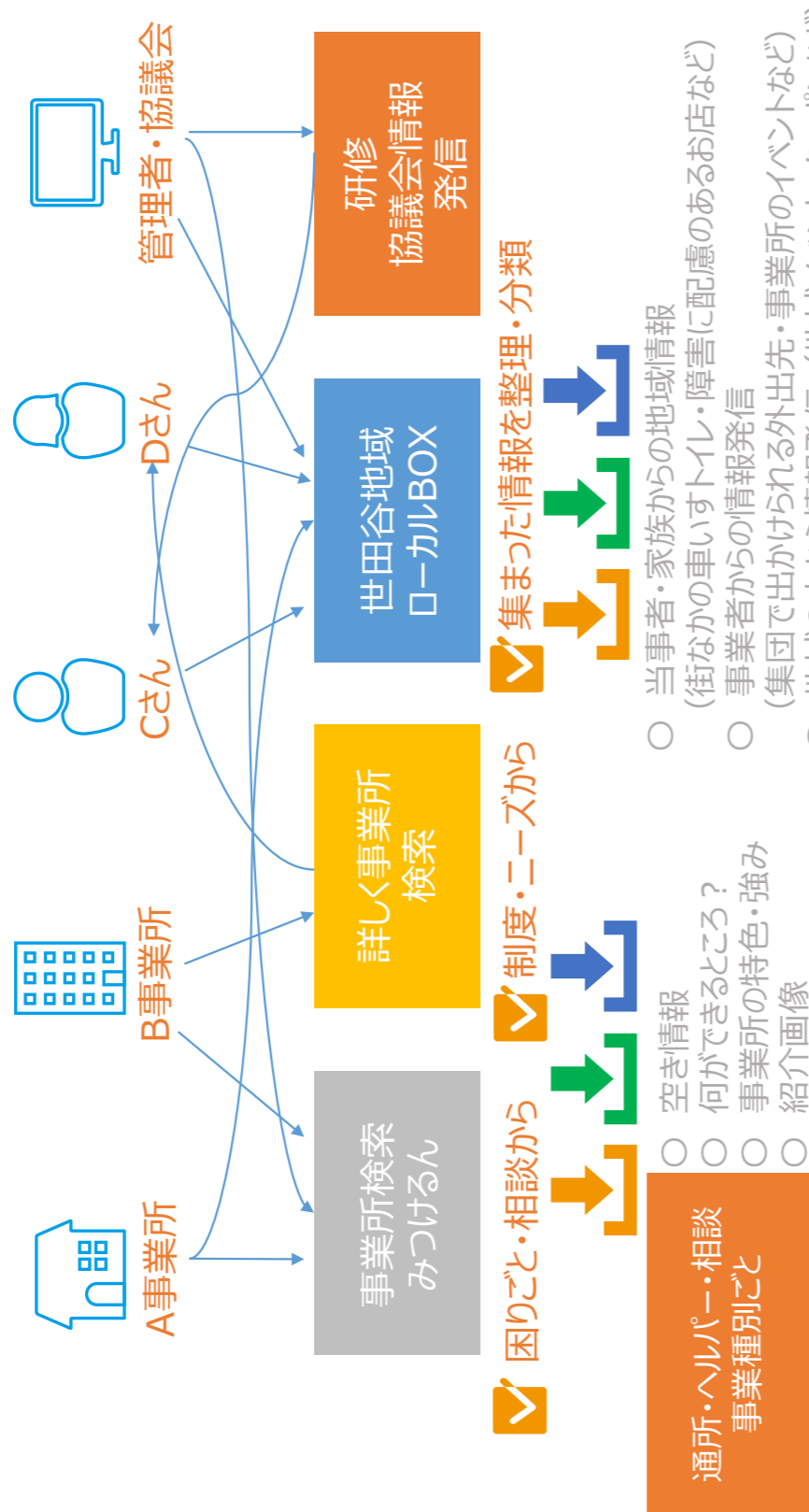
- ・ みつけるん → 困りごとに対して、相談先の事業所、機関を紹介
- ・ 事業所検索 → 目的・制度に沿った事業所を検索、事業所の空き情報
- ・ 世田谷地域ローカル BOX → 世田谷地域ならではの情報を発信
- ・ 研修・エリア協議会情報発信 → 研修の配信・協議会の取り組みを伝えていく

※ 別紙イメージ図・サイトトップページ参照

① 《世田谷エリア自立支援協議会》(つづき)

SouHou ~そうほう~ (案) homepage image

- 世田谷エリアの障害福祉に関する様々な情報(ローカル)が集まっているサイト
- 障害のある方、ご家族、支援者が分からないことや不安に感じていることに対し、少し安心できる具体的な情報を取得、発信でき、双方にとって役に立つサイト
- 一方通行の情報発信ではなく、見る側からも情報発信できるサイト。



② 《北沢エリア自立支援協議会》

1. 令和2年度年間活動報告

<運営会議>

基本的に毎月1回、オンライン会議(ZOOM会議)を開催
(令和2年度は、年間で9回開催した。*追加で有志メンバーを募り、事前打合せを3回開催した。)

オンライン会議の環境が整っていないエリア運営委員には、ぽーときたざわ(事務局)に來所し、会議に出席していた。

運営委員の構成は、当事者家族、障害福祉サービス事業者、指定特定相談支援事業所、子育て支援事業所、地区社会福祉協議会、商店街関係者(事務局は除く)で運営している。

北沢エリア運営委員会では、当事者やその家族からの視点を大切に、「住みやすい地域」に関する課題について、障害福祉の観点に拘らずに話しあっている。

2. 令和2年度実施結果

<全体会>

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、令和2年度の活動方針を決める段階で全体会の開催は視野に入れず中止を決定した。

<令和2年度の活動>

全体会の開催は中止したため、直接的な交流の場(全体会等)を設けることが出来なかった。そのため、令和2年度は、運営委員がフィールドに出向き、直接、障害当事者や地域の支援者、商店街の方々には話を聞くことはできず、障害当事者と地域の社会資源や商店街との接点づくりを行うなどの活動を通じて、出合いや「つながる」機会を提供することもできなかった。しかし、令和3年度に直接の交流の場を設けられることを期待して、「エリアの活動を外部に発信していくこととステッカーの周知と配布の下準備」を活動方針にして行った。

*補足ではあるが、ステッカーについては、一昨年度の全体会の開催がきっかけになっている。全体会では、「北沢地域をもっと住みやすい街にしよう~あったらいいなこんな商店街を実現しよう~」をテーマに、当事者の方々、商店街の方々、障害施策推進課の方、行政の方をお招きし、パネルディスカッションを通して意見交換や、インタビューを受けた。ご意見や現状から見えた課題をもとに、商店街側が、利用しやすい商店街になるように合理的配慮の推進を目指して、障害の有無にかかわらず誰でも積極的に受け入れていく姿勢を、当事者やそのご家族、地域住民に伝えるためのツールとして、北沢エリア自立支援協議会からウェルカムステッカーが提案された。

令和2年度は、「エリアの活動を外部に発信していくこととステッカーの周知と配布の下準備」に力を入れて活動を行ったため、2つの柱で活動を進めていった。1つ目は、北沢エリア自立支援協議会独自の「ユーチューブチャンネルの開設」に向けて、動画の作成を行った。動画は北沢エリア自立支援協議会について、視聴者が知りたいと思われることを5つの質問にし、ステッカーのキャラクターが回答していく、約10分のショートムービーになっている。現状、開設と動画の公開には至っていないが、動画は完成を目指して進めている。2つ目は、ステッカーの周知と商店街の方に配布する際に説明できるように「チラシ」の作成を行った。チラシには、北沢エリア自立支援協議会が大事にしているキャッチフレーズを盛り込むように工夫した。また、商店街を利用する際に合理的配慮ができると思われる場面をいくつか載せて、イメージが湧きやすくなるようにした。

最新版のチラシ案で、今後修正を重ねて完成次第、配布方法はエリア運営委員で検討していく。

② 《北沢エリア自立支援協議会》(つづき)

※以下がチラシ案

誰でもうえるかむ

僕は自立支援協議会 北沢地区のマスコット
うえるかむ君(仮)です。
北沢地区をもっと住みやすい街にしようと
誕生しました! 困った事があたら遠慮なく
お声掛けください!

心の距離を解消するために

たとえば
『車椅子でお店に入ると迷惑かもしれない・・・』
『ベビーカーだと邪魔かな?』
『杖をついていると気を遣わせるのが申し訳ないな・・・』
『会話が苦手だけど大丈夫かな』

そんな事を考えて入りたい気持ちにストップをかけて
しまう。その心の距離を解消したいと考えています。

このステッカーを貼ることにより
『誰でも うえるかむ』
という心の表現をしてくださいませんか?

障害の有無に関わらず
誰もが住み慣れた地域で
自分らしい生活を
安心して継続できる
社会の実現を目指して

youtube チャンネル 『ふれあいひろば』 情報発信します!

みんなで
参加型

② 《北沢エリア自立支援協議会》(つづき)

3. 実施結果から見てきたこと

運営会議の開催方法がオンライン会議になったことから、会議形式が変わった当初は戸惑いがあった。対面ではないために、お互いの温度差が読み取れず意見を集約することの難しさを感じることも多々あった。意見交換を滞りなく行っていきたいが、それぞれが ZOOM 会議の形式に慣れるには、運営会議の回数を重ねていくことが必要であった。

活動 (YouTube チャンネル、チラシ作成) は、どちらも完成が予定よりも遅れてしまった。YouTube チャンネルの動画に関しては、シンポジウム実行委員の世田谷 YouTube チャンネルの動画内で、エリアの活動報告として、1 月頃に動画をアップすることを想定していたが、緊急事態宣言の発令に伴い、動画のナレーション撮りが行えない等、スケジュール通りには進まなかった。まずは商店街の方にステッカーの趣旨をチラシの説明を交えながら配布し、いずれは商店街を利用する当事者やご家族、地域住民にも配布していき、ステッカーの普及活動に力を入れていきたい。

4. その他

北沢エリア自立支援協議会では、令和 3 年度は新型コロナウイルスの状況を見ながら、全体会の開催を判断し、前年度に引き続き、ステッカーの配布と周知の下準備から普及に向けて進めていき、だれもが住みやすい地域へさらに前進するような活動を行っていきたい。「with コロナ」というご時世で、直接的な交流は控えることが当たり前になりつつある一方で、北沢エリアでは、これまで大事にしてきた「つながることの大切さや必要性」を念頭に、何かできることはないかを考えていく姿勢を持ち続けていきたい。運営委員が「できないこと」にとらわれていては、「つながる」機会を提供する活動が消極的になる。他のエリアの活動を参考にしながら、「コロナ渦」の状況に応じて柔軟に対応していき、令和 3 年度は双方向的な「つながる」機会の創出する活動を継続して、何か一つでも「つながり」が感じられる出会いを実現したい。

③ 《玉川エリア自立支援協議会》

1. 令和2年度年間活動報告

- 運営会議：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、7月からの開催となり、毎月第3週の火曜日16時～17時30分、Zoomによるリモート開催を含めて計8回開催した。
- 「親なき後の生活を地域でどうやって支えるか」の年間テーマのもと、「コロナが影響した親亡き後の生活に対する支援事例」を9つの事業所から収集し発表し検討した。

2. 令和2年度実施結果

- 勉強会1月26日（火）午後4時～5時30分 参加者：25名
「新型コロナウイルス陽性者発症事例のある事業所の経験を聞いて学ぼう」
介護老人保健施設 玉川すばるリハビリテーション部 理学療法士 三原 春奈 氏
二子玉川あんしんすこやかセンター センター長 竹中 毅 氏
を講師に招いて開催した。
- 事業所で新型コロナウイルス感染者が発生した際に、細部までつめたマニュアルが必要になること、利用者・職員のメンタルヘルスを考える必要があること、感染予防対策チェックリスト、利用者・ご家族・関係機関の連絡リスト等が必要になってくることを学び、玉川エリアの福祉施設に合わせたアイデアとヒントが得られた。また、時系列で報告をまとめるとわかりやすいこともわかった。

3. 実施結果から見えてきたこと

- 3か月にわたって毎回各事業所から1事例ずつ、様々な障害の事例発表を行い、発表後3グループに分かれてブレイクアウトセッションを用いたグループワークで事例について考察した。
- 利用者の自己決定と支援者の意図をどのようにリンクさせていくかが課題であるという気づきを得られた。
- 事例を通して緊急時や災害時に必要な支援があることをあらためて認識できた。
- 職員全体で読み合わせをして参考にした事業所もあった。
- アンケートや意見をみると、“連携”という言葉がたくさん出てきた。横のつながり、顔を見える関係が求められていることがわかった。
- 普段からもっと細かく情報共有していくという事が緊急時のスムーズな対応につながると実感できた。
- あんしんすこやかセンターや高齢福祉分野とのネットワークと連携の必要性が今年度の事例を通して見えてきた。
- Zoomに慣れてきてはいるが、もっと自由活発な意見が交換できるようにできれば、エリアのネットワーク作りにも感染対策にもなる。

4. その他

- 令和3年度も引き続き、「親なき後の生活を地域でどうやって支えるか」のテーマに基づいて、各施設・事業所における現状の取り組みを運営会議で検討する。緊急時にどうするのか、本人の意思決定を含めどう支えていくのか、どのようなサービスが必要なのか、どのように地域生活を支えるネットワークを作っていくのか等を深めていきたい。
- 運営会議において各施設・事業所の発表と意見交換により、テーマに対しての理解を深め、玉川エリアにおける取り組みを検討し、研修会の内容を検討する。
- 運営会議での議論や研修会で学習したことをもとに、今後の新たな実施策を検討して施策に提案できるようにする。
- テーマに対する活動経過や実施策などを世田谷区自立支援協議会運営会議で報告する。

④ 《砧エリア自立支援協議会》

1. 令和2年度年間活動報告

年間テーマを「砧は ONE TEAM!」とし、新型コロナウイルスの流行により、活動の方法に苦慮しながらも、このような状況だからこそ顔の見える関係を大切にしたいという思いを持ちながら活動を行った。

成人・高齢グループでは、誰もが住み慣れた地域で適切な医療が受けられる社会の実現を目指し、平成29年度から令和元年度にかけて実施した、砧エリア内の障害関係事業所の職員、利用者や家族、医療関係者への『医療と事業所の連携に関するアンケート』の結果をまとめ、報告書の作成およびそれに関連する資料作成を行った。

成人・高齢グループの活動をサポートし、2年程休止していた子どもグループは、マルトリートメント（不適切療育）に着眼し、「障害者家族の価値観、子育て観で違和感や気づいた事はありませんか？～マルトリートメントを自立支援協議会で考えます～」というテーマを掲げ、活動を再開した。

2. 令和2年度実施結果

(1) 砧エリア自立支援協議会運営会議は、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、4月・5月は中止とし、6月以降はオンライン会議と対面会議を併用し開催した。グループ会議に関しては、必要に応じて随時開催した。

(2) 昨年度、砧エリアの医療関係者に対して実施した「障害者への診療対応および診療支援に関するアンケート」の調査結果をもとに、報告書を作成した。報告書に参考資料を添え、アンケートを送付した医療機関と砧エリア自立支援協議会の関係機関へ送付した。

(3) 砧エリア自立支援協議会の開催

開催日時：11月18日17時30分～19時 場所：成城ホール

テーマ：『砧は ONE TEAM！ 会って話ができるって・・・いいね』

参加者：28名（運営委員10名含む）

内容：感染症予防対策を講じた上、2部構成にて開催した。

1. 発表『障害者への診療対応および診療支援に関するアンケート報告』（成人グループ）

令和元年度に砧エリアの医療機関を対象に実施した『障害者への診療対応および診療支援に関するアンケート』についての結果および報告書の途中経過についての発表を行った。

2. ポスターセッション『それぞれのストーリー・子どもの背景を知る～現場で感じたアレっのシーンを考えます～』（子どもグループ）

マルトリートメント（不適切療育）を主題とし、現場で感じる違和感や気づいたことなどについて、グループ毎にポスターセッションを行った。また、コロナ禍における参加者それぞれの状況について情報共有を行った。

3. 実施結果から見えてきたこと

- 医療機関に関するアンケートの結果、診療時のコミュニケーションについて、本人情報について、助成金等の制度について、障害年金と障害支援区分について、検査が難しい方への対応について等の項目が課題として挙げられた。砧エリア自立支援協議会として、医療と福祉の連携を深めるために具体的にどのような取り組みができるのか今後検討していく。

④ 《砧エリア自立支援協議会》（つづき）

- 砧エリア自立支援協議会を実施するにあたり、様々な感染防止策を実施した結果、無事に開催することができた。参加者からは、オンライン開催ではなく対面で交流できたことが良かったとの声が多かった。一方で、例年の参加人数との比較から、コロナ禍の状況で参加したくてもできなかった方もいると考えられ、今後の開催方法について検討が必要であると思われた。

4. その他

令和3年度の活動について

- 令和3年度中に時間をかけて検討し、長期計画に基づくロードマップを作成し、年毎の計画をたてて活動を進めていく。
- 令和3年度は基本的にグループ分けをせず、全体で年間テーマ『WITH きぬた』に沿って活動を行う。

④ 《砧エリア自立支援協議会》（つづき）

障害者への診療対応および 診療支援に関するアンケート報告書

世田谷区砧エリア自立支援協議会

目次

第1章 アンケート報告書編

1. アンケートの経緯	3
2. アンケートの目的	3
3. アンケート方法	3
4. アンケート結果	4
5. 考察	5
6. 結論	5～6

第2章 資料編

1. アンケート結果	8～14
2. 障害のある方への配慮について（一例）	15～16
3. 砧エリア版「情報提供書」の作成について	17
4. 建築物の改修工事に対する助成制度	18
5. 障害年金について	19
6. 障害支援区分について	20
7. 障害のある方の相談窓口	21～24

1. アンケートの経緯

地域で誰もがその人らしい暮らしを継続することができるように、「地域の課題や問題を解決していくこと」そして「そのためのネットワークづくりの構築」を目的として世田谷区自立支援協議会は活動しています。同協議会は、世田谷、北沢、玉川、烏山、砧の5つのエリアに分かれて活動していますが、その中で私たち砧エリア自立支援協議会では、「だれもが住み慣れた地域で適切な医療が受けられる社会の実現」を目標として、平成29年度より「医療と福祉の連携」をテーマに活動を進めています。その活動を進める中で、医療機関や障害当事者とその家族が何に困っているのか、そして、私たち福祉従事者が、その困りごとに対して何ができるのかを探り、実践していくことを目的として、アンケートを実施することになりました。

平成30年度には障害当事者と家族が「医療機関で診察を受けるときの困りごと」や「医療の成人期移行」、そして「医療と福祉の連携について」を調べるため、「医療と福祉の連携に関するアンケート」を実施しました。その結果からは、障害当事者とその家族が、「障害特性を踏まえた医療を提供できる医療機関が見つからず困っている」現状にあることが分かりました。また、医療と福祉の連携に関しては、障害当事者とその家族は、「医療と福祉の連携」というイメージそのものを持っていないということが分かりました。

以上のアンケート結果を踏まえ、令和元年度には、砧総合支所管轄区域のクリニックにご協力いただき、「障害者の診療にあたり困難な点や工夫していること」等について、医療機関の診療経験とそれを踏まえた意見を集約し、現状把握を行うことを目的として、「障害者への診療対応および診療支援に関するアンケート」を実施しました。

2. アンケートの目的

医療機関が障害者を診察する上で困難に感じていること、診療経験とそれを踏まえた意見を集約し、福祉従事者として、どのような支援が行えるか、その検討を行うことを目的にアンケートを実施しました。

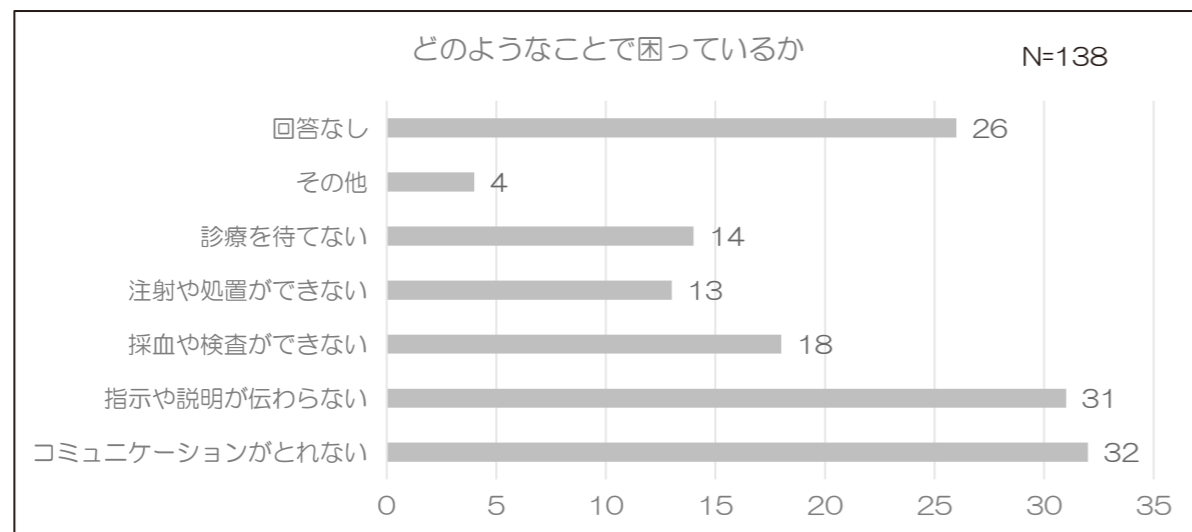
3. アンケート方法

世田谷区医師会にご協力いただき、令和2年1月に砧総合支所管轄区域のクリニックにアンケートを郵送しました。調査項目はⅠ.障害者の診療について9問、Ⅱ.障害者の支援について2問とし、クリニックのみなさまから、「障害者を診療する上で困難に感じていること」や「工夫していること」等について回答を得て、その結果を分析しました。

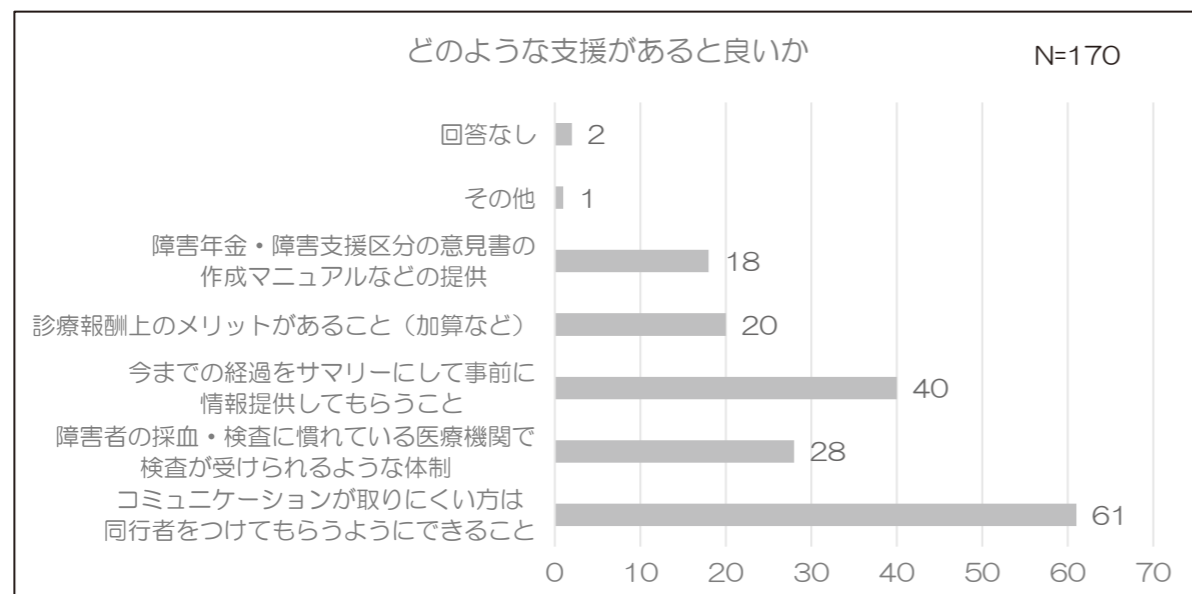
4. アンケート結果

125か所にアンケートを送付し、68か所から回答を得ました(回収率54%)。回答者は医師(78%)が最も多く、診療科は内科(34%)からの回答が最も多くありました。97%のクリニックで障害者の診療経験があり、障害種別ごとの診療経験は、多い順に、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害者の順でした。障害者の診療で困ったことがあると回答いただいたクリニックは40箇所(59%)あり、そのうち46%が患者とのコミュニケーションに関する困りごとがあるとの回答でした【図1】。診察で工夫していることについては、「同行者をつけてもらっている」と「家族から関わる際の注意点を聞いている」との回答が多く、その他さまざまな工夫をされていることがわかりました。診療を行う際にクリニックが望む支援【図2】は、「必要時に同行者をつけてもらえること」と回答される方が多く、次いで「事前にサマリーで情報提供をしてもらうこと」となりました。また、障害者の診療を行う医療機関のリスト作成については、「非公開で特定の相談機関が管理するのであればよい」が最も多く、54%の回答となりました。 ※ 詳細は資料①アンケート結果参照

【図1】



【図2】



5. 考察

アンケートの結果、課題として挙げられた事項は主に以下の5つです。

- (1) 診察時のコミュニケーションについて
⇒コミュニケーションが苦手な障害者の場合、診察に必要な情報の聞き取りが難しい、または治療のための指示や説明がうまく伝わらない。
- (2) 本人情報について
⇒コミュニケーションが苦手な障害者の場合、病歴など今までの経過や本人情報の聞き取りが難しい。
- (3) 助成金等の制度について
⇒障害者を受け入れるにあたって、活用できる助成金等の制度情報が不足している。
- (4) 障害年金と障害支援区分について
⇒障害年金や障害支援区分など、福祉の制度についての情報が不足している。
- (5) 検査が難しい方への対応について
⇒障害のある方の中には、採血などの検査が苦手な方がいる。

6. 結論

今回の「障害者への診療対応および診療支援に関するアンケート」では、診療するクリニックが障害者を受け入れるにあたり、多くの困りごとを抱え、さまざまな工夫をされていることがわかりました。今回のアンケートの結果を踏まえて、砧エリア自立支援協議会では、以下のような取り組みを検討しました。

- (1) アンケート結果を踏まえた取り組み
 - ① コミュニケーションの課題について
障害当事者のコミュニケーション能力に応じて、通院時に親やヘルパーなどの同行が必要であることをまずは福祉従事者が認識し、それをご家族に伝え、障害福祉サービスの利用を促せるようにしていきます。
障害福祉サービスに「通院等介助」という制度があり、定期通院の場合に、通院等のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続きが行えます。院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応していただくものですが、場合によっては、院内の移動等の介助もサービスの対象となります。また、世田谷区の資料を基に、障害のある方への配慮事項についてまとめましたので、ご参照ください。(資料②)
 - ② 本人情報について
通院時に、その方の必要な情報が医療機関へ伝わるように、砧エリア版情報提供書のフォーマット作成に取り組んでいます(資料③)。

③助成金等の制度について

医療機関が障害者を受け入れるにあたり、役立つ助成金等の制度情報等について、周知をしていきます。

制度の一つとして、世田谷区の「ユニバーサルデザイン生活環境整備補助金」があります。障害者のために院内の改築を行う場合に利用できます。詳細は、区のホームページをご確認いただくか、担当課へお問い合わせください。（資料④）。

④障害年金・障害支援区分について

障害年金と障害支援区分についての概要をまとめました。資料を参考にしてください。資料⑤、資料⑥）。

（2）今後の課題

＜検査が難しい方への対応について＞

アンケートより、注射や採血など、検査が難しい方への対応で困っている医療機関が多くあることがわかりました。検査が難しい方が地域で適切な医療を受けていくために何が必要なのか、検討が必要です。

なお、（公財）世田谷保健センター（電話番号03-6265-7463）では、障害のある方でも、その方の状況により、一般健診が可能な場合がありますので、ご相談いただければと思います。

～おわりに～

今回作成した資料が、今後砧エリアの多くの人に活用され、困りごとの解消に少しでも役立てれば幸いです。

障害者とその家族ができること、医療機関のできること、そして福祉従事者ができること、それぞれが「だれもが住み慣れた地域で適切な医療が受けられる社会の実現」のために取り組み、結果として「医療と福祉の連携」が深まることで、この地域が、誰もが住みやすいまちとなるように、今後も、砧エリア自立支援協議会として貢献できればと考えています。

最後になりますが、ご多忙の中、ご協力いただきました世田谷区医師会と多くのクリニックのみなさまに心より感謝申し上げます。

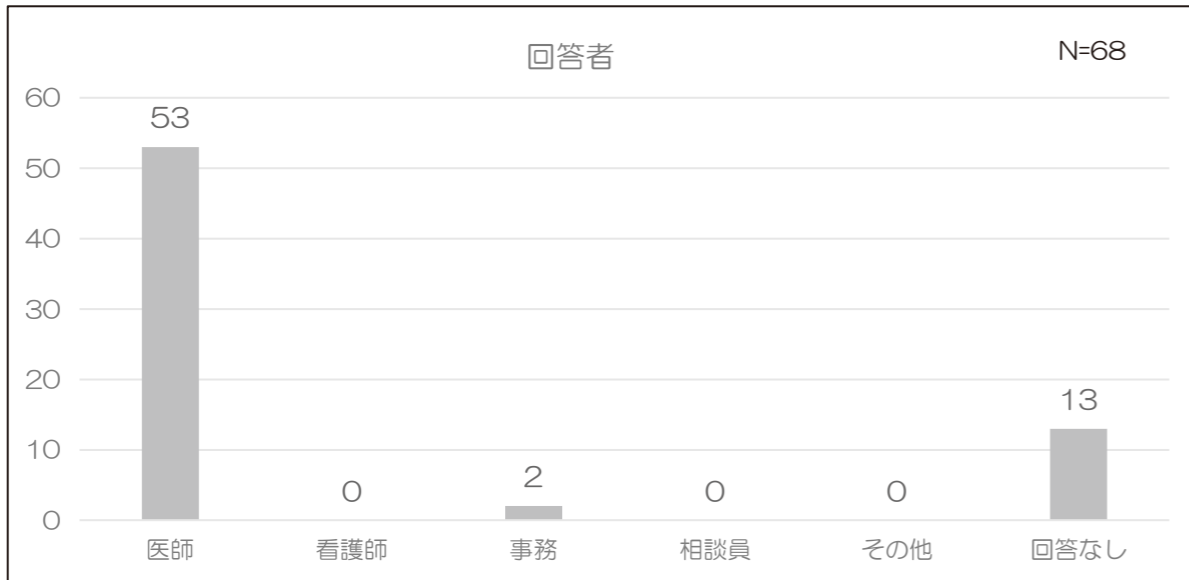
障害者への診療対応および 診療支援に関するアンケート報告書

～資料編～

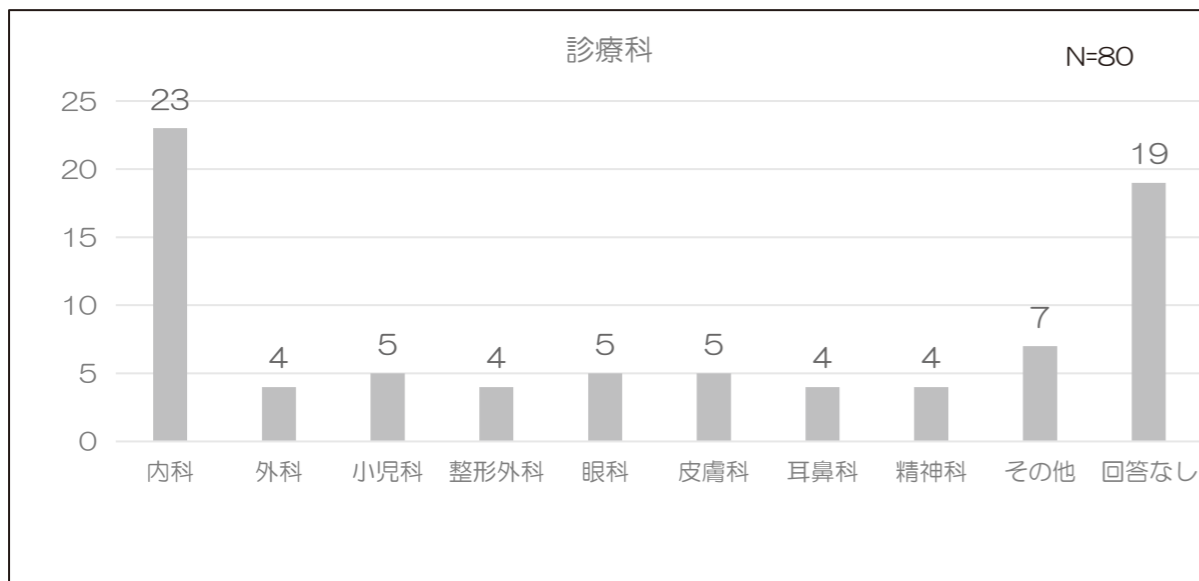
資料①

アンケート結果

【回答者】

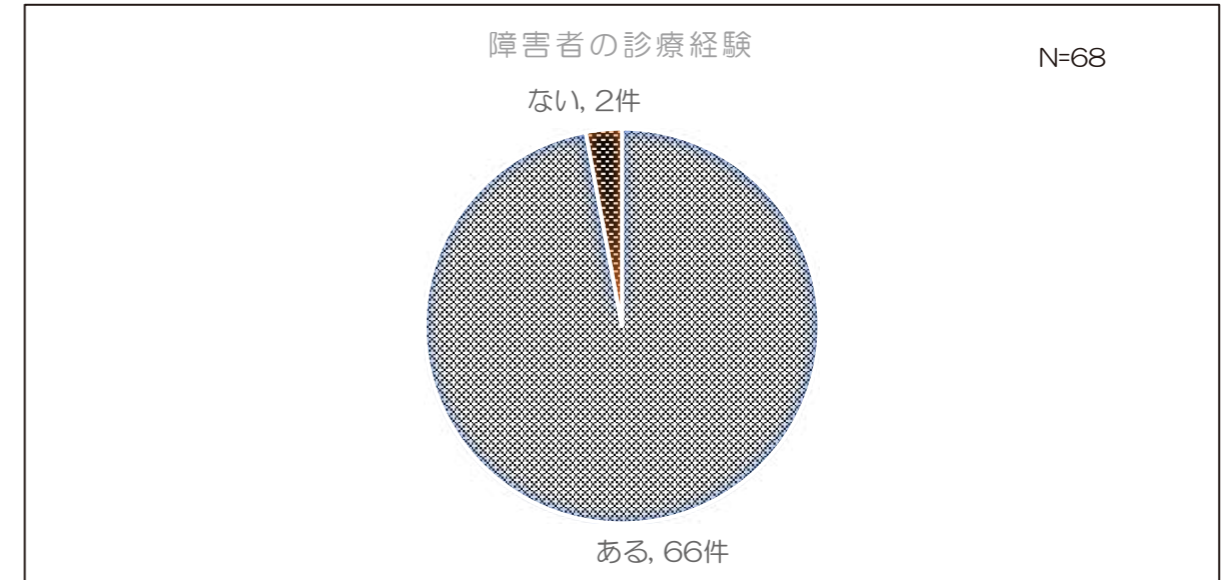


【診療科】

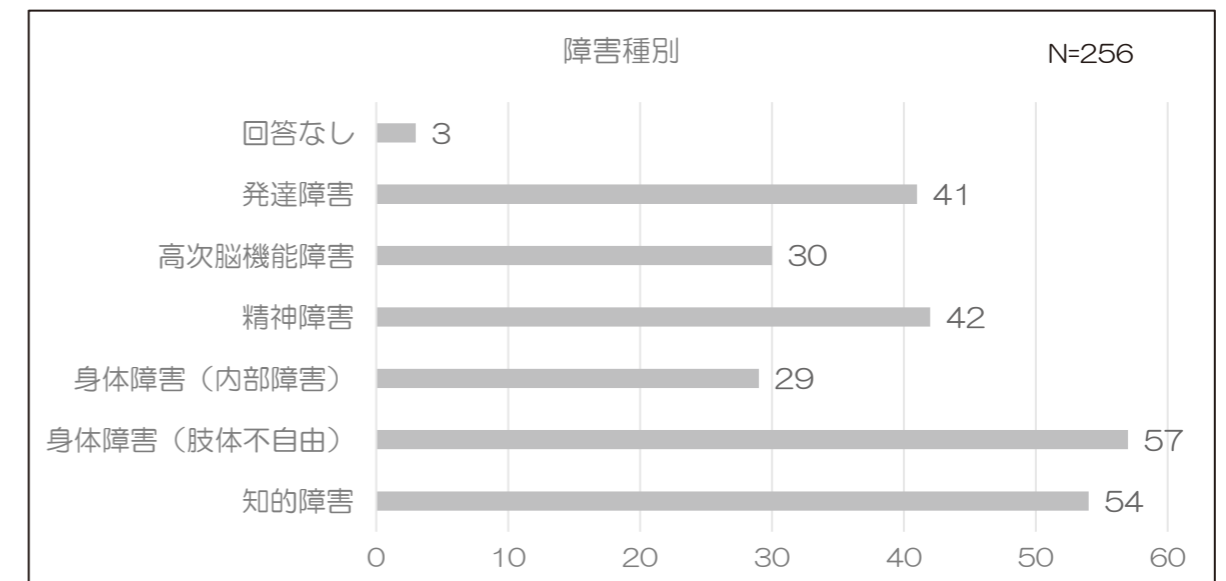


I. 障害者の診療について

Q1. 今まで障害者の診療を行ったことがあるか

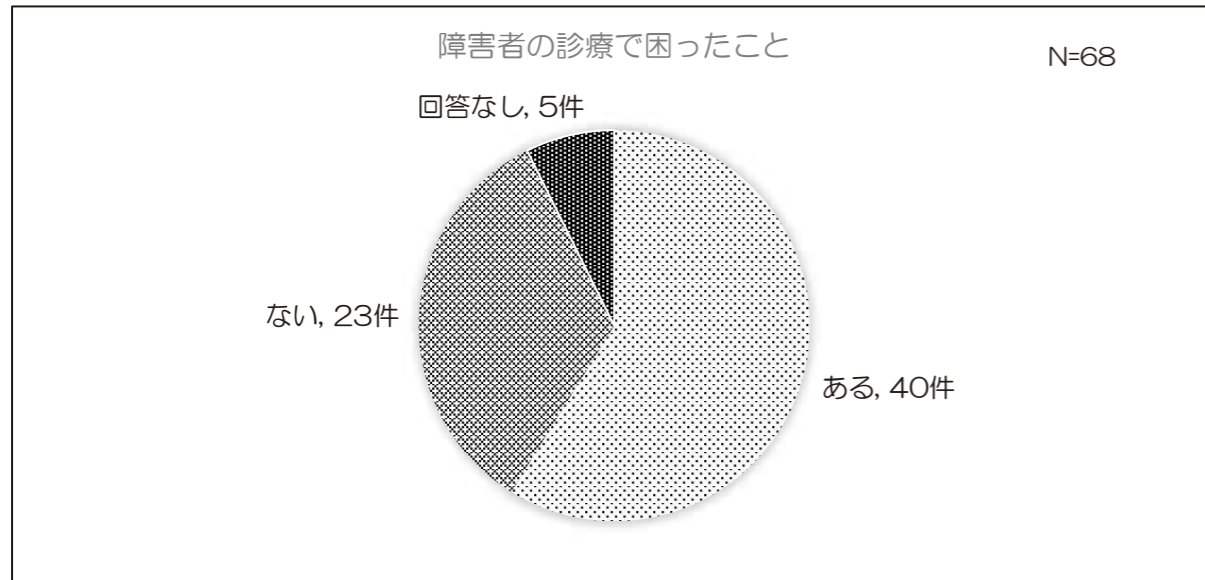


Q2. そのような障害の方を診療したことがあるか（複数回答可）

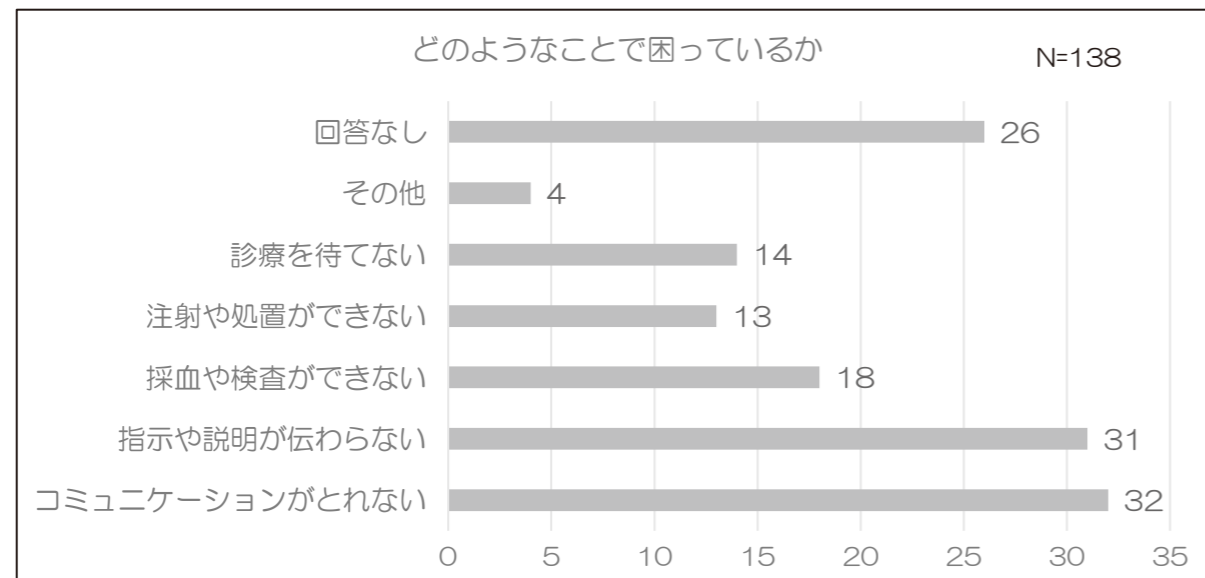


④ 《砧エリア自立支援協議会》（つづき）

Q3.障害者の診療で過去に困ったことはあるか



Q4.どのようなことで困ったか（複数回答可）

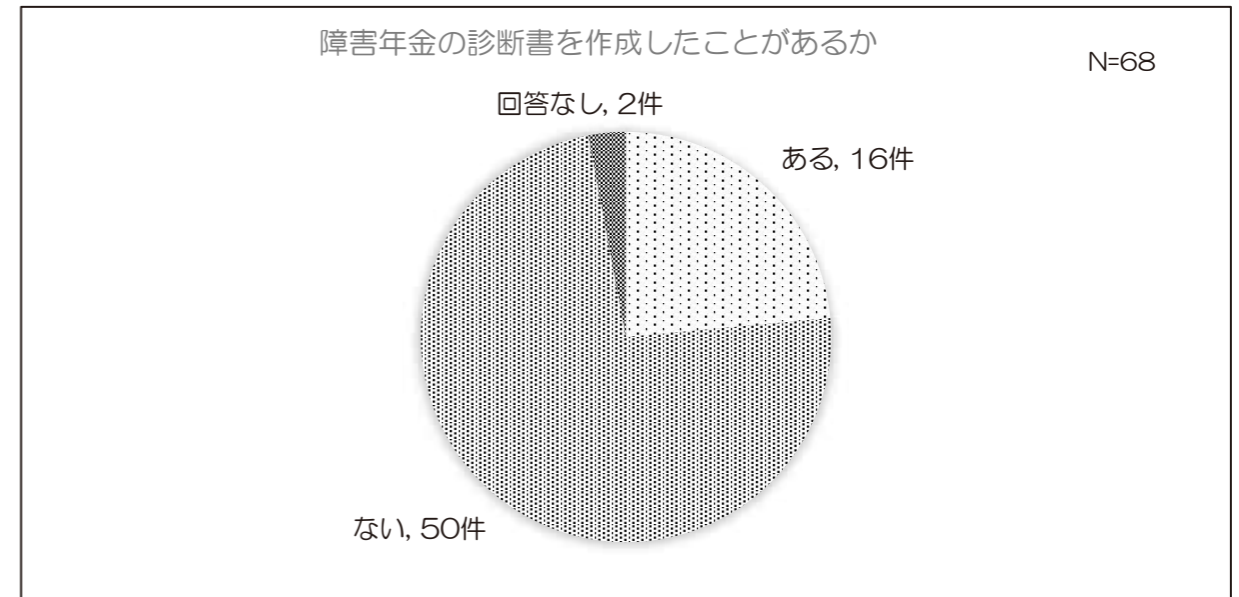


【その他】

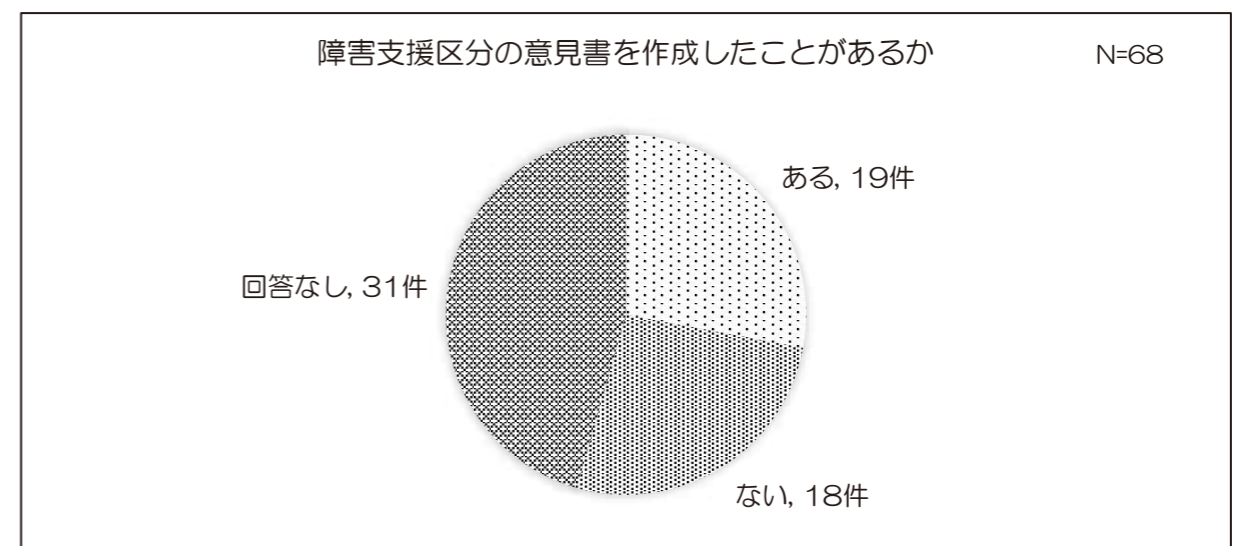
- ・他院で処方された内服薬がわからない
- ・初診に時間を要する など

④ 《砧エリア自立支援協議会》（つづき）

Q5.障害年金の診断書を作成したことがあるか

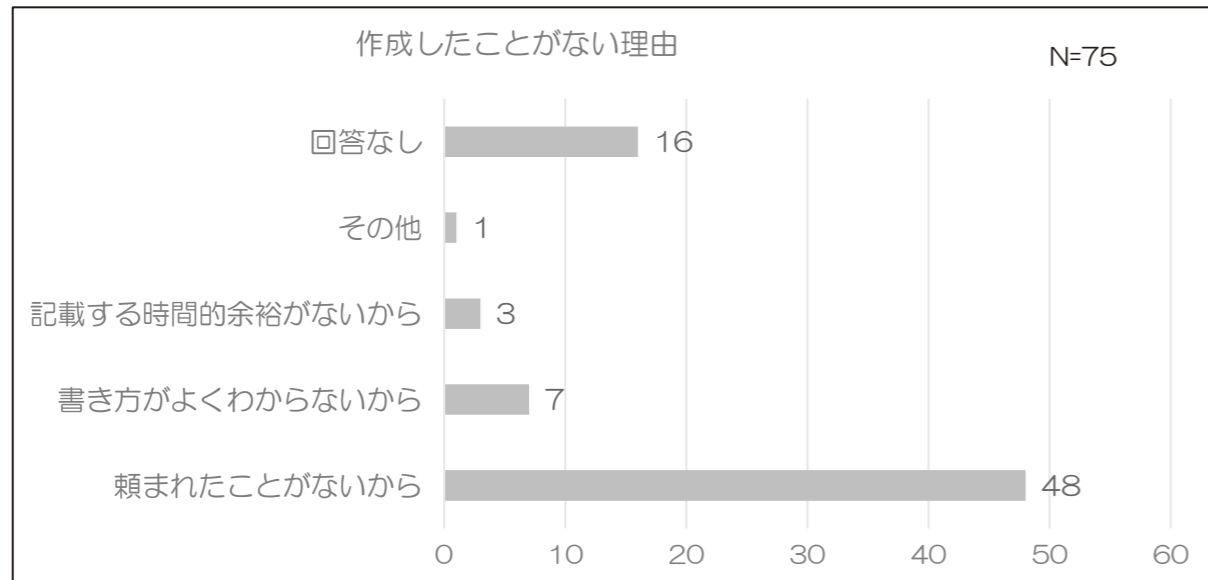


Q6.障害支援区分の意見書を作成したことがあるか

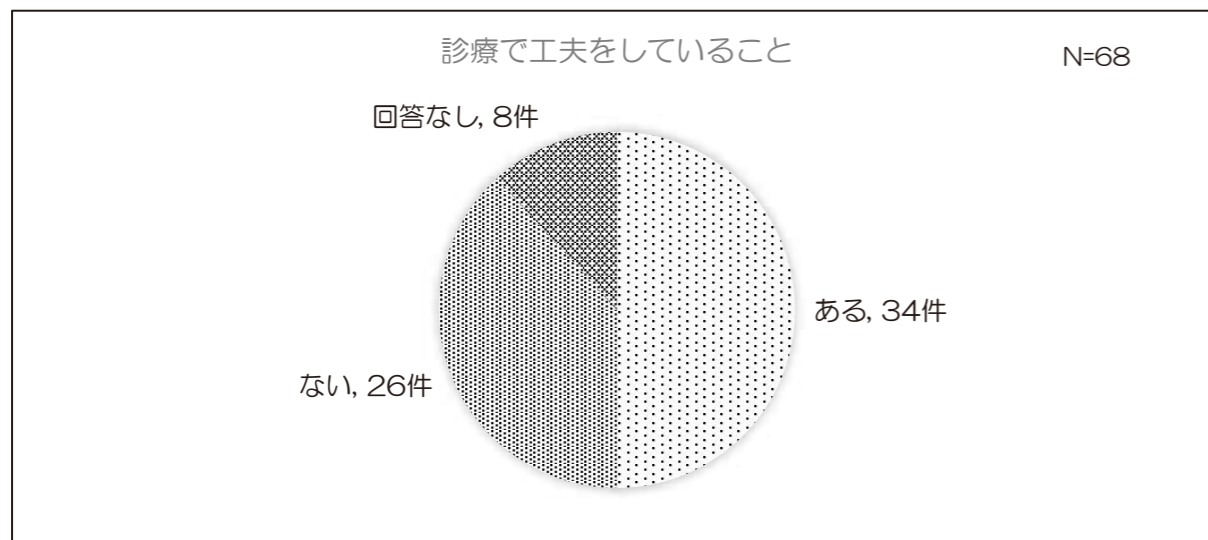


④ 《砧エリア自立支援協議会》（つづき）

Q7.作成したことがない理由（複数回答可）

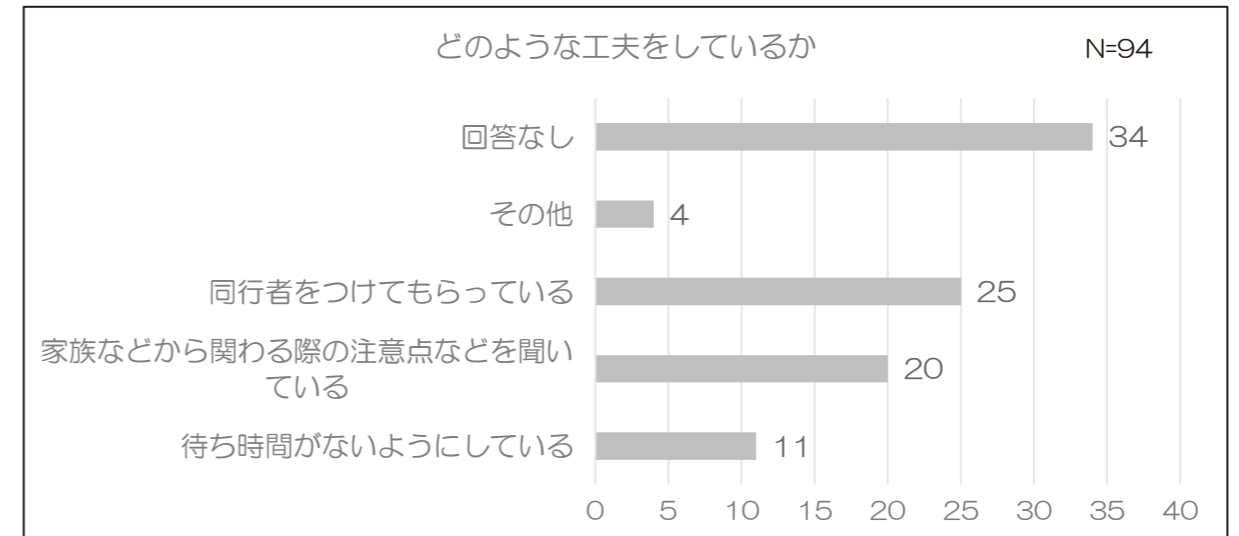


Q8.障害者の診療で工夫していることはあるか



④ 《砧エリア自立支援協議会》（つづき）

Q9.どのような工夫をしているか（複数回答可）



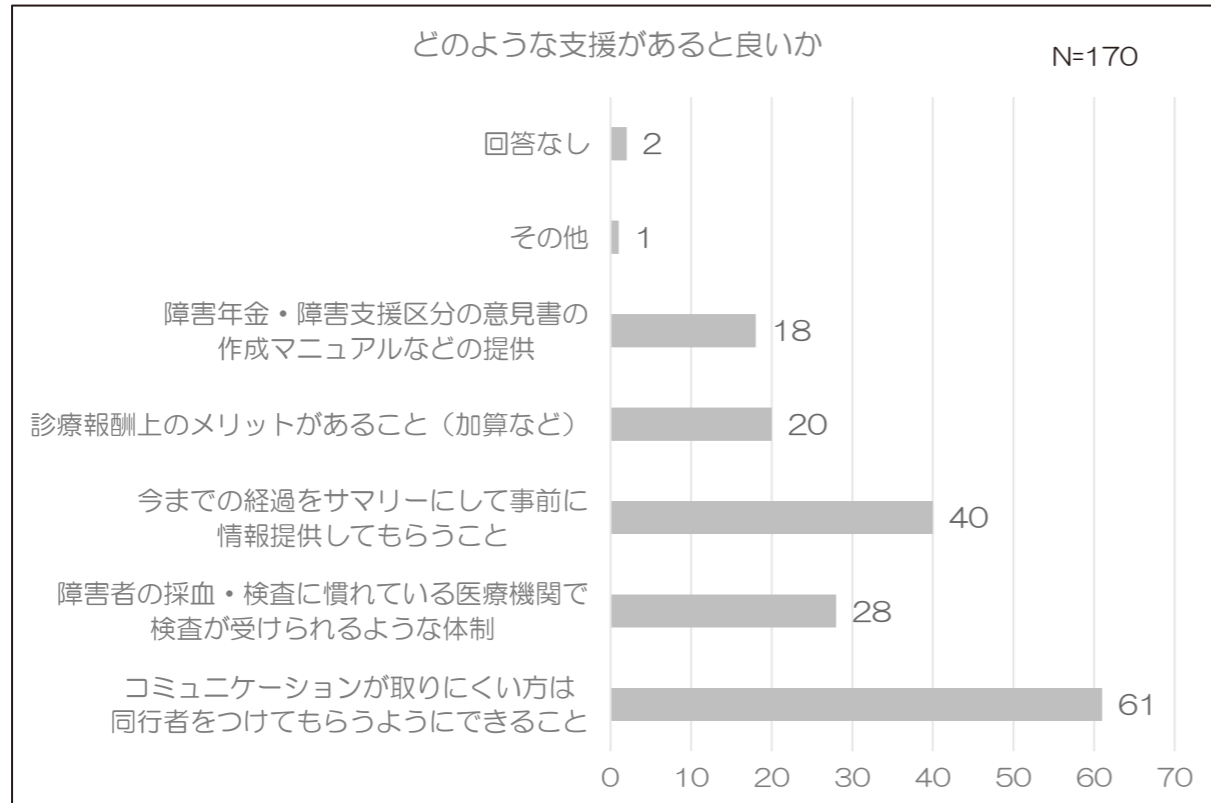
【その他】

- 玄関の階段に手すりをつけた。
- なるべく混雑しない時間帯に来院を指示している。
- 必要がない時には特別な配慮をしていることを気づかせない。
- メモを作成して家族に渡してもらっている。
- 時間をかけて診療している。
- スタッフに協力してもらい、できないことの手助けをしている。
- 患者さんが我慢できる時間が限られるので、1回の診療で治療できない場合は何回かに分けて来院してもらっている。
- 同伴者をつけてもらっている。

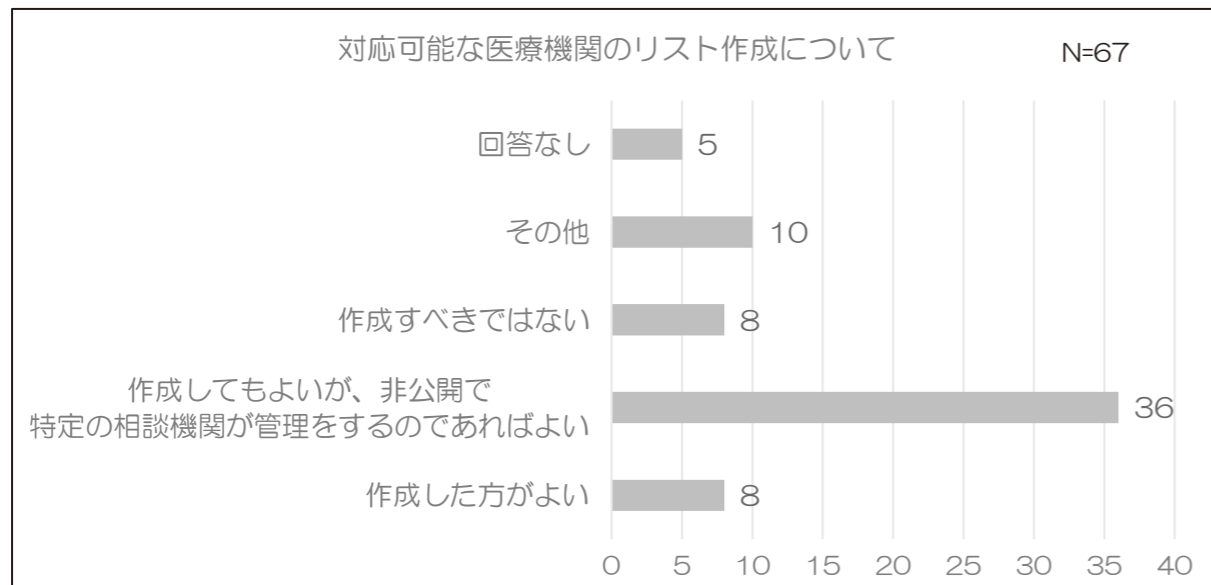
④ 《砧エリア自立支援協議会》（つづき）

Ⅱ. 障害者の支援について

Q1. 障害者を診療する際に医療機関にどのような支援があると良いか（複数回答可）



Q2. 今後障害者の診療を行う医療機関としてリストを作成することについてどのように考えるか



④ 《砧エリア自立支援協議会》（つづき）

資料②

障害のある方への配慮について（一例）

※「世田谷区職員向け障害を理由とする差別を解消するためのガイドブック【第2版】より抜粋しました。同ガイドブックの詳細は以下のURLをご参照ください。

https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/002/015/d00137262_d/fil/syokuinn_guidebook.pdf

視覚障害のある方

- ・視覚情報を代替する音声や点字表示があると意味が伝わりやすく、説明の時には「あなたの正面」「このくらいの大きさ」など具体的にお伝えいただくと分かりやすいです。

聴覚障害のある方

- ・筆談ボードの利用、手話通訳や要約筆記者の配置等、「目で見てわかる情報を提示する」「ゆっくり一言ずつ区切って話す」等の配慮があると、コミュニケーションが取りやすいです。

盲ろう（視覚と聴覚の重複障害）のある方

- ・視覚障害や聴覚障害の人と同じ対応が可能な場合がありますが、手書き文字や触手話、指点字などの代替する対応が必要なこともあります。

肢体不自由の方

- ・段差への声掛け、車椅子移動時の幅・走行面斜度の確認が必要です。車椅子用トイレの案内、引き戸、自動ドア、手すりやエレベーターへの誘導など環境面での配慮も安心できます。

高次脳機能障害のある方

- ・記憶障害の方には、一緒に確認しながらメモを取ってもらうと、後で思い出しやすいです。
- ・注意障害の方は、「雑音を避ける」、「こまめに休憩を設ける」、「声をかけて確認を取る」などの配慮があると安心できます。
- ・遂行機能障害の方へは、「手順書などで段取りを決める」、「手順書を目の付く場所へ提示する」などの配慮があると自分で行動しやすいです。
- ・社会的行動障害の方が、感情のコントロールができない状態にあるときには、話題を変えてもらうと、落ち着いて話ができるようになることが多いです。

失語症の方

- ・表情が分かるように顔を見ながら、ゆっくりと短い言葉で話すと意味が伝わりやすいです。質問する時は、「はい」「いいえ」など、選択肢を示すと答えやすくなります。話し言葉に加えて、メモや物を提示していただくと、より分かりやすいです。

構音障害のある方

- ・ゆっくりと文節に区切って話をしていただくように声を掛けます。発音が難しい方には、50音表の指さしや筆談などで伝えてもらえるように促すと、意思が伝えやすくなります。

内部障害のある方

- ・ペースメーカーは外部からの電気や磁力に影響をうけることがあるので、注意すべき機器や場所などへの配慮が必要になります。
- ・人工肛門、人工膀胱を造設している方は、オストメイト用のトイレがあると助かります。
- ・呼吸器障害のある方は、慢性的な呼吸困難、息切れ、せき等の症状があるため、息苦しくならないように、楽な姿勢でゆっくりと話ができる環境があると助かります。

④ 《砧エリア自立支援協議会》(つづき)

重症心身障害・医療的ケアが必要な方

- ・発達段階や一人ひとりの個性と能力に応じた発達支援と家族への支援が必要となります。
- ・体温調整がうまくできないことも多いので、衣服、寝具、室温や湿度、急な温度変化を避け、一定の適温環境が保持されると過ごしやすいです。

知的障害のある方

- ・言葉による説明を理解しにくいことが多いため、「ゆっくり丁寧に話す」「写真や絵、ピクトグラムなど目で見て分かりやすい方法を使う」などの配慮をしながら情報を提供すると理解しやすくなります。望ましくない行動が見られた際には、否定的な言葉は避け、具体的に「〇〇をしてください」と伝えると分かりやすいです。

発達障害のある方

- ・自閉症の方へは、肯定的、具体的、視覚的な伝え方の工夫が必要となります。また、感覚過敏がある場合は、音や肌触り、室温などの感覚面の調整を行うと過ごしやすくなります。
- ・学習障害の方へは、苦手な部分について、課題の量と質を適切に加減し、柔軟に評価できると取り組みやすくなります。
- ・注意欠陥多動性障害の方へは、具体的に行うべきことの優先順位をお伝えします。

精神障害のある方

- ・統合失調症の方は、一度に多くの情報が入ると混乱することがあります。伝える情報は紙に書くなど、整理してゆっくりと具体的に伝えると分かりやすいです。
- ・気分障害の方へは、うつ状態の時に無理をさせず、しっかりと休養がとれるように配慮すると安心して過ごすことができます。
- ・てんかんの方で発作が起こってしまった場合には、まずは本人の安全を確保します。

④ 《砧エリア自立支援協議会》(つづき)

資料③

砧エリア版「情報提供書」の作成について

今回のアンケートでは、障害のある方を診察される際に、「コミュニケーションが上手く取れない」ことや、「既往歴」や「服薬状況」、「配慮事項」等の情報提供に課題があることが分かりました。

上記の課題を踏まえ、現在、砧エリア自立支援協議会では、砧エリア版「情報提供書」の作成を検討しています。

情報提供書に記載することを検討している項目は以下の通りです。

氏名：	通院先（かかりつけ医）：
生年月日：	薬局：
住所：	社会資源
連絡先：	・身体障害者手帳
身長： cm 体重： kg	・愛の手帳
血液型：	・精神障害者保健福祉手帳
アレルギー：	・障害年金
感染症（耐性菌）：	・相談支援専門員
医療行為を受ける際の配慮：	・ヘルパー
服薬できる薬の形状：錠剤・粉・シロップ	・行政
ADL：	・キーパーソン
健康保険：	連絡先
公費医療費助成	1日のスケジュール
訪問看護・リハビリ：	
家族構成：	
通所先/通学先：	

④ 《砧エリア自立支援協議会》（つづき）

資料④

建築物の改修工事に対する助成制度

～ユニバーサルデザイン生活環境整備補助金のご案内～

世田谷区では「ユニバーサルデザイン推進条例」を制定し「どこでも、だれでも、自由に、使いやすい”まち」の実現に向けて様々な施策を進めています。その施策のひとつとして、診療所の出入口やトイレ部分の改善を行おうとする場合の助成制度があります。

※詳細は担当課にお問い合わせいただくか、世田谷区のホームページをご参照ください。
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/sumai/006/005/d00157939.html>

助成対象となる改修工事	①次の a b c を改善する工事（「ユニバーサルデザイン推進条例」の基準に則した工事） a 道路から出入口までの通路 b 出入口 c 不特定多数の者が利用するトイレ ②出入口の手すりの設置等の簡易工事		
助成金額	事業に要する経費の2分の1までで、かつ50万円以内です。また、出入口の手すりの設置の簡易工事の場合は、5万円以内です。工事内容の組み合わせにより、助成金額が異なりますので、ご相談ください。		
対象となる診療所	平成21年9月30日以前に建築された建築物で、診療所の床面積の合計が200平方メートル未満 ※新築、増改築、用途変更等に該当する工事は含みません。		
相談・問い合わせ先	受付担当課	連絡先	担当地域
	世田谷総合支所 街づくり課	電話番号 03-5432-2460 ファクシミリ 03-5432-3055	池尻（4丁目33～39以外）、 上馬、経堂、駒沢1～2丁目、 桜丘、三軒茶屋、桜、下馬、 世田谷、太子堂、弦巻、野沢、 宮坂、三宿、若林
	北沢総合支所 街づくり課	電話番号 03-5478-8076 ファクシミリ 03-5478-8019	赤堤、池尻4丁目33～39、 梅丘、大原、北沢、豪徳寺、 桜上水、代田、代沢、羽根木、 松原
	玉川総合支所 街づくり課	電話番号 03-3702-4539 ファクシミリ 03-3702-4094	尾山台、奥沢、上用賀、上野毛、 駒沢3～5丁目、駒沢公園、 桜新町、新町、瀬田、玉川台、 玉川田園調布、玉川、玉堤、 等々力、中町、野毛、東玉川、 深沢、用賀
	砧総合支所 街づくり課	電話番号 03-3482-1398 ファクシミリ 03-3482-1471	宇奈根、大蔵、岡本、鎌田、 砧公園、砧、喜多見、成城、 祖師谷、千歳台、船橋
	烏山総合支所 街づくり課	電話番号 03-3326-9618 ファクシミリ 03-3326-6159	上祖師谷、粕谷、上北沢、北 烏山、給田、八幡山、南烏山

④ 《砧エリア自立支援協議会》（つづき）

資料⑤

障害年金について

【障害年金について】

障害年金は、病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

障害年金には「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やケガで初めて医師の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

なお、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金（一時金）を受け取ることができる制度があります。また、障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられています。

【障害基礎年金】

国民年金に加入している間、または20歳前（年金制度に加入していない期間）、もしくは60歳以上65歳未満（年金制度に加入していない期間で日本に住んでいる間）に、初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態にあるときは障害基礎年金が支給されます。

※障害基礎年金を受けるためには、初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること（保険料納付要件）が必要です。ただし、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません。

- (1) 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること
- (2) 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

【障害厚生年金・障害手当金】

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。また、障害の状態が2級に該当しない軽い程度の障害のときは3級の障害厚生年金が支給されます。なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときには障害手当金（一時金）が支給されます。

※障害厚生年金・障害手当金を受けるためには、障害基礎年金の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

【診断書の作成について】

詳しくは、日本年金機構のホームページ内「障害年金の診断書を作成する医師の方へ」に詳しい作成方法が記載されています。以下のURLをご参照ください。

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/todokesho/shougai/shindansho/sakusei.html>

④ 《砧エリア自立支援協議会》（つづき）

資料⑥

障害支援区分について

障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す 6 段階の区分（区分 1～6：区分 6 の方が必要とされる支援の度合いが高い）です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。

医師意見書は、区分認定の流れの中で、区市町村が一次判定（コンピュータ判定）を行う際及び区市町村審査会が二次判定を行う際に、検討対象となります。（図 1 参照）意見書の記載の仕方については東京都福祉保健局の HP をご参照ください。（図 2 参照）本人の申請により、初回および 3 年毎の更新時に主治医へ、世田谷区の場合は世田谷区障害施策推進課から意見書作成依頼が届きます。

区分によって利用できる福祉サービスは下表の通りです。

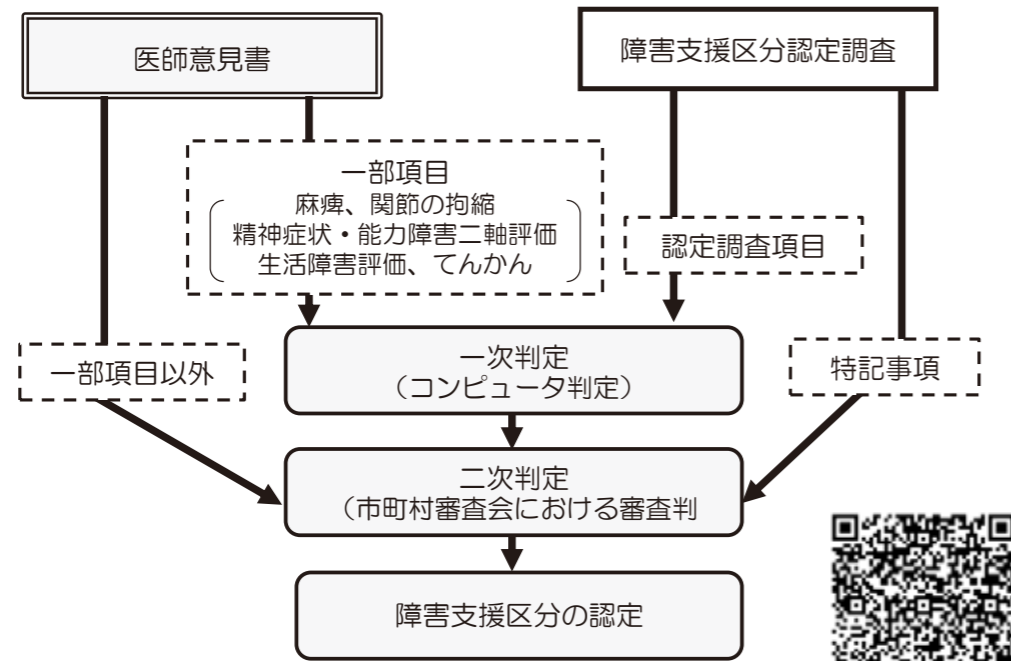


図 1 障害支援区分認定の流れ

図 2 QR コード：東京都福祉保健局 HP 障害者総合支援法「医師意見書記載の手引き」

障害支援区分と利用できる障害福祉サービス

サービス名	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
居宅介護（ホームヘルプ）	-	○	○	○	○	○	○
重度訪問介護	-	-	-	-	○	○	○
重度障害者等 包括支援	-	-	-	-	-	-	○
生活介護（デイサービス） （※ 1. 50 歳以上は、区分 2 以上）	-	-	※ 1	○	○	○	○
短期入所（ショートステイ）	-	○	○	○	○	○	○
療養介護（※ 2. 筋ジストロフィー患者、重症心身障害者は区分 5 でも利用可）	-	-	-	-	-	※ 2	○
施設入所支援 （※ 3. 50 歳以上の方は区分 3 以上）	-	-	-	※ 3	○	○	○
同行援護（※ 4. 身体介護を伴わない場合は、非該当・区分 1 でも利用可）	※ 4	※ 4	○	○	○	○	○
行動援護	-	-	-	○	○	○	○

* 障害支援区分に関する世田谷区の間合せ先：障害施策推進課事業担当 電話番号 03-5432-2413

④ 《砧エリア自立支援協議会》（つづき）

資料⑦

障害のある方の相談窓口

障害のある方の相談窓口は役割によって分かれています。以下に代表的な相談窓口をご紹介します。相談先に迷われる場合は、以下の窓口のどちらかに連絡していただいても適切な相談先をご案内することができます。

1. 総合支所 保健福祉課

障害のある方に対する福祉の窓口です。地域別に担当者が配置されています。

<業務内容>

- (1) 身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）に関する事、発達障害に関する事
- (2) 障害者総合支援法に基づく福祉サービスに関する事
- (3) 児童福祉法に基づく通所サービスに関する事
- (4) 施設への入所、通所に関する事
- (5) 介護保険に関する事
- (6) 障害者虐待に関する相談

等

支所名	連絡先	担当地域
世田谷総合支所 保健福祉課 障害支援担当	電話番号 03-5432-2865 ファクシミリ 03-5432-3049	池尻（4 丁目 33～39 以外）、上馬、経堂、駒沢 1～2 丁目、桜丘、三軒茶屋、桜、下馬、世田谷、太子堂、弦巻、野沢、宮坂、三宿、若林
北沢総合支所 保健福祉課 障害支援担当	電話番号 03-6804-8727 ファクシミリ 03-6804-8813	赤堤、池尻 4 丁目 33～39、梅丘、大原、北沢、豪徳寺、桜上水、代田、代沢、羽根木、松原
玉川総合支所 保健福祉課 障害支援担当	電話番号 03-3702-2092 ファクシミリ 03-5707-2661	尾山台、奥沢、上用賀、上野毛、駒沢公園、駒沢 3～5 丁目、桜新町、新町、瀬田、玉川台、玉川田園調布、玉川、玉堤、等々力、中町、野毛、東玉川、深沢、用賀
砧総合支所 保健福祉課 障害支援担当	電話番号 03-3482-8198 ファクシミリ 03-3482-1796	宇奈根、大蔵、岡本、鎌田、砧公園、砧、喜多見、成城、祖師谷、千歳台、船橋
烏山総合支所 保健福祉課 障害支援担当	電話番号 03-3326-6115 ファクシミリ 03-3326-6154	上祖師谷、粕谷、上北沢、北烏山、給田、八幡山、南烏山

④ 《砧エリア自立支援協議会》（つづき）

2. 総合支所 健康づくり課

保健衛生の向上及び増進のため、妊婦・乳幼児から高齢の方までの健康などに関する相談や指導を行っています。

＜業務内容＞

- (1) 母子の保健相談、健康診査
- (2) 療育相談
- (3) 未熟児養育医療、育成医療
- (4) 小児慢性疾患、小児精神障害者入院医療費助成
- (5) 難病医療費助成
- (6) 精神障害などの医療費の公費負担
- (7) こころの健康相談、精神障害者生活指導（デイケア）事業
- (8) 原子爆弾被爆者の医療・手当 など

支所名	連絡先	担当地域
世田谷総合支所 保健福祉センター 健康づくり課	電話番号 03-5432-2893 ファクシミリ 03-5432-3074	池尻（4丁目33～39以外）、上馬、経堂、駒沢1～2丁目、桜丘、三軒茶屋、桜、下馬、世田谷、太子堂、弦巻、野沢、宮坂、三宿、若林
北沢総合支所 保健福祉センター 健康づくり課	電話番号 03-6804-9355 ファクシミリ 03-6804-9044	赤堤、池尻4丁目33～39、梅丘、大原、北沢、豪徳寺、桜上水、代田、代沢、羽根木、松原
玉川総合支所 保健福祉センター 健康づくり課	電話番号 03-3702-1948 ファクシミリ 03-3705-9203	尾山台、奥沢、上用賀、上野毛、駒沢公園、駒沢3～5丁目、桜新町、新町、瀬田、玉川台、玉川田園調布、玉川、玉堤、等々力、中町、野毛、東玉川、深沢、用賀
砧総合支所 保健福祉センター 健康づくり課	電話番号 03-3483-3161 ファクシミリ 03-3483-3167	宇奈根、大蔵、岡本、鎌田、砧公園、砧、喜多見、成城、祖師谷、千歳台、船橋
烏山総合支所 保健福祉センター 健康づくり課	電話番号 03-3308-8228 ファクシミリ 03-3308-3036	上祖師谷、粕谷、上北沢、北烏山、給田、八幡山、南烏山

④ 《砧エリア自立支援協議会》（つづき）

3. 世田谷区地域障害者相談支援センター「ぽーと」

世田谷区から、地域生活支援事業として相談支援にかかわる業務を委託されており、以下のサービスを提供しています。

＜サービス内容＞

- (1) 年齢や障害種別を問わず、区内在住の障害者、障害児及びその家族、関係者等からの相談に応じ、必要な情報提供、助言を行います。
- (2) 世田谷区、指定特定相談支援事業者、サービス提供事業者、あんしんすこやかセンター等の関係機関と協力・連携し、適切なサービス、施策を利用できるように支援します。
- (3) 関係機関と連携して、成年後見制度の円滑な利用のための支援等、権利擁護のための支援を行います。
- (4) 関係機関と連携して、障害者等の虐待の早期発見とその対応に努めています。

	連絡先	担当地域
ぽーと せたがや	電話番号 03-6804-0405 ファクシミリ 03-6383-2156	池尻（4丁目33～39以外）、上馬、経堂、駒沢1～2丁目、桜丘、三軒茶屋、桜、下馬、世田谷、太子堂、弦巻、野沢、宮坂、三宿、若林
ぽーと きたざわ	電話番号 03-6379-0262 ファクシミリ 03-3325-9519	赤堤、池尻4丁目33～39、梅丘、大原、北沢、豪徳寺、桜上水、代田、代沢、羽根木、松原
ぽーと たまがわ	電話番号 03-6411-6590 ファクシミリ 03-5707-2828	尾山台、奥沢、上用賀、上野毛、駒沢公園、駒沢3～5丁目、桜新町、新町、瀬田、玉川台、玉川田園調布、玉川、玉堤、等々力、中町、野毛、東玉川、深沢、用賀
ぽーと きぬた	電話番号 03-6411-5680 ファクシミリ 03-6411-4150	宇奈根、大蔵、岡本、鎌田、砧公園、砧、喜多見、成城、祖師谷、千歳台、船橋
ぽーと からすやま	電話番号 03-5357-8760 ファクシミリ 03-5357-8761	上祖師谷、粕谷、上北沢、北烏山、給田、八幡山、南烏山

※地域障害者相談支援センター「ぽーと」の詳細は以下のURLをご参照ください。
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/002/007/d00128776.html>

④ 《砧エリア自立支援協議会》（つづき）

4. あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）

「あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）」は、高齢の方をはじめ、障害のある方、子育て中の方々の身近なご相談をお受けします。

砧地域のあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）

	連絡先	担当地域
祖師谷あんしんすこやかセンター	電話番号 03-3789-4589 ファクシミリ 03-3789-4591	祖師谷、千歳台1～2丁目
成城あんしんすこやかセンター	電話番号 03-3483-8600 ファクシミリ 03-3483-8731	成城
船橋あんしんすこやかセンター	電話番号 03-3482-3276 ファクシミリ 03-5490-3288	船橋、千歳台3～6丁目
喜多見あんしんすこやかセンター	電話番号 03-3415-2313 ファクシミリ 03-3415-2314	喜多見、宇奈根、鎌田
砧あんしんすこやかセンター	電話番号 03-3416-3217 ファクシミリ 03-3416-3250	岡本、大蔵、砧、砧公園

世田谷区砧エリア自立支援協議会
障害者への診療対応および診療支援に関するアンケート報告書

令和3年4月 発行

発行・編集 世田谷区砧エリア自立支援協議会
事務局 〒157-0072
世田谷区祖師谷3丁目21番1号
祖師谷ふれあいセンター内3階
電話番号 03-6411-5680
FAX 03-6411-4150

⑤ 《烏山エリア自立支援協議会》

1. 令和2年度年間活動報告

令和元年度に実施した烏山地域に住む当事者と家族を対象にしたアンケートの結果から、烏山地域では「住まい」「居場所」「つながり」の必要性が浮かび上がった。このうち「居場所」は「住まい」や「つながり」とも重なる下地部分であると考え、令和3年度から令和5年度までを期間とする3ヵ年計画を策定し、「居場所の情報発信」を目指していくことにした。

このほか9月に副会長が障害施策推進計画策定シンポジウムにパネリストとして登壇、11月に地域移行部会と「令和2年度第1回 誰でも地域移行部会 烏山エリア編」を共催した。

なお、運営会議は新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言の発出や運営委員間の感染を防ぐため、4月（第1回）と5月（第2回）は中止、6月（第3回）以降はオンライン開催とした。また、例年10月に実施していた全体会は中止とした。

開催年月	運営会議での主な協議内容・実施状況
令和2年4月	中止
5月	中止
6月	・コロナ禍を踏まえ、持続可能な福祉の実現に向けた課題・対策協議資料3 ・次期障害者計画・障害福祉計画の策定に向けた世田谷区自立支援協議会からの意見について（報告）
7月	・世田谷区自立支援協議会運営会議「コロナ禍を踏まえ、持続可能な福祉の実現に向けての課題・対策協議」（意見交換）
8月	・世田谷区自立支援協議会運営会議「コロナ禍を踏まえ、持続可能な福祉の実現に向けての課題・対策協議」（意見交換） ・居場所の情報発信3ヵ年計画（3年後の到達目標（協議））
9月	・居場所の情報発信3ヵ年計画（目指す方向性と進め方（協議）） ※障害施策推進計画策定シンポジウム（副会長がパネリストとして登壇）
10月	・居場所の情報発信3ヵ年計画（居場所の情報発信に向けた課題整理（協議））
11月	・世田谷区障害者施策推進協議会主催シンポジウムについて（報告） ・コロナ影響調査の結果（報告） ・8050世帯への各事業所の対応（情報共有） ・居場所の情報発信3ヵ年計画（具体的な居場所やキーワード、居場所の考え方（協議）） ※地域移行部会と「令和2年度第1回 誰でも地域移行部会 烏山エリア編」を共催
12月	・居場所の情報発信3ヵ年計画（Google Mapの試作提示（イメージづくり））
令和3年1月	・烏山地域プラットフォーム「心のバリアフリー研修実践マニュアル」について（協議） ・居場所の情報発信3ヵ年計画（居場所をGoogle Mapに掲載するための課題整理（協議））
2月	・居場所の情報発信3ヵ年計画（これまでの協議内容の整理）
3月	・居場所の情報発信3ヵ年計画（来年度の計画）

⑤ 《烏山エリア自立支援協議会》(つづき)

2. 令和2年度実施結果

(1) 3ヵ年計画に沿った居場所の情報提供

令和5年度末までに烏山エリア自立支援協議会で目指す「居場所の情報発信」の姿として、

①手にとりやすく、わかりやすい

文字以外に絵や写真、地図の取入れ、シンプルさを取り入れ、障害特性や視覚的に配慮する。

②コロナ禍を踏まえ、情報の更新頻度が上げられるための工夫

事業所のタイムリーな運営状況や情報が更新できるよう、冊子だけではなくデジタル化を進めていく。具体的にはGoogle Map(マイマップ)を活用する。

③当事者や家族だけではなく、支援者にも役立つ情報の掲載

まずは支援者向けに情報発信し、支援で活用してもらおう。この間に使いやすさやわかりやすさを検討し、ゆくゆくは当事者や家族への情報発信を目指していく。また、商店会の情報も掲載し、活用の幅を広げていく。

(2) 事業所を取り巻くタイムリーな情報共有

6月～8月、11月は世新型コロナウイルス感染拡大に伴う事業所の対応方法や課題を共有し、情報交換をした。また、11月は8050世帯を対象にした支援課題や情報共有を行った。

3. 実施結果から見えてきたこと

烏山エリア自立支援協議会では、令和元年度に実施した当事者と家族を対象にしたアンケートの結果を踏まえ、3ヵ年計画に沿った「居場所の情報提供」に向け取り組んできた。特に今年度は「どのような居場所があるのか」「知る人ぞ知る居場所はどこか」「どういう居場所が不足しているのか」といった実態把握を行った。

とはいえ、一言に「居場所」といっても、18名の運営委員だけでも、たとえば「一人で時間は過すが、集団の一部でいられる場所」「フラットに行ける場所」「スタッフがいて安心できる場所」「定期的に行ける場所」「気軽にホッとできる場所」「自由に行けて、自由にお話ができる場所」「気兼ねなく話せる人がいる(相手にしてくれる)場所」「安く済ませられ、長く滞在できる場所」などと様々な概念やイメージがある。そのため、令和3年度は「そもそも居場所とは何か」という概念整理を行い、運営委員間の「居場所」の捉え方を一致させるところから始めていくことにした。

また、新型コロナウイルス感染防止に必要な対応は各事業所(各法人)で異なり、様々な課題やその解消方法を見出すことができた。このほか8050世帯を対象にした支援について、運営委員が所属する事業所の種別ごとに様々な異なる視点で現状や課題、取り組み報告があり、それらを共有することができた。

今後も障害当事者や家族の視点を取り入れながら、継続的に協議検討を必要とするテーマを軸にしつつ、障害福祉施策の動向や社会情勢等を踏まえた事業所の状況がタイムリーに把握できる機会として活用していきたい。

4. その他

- 今年度途中に新規運営委員が加入し、精神障害者の就労支援やグループホームでの生活支援に関わる新たな視点が加わった。
- 令和3年度以降は新型コロナウイルスの感染状況等により、オンライン会議と対面会議を使い分け実施していくことにした。

⑥ 《地域移行部会》

1. 令和2年度年間活動報告

【世田谷区地域移行部会の課題について】

- 550名を超える区民の長期入院への支援に対して、地域移行に取り組む区内指定一般相談支援事業所の数が少ない(8事業所)うえに支援を実施する事業所の数としての稼働率も極めて低い。長期入院者の多くは区外精神科病院にいるため、支援にあたって時間・交通費等の経費がかかる。たとえ支援者側に課題認識があったとしても少数で運営している相談支援事業所は支援をすることができない。(事業所の継続運営や恒常的な人員不足が課題)
- 地域移行の促進のためには、当事者への動機付け支援は不可欠であるが、地域支援者側も、地域の支援をもっと具体的に説明できるように、情報共有するための仕掛けが必要である。
- 長期入院患者に関する入院状況や退院意欲などについて、実態把握を定期的に行う必要が有る。

【地域移行部会での取り組み】

このような状況を踏まえ、地域移行部会では下記のアクションプランの下、取り組みを進めている。

①『誰でも』地域移行部会の開催(年2回程度)

- ・いろいろな方々に、地域移行に関わってもらえるような試みを実施する。まずは、いろいろな方々にお声をかけ、地域移行部会に参加していただいて、一緒に考えていく。

②区内病院での地域移行部会の開催(年1回程度)

- ・身近な医療機関との連携の強化のため、普段なかなか地域の会議に参加できない医師、看護師、作業療法士等、多くの病院のスタッフの方々と一緒に地域移行について考えていく。

③地域移行部会として、世田谷区から距離のある病院へ出向く。(年1回程度)

- ・遠方で、世田谷区民の方が入院されている病院へ出向いての地域移行部会。病院見学や出来るだけ多くの病院スタッフと話し合い、地域移行について考えていく。

④ニード調査を実施していきたい。

- ・病院へのアンケート調査の実施。(令和元年度実施)

⑤アパートが借りやすくなるためのマニュアル作り。

⑥地域移行支援の事例集の作成

- ・人材育成のために、これまでの成功事例や地域移行支援に向けた利用者や支援者の想いをまとめていく。

2. 令和2年度実施結果

①『誰でも』地域移行部会の開催

→烏山エリア自立支援協議会と連携し、地域版誰でも地域移行部会として開催。コロナ感染予防のため参加者を烏山エリアの支援者等に絞り実施。

(1)『誰でも』地域移行部会(烏山エリア編)

日時:令和2年11月18日(水)午後

場所:烏山区民会館3階集会室

参加人数:29名(高齢・障害福祉支援者、行政、病院関係、居住支援関係、区民後見人等)
+地域移行部会メンバー

⑤アパートが借りやすくなるためのマニュアル作り。

→今年度オブザーバーとして参加した世田谷トラストまちづくりが住まいサポートセンターの事業の中で作成したマニュアルについて、地域移行部会として必要な視点を検討し、意見交換を実施した。

⑥ 《地域移行部会》（つづき）

⑥地域移行支援の事例集の作成

→今年度区で開始した精神科病院に長期入院している区民への訪問支援事業の中で、事例集の作成に向け、事例やノウハウの蓄積を開始した。

3. 令和2年度の実施結果から見てきたこと

(1) 誰でも地域移行部会（烏山エリア編）

○烏山エリア自立支援協議会との共催で実施した。共催にあたり、烏山エリア自立支援協議会で掲げる、退院後の地域に着目して「住まい」の確保から「居場所」をはじめとした暮らしの支援、地域の「つながり」といったテーマを軸に支援者の連携を深める機会とした。烏山地域に焦点をあてて開催することで、烏山地域の強みなど地域の特性を改めて知ることができた。これまでの部会同様の病院のスタッフ、地域の支援者に加え、エリア自立支援協議会からの声掛けでつながった区民後見人の方や地域移行部会にオブザーバーとして参加している世田谷トラストまちづくりの方にも参加いただけたことで、地域で暮らされる方の視点や居住支援の視点も加わり、様々な立場から具体的に深い意見交換を行うことができた。コロナの影響もあり、回数としては1回の開催となったが、参加いただく方の幅は広がり今後繋がる部会となった。

4. その他

【今後の課題】

- これまでの活動の中で構築した関係性が希薄にならないよう、コロナ禍の中でも工夫をしながら、継続し定期的に部会を開催する必要がある。また、今年度より開始した精神科病院に長期入院している区民への訪問支援事業で関係を構築できた区外遠方地の病院と事業の枠を超えて、連携・協力して地域移行に向けて部会の開催など、裾野を広げる取組みを進めたい。
- 今年度の部会では、区民後見人や居住支援関係者など幅広い立場の方に参加いただけたが、ピアサポーターの参加など更なる多様な立場からの参加に向けた取組みを引き続き進める必要がある。中でも住まいの確保など地域で暮らす上で必要不可欠な居住支援部門との連携について重要と考えており、居住支援法人や協力不動産店との意見交換などを行い、協力・連携できる環境を整備する必要がある。

⑦ 《虐待防止・差別解消・権利擁護部会》

1. 令和2年度年間活動報告

虐待防止、差別解消、権利擁護の3つを活動の柱として「区民、その中でも障害者の健やかな生活の実現をめざす」を目標に、関係機関との連携および発信力の向上を図った。

(1) 部会等開催日程

- ① 運営会議 4回（7月9日、9月24日、11月12日、令和3年2月25日）
- ② 部会 2回（7月9日、12月10日）

(2) イベント等開催日程

- ① 自立支援協議会シンポジウム「僕たち、私たちが「家」にいる理由2」出展（区公式YouTubeチャンネルでの配信、令和3年2月22日～3月31日）
- ② 区主催研修「障害者の虐待防止と意思決定支援について」（延期）

2. 令和2年度実施結果

(1) 虐待防止・権利擁護に関すること

- ① 相談支援検討ワーキンググループ（以下、相談WG）との連携強化 相談WGメンバーに運営会議へ参加してもらう機会を設け、意見交換を行った。
- ② 相談支援専門員の虐待通報に対する意識調査の実施 相談WGで実施した、「虐待通報の判断に迷った場面アンケート」の結果を元に、事例の共有と対応への意見交換を行った。
- ③ 区主催研修「障害者の虐待防止と意思決定支援について」の企画 令和元年度より引き続き企画しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より実施を延期し、区公式YouTubeチャンネルで配信を行う等、実施方法等について検討した。

(2) 差別解消に関すること

- ① 障害者差別に関する相談について意見交換 区に寄せられた相談内容、専門調査員の対応について報告を受け、意見交換を行った。
- ② 世田谷区職員向け障害を理由とする差別を解消するためのガイドブック改訂【第3版】に関する意見交換
- ③ 共生社会ホストタウンのキャッチコピーである「一緒にできると楽しいね」を標語としたリーフレット・ポスターの作成に関する意見交換

(3) その他

自立支援協議会本会で実施した、「新型コロナウイルスによる、各種困りごと調査 アンケート」の結果を共有し、虐待・差別・権利侵害に発展しうる生活環境等について理解を深めた。

3. 実施結果から見てきたこと

(1) 虐待防止・権利擁護に関すること

相談支援専門員の虐待通報への意識改善が図られたとともに、虐待通報における相談支援専門員の重要性を再度認識し、区と相談支援専門員の密な連携が必要であることが確認できた。また、虐待通報や各種の相談対応に関して、区の各総合支所をはじめとした地域ごと差が指摘され、区が研修等を通じた統一化を検討していること等、今後の対応方針について共有した。

議題の対象となる障害特性や虐待種別に偏りがあるため、これまで話題にあがる機会が少なかったもの（消費者としての障害者が受けている被害等）について、積極的に検討を進めることで合意した。

《虐待防止・差別解消・権利擁護部会》(つづき)

(2) 差別解消に関すること

区に寄せられた相談・問合せ事例から、民間事業者の障害理解の促進、具体的な対応の改善、情報提供や具体的な支援の必要性が関係者間で共有された。

部会委員から、潜在化している障害者差別の解消について、差別を受けた側が相談をためらう状況があるとの意見があった。

今後も、区民・事業者への差別解消法や条例の周知や、心のバリアフリー推進にむけた活動を行い、引き続き、当部会のネットワークを活用した活動とともに、障害当事者に対する啓発の仕組みづくりなど、取り組み方法・手法について検討を行う。

4. 令和3年度実施計画

(1) 実施予定内容

- ① 3ヵ年計画(令和3～5年度)の設定
- ② 周知・啓発活動の検討
- ③ 相談WGとの連携強化

(2) 実施予定表

開催日時		予定内容
令和3年 6月22日(火)		運営会議(第1回)
令和3年 7月20日(火)		部会(第1回)
令和3年 9月21日(火)		運営会議(第2回)
令和3年11月16日(火)		運営会議(第3回)
令和3年12月14日(火)		部会(第2回)
令和4年 2月22日(火)		運営会議(第4回)
調 整 中	令和3年上半期	区主催研修(第1回)
	令和3年下半期	区主催研修(第2回)
	令和3年下半期	自立支援協議会シンポジウム
	令和3年12月5日(日)	区民ふれあいフェスタ

⑧ 《相談支援ワーキンググループ》

1. 令和2年度の意見交換・検討内容

【第1回(6月26日)】

相談支援検討WGの位置づけ・令和元年の活動内容・今後の方向性について確認。令和元年度の活動で作成した「相談支援専門員のリーフレット」を活用し、6月17日に久我山青光学園の先生向け説明会の実施報告を行った。

また、昨年度の活動を踏まえて協議し、今年度は次の(1)から(3)の事項について取り組むことが決まった。

(1) 保護者と学校の先生に対する計画相談の理解・啓発

また、8月3日に北沢総合支所で実施する高校三年生及び保護者を対象とした福祉サービスの説明会にワーキングメンバーから代表者が出向き、計画相談の理解啓発を行う。

(2) 相談支援専門員への虐待通報の理解・啓発

前年度の活動で、行政に虐待通報を行った後にどうなるのか流れを知る機会が必要という意見があったため、区保健福祉課のケースワーカーが虐待通報を受けた後の対応について説明を行った。その中で「虐待通報をするか判断に迷う相談支援専門員がいるのでは」という意見があがったため、「相談支援専門員が虐待の判断に迷った時の場面について」というアンケートを実施する。

(3) 計画相談マニュアルの改正

令和3年度に報酬改訂があるため、計画相談マニュアルの改訂について検討していく。

【第2回(9月25日)】

8月3日に北沢総合支所で実施した、高校三年生及び保護者を対象とした福祉サービスの説明会の報告をワーキングメンバーに行った。保護者からは「相談支援専門員について知らなかった」という声が多くあり、令和3年度も継続して実施することとなった。

「相談支援専門員が虐待の判断に迷った時の場面について」のアンケートについては、集計結果を踏まえ意見交換を行った。その結果、自立支援協議会の虐待防止・差別解消・権利擁護部会と連携し、取り組み内容を検討することとなり、11月12日の虐待防止・差別解消・権利擁護部会にワーキングのメンバーが参加することが決まった。

計画相談マニュアルの改訂については、虐待通報の記載やモニタリング方法についての記載に修正が必要という意見があったため、内容を検討していくこととなった。

【第3回(11月20日)】

自立支援協議会の虐待防止・差別解消・権利擁護部会に参加し、意見交換をした結果を報告。「相談支援専門員が通報した際に、通報者の立場が法的には守られていても、実状としてはそうではない実態がある。」「通報者に対するフィードバックを行ってはいけないということを知らない相談支援専門員もいる。」「虐待通報後の連携について、区のケースワーカーと相談支援専門員の相互理解が不足している」などの意見があがった。この結果を踏まえ、相談支援専門員とケースワーカーとが共通認識を持ってご本人の支援ができるように、令和3年2月の指定相談支援事業所全体連絡会で虐待通報の啓発活動を行うこととなった。

【第4回(12月23日)】

虐待防止の啓発活動は、相談支援専門員が通報しやすいように意識づけするとともにケースワーカーと連携を密にとることの重要性を認識してもらうよう行う。また、5支所のケースワーカーの標準化も図っていく。啓発活動のツールとしてチラシ作成を採用する。チラシには虐待通

⑧ 《相談支援ワーキンググループ》（つづき）

報は迷わず通報すること・相談支援専門員とケースワーカーが連携し、チーム支援することを強調記載する。チラシ案については、虐待防止・差別解消・権利擁護部会からも意見をもらう予定。

「虐待通報の判断に迷った場面アンケート」の結果報告書は、ワーキング・部会での意見を反映させた上で、第2回自立支援協議会本会資料として提出する。また、本会では「久我山青光学園・青島特別支援学校での相談支援説明会の報告」も提出する。

計画相談マニュアル改訂に向けては、活用頻度の有無や使い勝手などのアンケートを実施する。また、モニタリングの手法案内としてコラムを掲載することとする。

【第5回（2月19日）】

虐待防止の啓発活動についてチラシの方向性を確認し、虐待防止・差別解消・権利擁護部会とも連携して作成していくこととなった。

また、計画相談マニュアルの改定についても意見交換を実施。モニタリングについて具体的な手法についての説明、実際の場面で気を付けている点などをコラムにして記載する方向で修正する。その他にも報酬改定に伴ってQ&Aなどの修正を行っていく。

2. 今後の予定

令和3年度も継続して「保護者と学校の先生に対する計画相談の理解・啓発」「相談支援専門員への虐待通報の理解・啓発」「計画相談マニュアルの改正」について取り組んでいく。

令和2年度 相談支援ワーキングメンバー

所属協議会・部会名	氏名（所属事業所）
世田谷エリア自立支援協議会	新関 美穂子（ナイスケア世田谷）
北沢エリア自立支援協議会	笹森 紀代（東京総合福祉）
玉川エリア自立支援協議会	依田 敦志（発達障害者就労支援センターゆに）
砧エリア自立支援協議会	中川 邦仁丈（相談支援センター あい）
烏山エリア自立支援協議会	片岡 学（マーベラス）
区・保健福祉センター	田邊 ミカ（北沢保健福祉課）

⑧ 《相談支援ワーキンググループ》（つづき）

資料 1

「虐待通報の判断に迷った場面アンケート」の結果報告について

令和2年度相談支援ワーキングにおいて下記のとおりアンケート調査を実施した。

1. アンケート目的

相談支援ワーキングのなかで日頃の業務を通して虐待の通報について判断に迷っている相談支援専門員が多くいるのではないかという議論に至り、本年度は虐待防止の啓発活動に取り組んでいくこととなった。

それを踏まえ、相談支援専門員が計画相談を実施するなかで虐待通報の必要性の判断に迷うケースはどのようなケースがあるのかをアンケート調査することとなった。

※別紙1『相談支援専門員が虐待通報するかどうかの判断に迷った場面』アンケート用紙参照

2. アンケート対象者

区内の相談支援専門員

3. アンケート回答内容

アンケートの内容をどんな内容の虐待だったのか、誰が虐待を行ったのかに分類分けをした。

※別紙2「虐待通報の判断に迷った場面アンケートまとめ」

4. 虐待防止・差別解消・権利擁護部会との連携

アンケートの結果について世田谷区自立支援協議会の虐待防止・差別解消・権利擁護部会と共有し、意見を伺った。

【虐待防止・差別解消・権利擁護部会委員からの意見（抜粋）】

・資料から、相談支援専門員に虐待通報に対する認識があることに安心しているが、一方で、内容的には明らかに虐待と思われるものであった。

・相談支援専門員が通報した際に、通報者の立場が法的には守られていても、実状としてはそうではない実態がある。また、「通報者に対してのフィードバックを行ってはいけないということ」を知らない相談支援専門員もいる。虐待通報後の連携について、区のケースワーカーと相談支援専門員の相互理解が足りていないのではないかと。

5. アンケート結果まとめ

虐待防止・差別解消・権利擁護部会での意見を踏まえ、相談支援ワーキングとしては「虐待通報するか判断に迷った場面も必ず通報する」ということを周知するためにチラシを作成していく。このチラシを活用し、区内の相談支援専門員と区のワーカーが虐待通報に関する共通認識を持てるように取り組んでいく。

また、行政のケースワーカーと相談支援専門員が常日頃から密に連携し、お互いが利用者の最善の利益のために協力していく必要があると感じた。

相談ワーキングとしては本報告書を令和3年2月に行う相談支援事業所全体連絡会で周知し、区内の相談支援専門員が一丸となってご本人の権利擁護に取り組んでいくことを目指していく。

⑧ 《相談支援ワーキンググループ》（つづき）

資料 1 別紙 1

アンケート（依頼）

拝啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

障害のある方の地域生活の安全性を担保するために、「虐待防止の啓発活動」について整理しております。

つきましては、『相談支援専門員が虐待通報するかどうかの判断に迷った場面』について、下記シートに記入をお願い申し上げます。

- 例) ・モニタリングの面談中に母親の話の中で「リハビリ中に子供を叩いちゃった」と話していた。
- ・訪問した際に家の中が乱れていたり、壁がボロボロになっている。
 - ・お子さんに対して口調が荒くなる場面を見た。

⑧ 《相談支援ワーキンググループ》（つづき）

資料 1 別紙 2

虐待通報の判断に迷った場面アンケートまとめ

①身体的虐待

誰が	虐待通報の判断に迷う場面
家族	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害の車椅子利用者が、公共の交通機関で移動時に、行動障害があるためミトンをはめさせられ、足もベルトで固定されている。(目撃情報) ・障害のある方が母親に暴言や暴力を振るう。それを見ている父親が「暴力や暴言を受けても仕方がない」と防ぐ手立てを講じようという気持ちがない。【心理的虐待も重複】 ・知的障害の方が訪問時に「家族のうちの1人に蹴られて青あざができた」と話していた。(保福に通報済み) ・飲酒して暴力を振るってきた父親に応戦したら、父親の足を折ってしまった。 ・本人が過去のDV体験から接触を嫌がっているのにも関わらず、父親が生活費の支給を理由に障害年金を握って、本人と会う機会をつくり本人に適さない独自のリハビリなどを強制している。(経済制裁を手段として支配しようとする) <p>具体的には、「ノート5冊全部に名前を書け」「街中の階段の上り降りをしろ」など。父親は脳の病気を持つ息子のリハビリをしようという気持ちかもしれないが、客観・理論的なリハビリではないのではと感じる。【経済的虐待も重複】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳外傷による高次脳機能障害他、原疾患として治療中であるアルコール依存の既往のある妻に対する夫の暴力ケース。妻の複雑な障害の特性や、元々の夫婦関係からも、夫から妻への一方的な身体的虐待とは判断しにくい状況下で、医療/計画相談/居宅支援と密に関わりを維持し、妻と夫双方への働きかけを重点的にケースワークしてきたケースであった。妻から夫への身体的暴力はなかったが、夫を苛立たせる、感情を煽る等の行動が見られ、夫が妻に対し、力任せにとった行動が、結果妻への暴力となるパターン。 ・80歳代の母親から、数時間トイレにこもる娘(50歳代)の「おしり叩いちゃった」「いやなこと言っちゃった」「虐待っていうのよね」との発言があった。通所施設に身体状況の確認を依頼し(痣等なし)、ケースワーカーと情報共有した。 ・モニタリング時に当事者から「過食症で夜中に家中の食べ物を食べつくしてしまうので、子どもたちは何も食べずに登校する。朝は起きれないので、子どもたちは勝手に学校に行っている」「イライラして娘に手を上げてしまった。」と話された。 ・お母様より相談があり、子供の癩癩がひどく、どうしても落ち着かない時は手をあげていると話されたことがあった。虐待通報する前に、担当CWに相談し、担当者会議を実施することとなった。 ・本人の就寝介助に入っているヘルパーから報告があったケース。ご家族から「就寝介助をするときは寝袋を着させて帰ってほしい」と希望があった。しかし、ヘルパーが帰った後は本人が一人で過ごさなければならないため事故が発生する可能性や身体拘束にあたると考え解はせず、後日ヘルパー事業所の管理者とご家族とで話し合いをすることになっているとのこと。その後まだ報告はない。
支援者	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・障害を持っている夫婦や恋人で、喧嘩をしてつい手が出てしまったという話があった時。お互いの場合もあるし、一方が暴言、一方が暴力をしてしまったことがある。

⑧ 《相談支援ワーキンググループ》（つづき）

②性的虐待

誰が	虐待通報の判断に迷う場面
家族	
支援者	・施設モニタリングに行った際に、男性支援員が女性利用者に抱き着くような姿勢で介助を行っていた。トイレ誘導もトイレ内には入らないが、異性の支援員が行っている。
その他	

③心理的虐待

誰が	虐待通報の判断に迷う場面
家族	<ul style="list-style-type: none"> ・80代の親が50代の知的利用者（男性）を「僕ちゃん」と呼ぶ。 ・子どもの時から親に暴言を言われている人が成人して、今も同居しており暴言を受けている人。（保福に通報済み） ・母親から家事に手を出すなと言われ台所など使えず、服なども自由に買うことができない。【経済的虐待も重複】 ・電話で話をしている件で、「殺してしまいそうです」と話していた。その場をすぐに離れるよう声を掛け、気持ちが落ち着いた様子も感じられた。翌朝、担当ケースワーカーへ報告した。 ・同居の親子で、親の「この子にはこうあって欲しい」という思いが強く、子の障害特性や能力に見合わない進路を選ぼうとする他、極端に行動の制限をするなど子の生活に介入する。子供もそれに応えようとするがうまくいかず、嘘をつくことでさらに罵られているようなケース。 ・父子の関係。面談時には父親を信頼しているが、厳しい面もあると話をされていた。カンファレンスにおいて父親の言動を見ると、家庭内において支配的であり、心理的虐待等をしているのではと疑う場面。 ・家庭内において、兄弟3人の内、1人だけ父親から様々な面で虐げられている場面。 ・通所の連絡帳に「もううちの子（現在20歳）は5歳くらいの子の応答しかできず、このまま30、40歳になってもこのままなんだな。がっかりします。」等の趣旨の記載があった。真意は保護者さんに聞かなければならないが、これだけストレートに書いてくるケースはあまりない。
支援者	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害施設に多いが、スタッフ・本人が50代、60代にも関わらず「ちゃん」付けで名前を呼び、幼児扱いしている。当然すぎて周囲（スタッフ・家族）は感覚が麻痺しており、通常では考えにくい状況に感じる。 ・独居の知的障害の方で、本人は自宅で生活を続けていきたいという意思を持っていたが、生活の安全面を優先にした支援者たちが、グループホームを勧めた。周りに言われたことにより、本人もなんとなく了承しグループホームを利用することになったが、本人の意思を支援者が誘導したような支援になってしまった。 ・モニタリング訪問時、ヘルパーが本人に対して強い口調で「サービス中なんだから！人を呼んじゃ駄目だよ！」と言っており、そのほかの会話もいばり口調であった。本人は、「口調が強いのは嫌だけどいろいろ対応してくれるし、気は良い人なんだよ」と言っていたが、サービスを提供している側の口調ではないため、本人了承のもと事業所の責任者に伝え指導を促すことで対応した。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害の方で、職場で上司や会社の警備員から物まねをされたとの話があった。その上司は異動していたし、警備員は別の会社からの派遣ということで「雇用者からの虐待」に当たるか迷った。ただ、本人は通報を拒否したため、本人の意思に反して通報してクビになったらと不安に思った。（保福に通報済み） ・元夫からの暴言や包丁を持たされて「殺せ」と言われたりする等。 ・男女で同じB型に通所しているカップルで、女性（50代）の計画担当をしている案件。女性が男性に対して、何かあると近隣苦情が出るくらい罵詈雑言を浴びせる。その為、男性の方もアパートを退去させられそうになっている。男性側の支援者は虐待通報すべきかどうか悩む。

⑧ 《相談支援ワーキンググループ》（つづき）

④ネグレクト

誰が	虐待通報の判断に迷う場面
家族	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅訪問すると、外まで聞こえる大声で両親が夫婦喧嘩していた。家の中に入ると車椅子上で利用者がいないがしろにされ数時間経過しており放置状態。 ・モニタリング訪問時に難病の利用者が、車いすから転落し額に瘤を作っていた。状況を母親に確認すると、下に落ちたものを拾おうと前のめりになり転落したと聞いた。母親は利用者を車椅子に座らせたまま数十分目を離している。 ・放課後デイサービスの職員から夏休みの利用時、他の児童はお弁当を持参していたが、利用者は一度もお弁当を持参せ、ずお金を渡され職員がコンビニ弁当を買っていたと聞いた。 ・コロナ渦で在宅ワークの家族が、本人に昼食等の食事の用意をしないので、本人から臨時サービスの依頼があった。 ・訪問時、障害児は不在だったが毎回家の中が散らかっているからと玄関までしか入れない。 ・本人がふすま1枚向こう側にいて声を出して家族を呼んでいるのに、本人の部屋以外の移動をさせないようにしていると感じる雰囲気がある。 ・障害年金があるのに、本人以外の家族は旅行に行き、本人は留守番をしている。存在自体はうとうとしと感じているように見えるので施設入所をすすめるが、年金が入らなくなるからと反対されている。【経済的虐待も重複】 ・子供の髪の毛のべたつきや匂いなど明らかに入浴していない様子や、同じ服を着ている様子がみられるが、本人のこだわりが強く、家族の声掛けが入らない傾向もあるため判断が難しいケース。 ・家屋の環境が劣悪であり、ネグレクトを疑うような場合。身体的虐待よりもネグレクトや医療的虐待については、それぞれの家庭の文化や経過によってその状況のとらえ方が多様であり、ニュートラルに判断することが非常に難しいので慎重になる。介護者の本人に対する言動が粗雑な場合も上記同様。 ・兄弟で食事の内容が異なっていたケースで、兄弟で食事量・食べる量にもともと違いがありそれに応じて用意していた。 ・家の中の状況は布団が引きっぱなしで、雨戸をあげないので、外の明かりが入らない状態。食事は市販の弁当を購入。本人が双極性障害で引きこもり傾向。「生きる意欲がない。消えてしまいたい」という発言もある。
支援者	<ul style="list-style-type: none"> ・納品時に、3～4kgもある荷物を雨の中、一人で納品に来た利用者さんがいた。荷物は肩に食い込むよう重さで、近くに支援員がいるか確認したところ一人で来たという。業務上の事なので、真意を聞かなければならないが他事業所との関係で聞きづらかった。また、他の職員も問題視する様子がなかった。
その他	

⑤経済的虐待

誰が	虐待通報の判断に迷う場面
家族	<ul style="list-style-type: none"> ・GHに入所中の知的利用者の親族が、障害年金が振り込まれる度に電話を架けてきて、ATMと一緒にいることが判明。下ろした金額や詳しい状況は不明。 ・タクシー券を親が自分の通院や買い物時に使用している。 ・障害をもつ子どもによる高齢の両親への身体的虐待・経済的虐待が見受けられた。子どもが両親の年金も管理し、散財していたおり、高齢の両親は食べる物にも困っていた。高齢者虐待として動きは合ったものの、抜本的な解決には至らずに、ケースに関わる機会がなくなった。（世田谷区外のケース）
支援者	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール依存症の別れた妻が、親の遺産相続金が入ったことを知り頻りに電話をしてくてお金を無心してくる。 ・生活保護の利用者宅に別の生活保護受給者が泊まり込み借金の申し入れをしている。

⑧ 《相談支援ワーキンググループ》（つづき）

資料 2

令和 2 年 6 月 17 日
世田谷区自立支援協議会相談支援 WG

久我山青光学園における活動報告

世田谷区自立支援協議会相談支援ワーキンググループでは、『相談支援専門員の役割についての周知』を平成 31 年度より開始した。毎年、久我山青光学園で開催される『福祉サービス説明』において、相談支援専門員についての周知も同時に行うことし、令和元年 5 月に完成したリーフレット「高校 3 年生をむかえる保護者のみなさまへ」（以後、リーフレットと記述する）を使い、保護者および教員への説明を実施している。以下のとおり報告する。

1 開催について

- ① 日程 令和 2 年 6 月 17 日 午後 3 時 30 分より 5 時まで
- ② 参加者 教諭 50 名ほど
(今年度はコロナ対応のため保護者を対象とした開催は見送られた)
- ③ 1 部 「福祉サービス説明」(北沢総合支所保健福祉センター保健福祉課 田邊)
2 部 「相談支援専門員の役割について」(相談支援センターあい 中川氏)

2 参加者意見

・保護者に質問されることが多いが、正確に回答ができず困っていたので、福祉サービス説明会の際に「相談支援専門員の役割」を聞くことができて大変良かった。
・コロナ禍のため、保護者対象の説明会は延期となったが、教員からではなく直接相談支援専門員に話を聞く方が、質疑応答ができ有意義だと思う。
・相談支援専門員の役割がここまで広範囲だと思わなかった。
・参加できてよかった。役立つ情報が多かった。
などが出された。今後も福祉サービス説明会に相談支援専門員が出席することを望む声が多く聞かれた。

3 結果

以上のことを踏まえ、毎年開催される『福祉サービス説明会』では、相談支援専門員による「相談支援専門員の役割」についての説明が必要と考える。学校側からは、昨年度『相談支援専門員からの説明』を行ったところ保護者の反響が大きく、今後も開催希望の声が多く聞かれたと報告があった。

⑧ 《相談支援ワーキンググループ》（つづき）

資料 3-1

令和 2 年 8 月 6 日
世田谷区自立支援協議会相談支援 WG

東京都立青鳥特別支援学校機関相談訪問における活動報告

相談支援 WG では、令和 2 年度 8 月 3 日に開催された、青鳥特別支援学校機関訪問にて昨年度より制作に着手した、高校 3 年生を迎える生徒と保護者を対象とするリーフレット、『これからの福祉サービス利用など相談支援専門員がお手伝いできます』を周知する取り組みを実施した。その際、北沢総合支所にてリーフレットの説明コーナーを設置し、相談支援センターあいの中川氏が在中し対応する試みを行った。次年度は、3 支所に試行を増やす活動計画である。今後の相談支援 WG 発展のため、次のとおり報告する。

1 参加者

8 名（生徒 4 名、保護者 4 名、計 4 組）

2 時間

9 時 4 0 分～11 時 20 分（1 組約 30 分程度）

3 内容

リーフレットを使った説明

4 方法

- ① 地域担当 CW との面談の中で、卒業後利用したいサービスをリサーチし、別紙に記述して中川氏へ情報提供。
- ② 中川氏は、『相談支援専門員』の認知度や利用希望等を保護者から聞き取りながら、①の情報をもとにリーフレットから抽出した内容を対象者へ分かりやすく説明する。
- ③ 最終的には『相談支援専門員がなぜ必要か』という主旨説明につなげ、本人や保護者のニーズ確認を行う。

5 終了後振り返りを実施（11 時 30 分～12 時）

【中川氏】相談支援専門員の認知度はあるものの、現在まで利用しなかった理由として、「よくわからなかった」や「どこもいっぱい利用できないと、学校の保護者から聞いていたので無理だと思った」などが挙がった。メリットを説明すると、「ぜひ利用したい」と返答があった。今回の試行で、より周知の必要性を感じた。今回の試行で相談支援専門員の利用希望があったのは、3 組。（他 1 組は、本人一般就労希望で自立度が高く、保護者ニーズとしては低い方だった。ただ、就労が順調にいかないケースも多々あり、相談支援専門員の必要性はあると感じている。）

【担当 CW】機関相談訪問の CW 面談で初めて会う利用者もいる。時間枠の中で面談を行うため、ニーズ確認で目一杯になってしまう。今回の試行で、本人や保護者が相談専門支援員の存在を知り、利用希望につながったことはとても有意義であったと感じる。

⑧ 《相談支援ワーキンググループ》(つづき)

資料 3-2

6 結果

今回の試行を終了し、目的であった「相談支援専門員の存在を説明すること」「相談支援専門員に関するリーフレットを普及すること」については、効果的な成果があった。

保護者からも、「相談支援専門員はハードルが高いと思っていたが、話が聞けて良かった」

「これで安心」などといった、意見が聞かれた。そして同時に保護者たちは、保護者同士の情報が主であり、直に情報を得る機会が少ないことも判った。今後は計画通りに機会を増やし（開催支所を増やし）、該当の保護者に直接的に説明できる場を設けることやリーフレットの普及（配布施設を拡大）することを目途に活動していく。

担当：北沢総合支所保健福祉センター
保健福祉課障害支援担当
田邊 ミカ

⑨ 《子ども支援検討ワーキンググループ》

1. 令和2年度の意見交換・検討内容

【第1回（7月28日）】

子ども支援検討ワーキンググループ発足から前年度までの活動内容について、ワーキングメンバー同士で共有し部会昇格に向けて課題整理を実施。また、部会昇格に向けての工程を確認し、次回開催以降の検討内容をメンバーに周知した。

前年度から作成しているアンケート調査については、新型コロナウイルスの影響がおさまったのちに状況を鑑みて実施することとなった。

【第2回（9月7日）】

部会昇格後の取組の基本方針は、世田谷区の障害をもつ子どもに配慮し、子どもの暮らす環境を整備して社会参加に向けた土台を構築していくことを主軸とすることで意見が一致した。子ども部会の委員として参加してもらいたい機関メンバーについて協議し、医療関係者・福祉関係者・教育関係者・行政関係者から具体的な機関名を確認することとした。

【第3回（10月26日）】

これまで実施してきたワーキングから見えてきた課題・提案および根拠について、支援対象である子どものライフステージごとに以下の時系列ごとに整理した。

(就学前) ①乳児(0～3歳) ②幼児(3～5歳) (小学校) (中学校) (高等学校) (就学後)

当初は令和3年度から部会として活動するスケジュールを想定していたが、コロナの影響などで予算上困難となり、令和4年度を目途に部会昇格を目指すことで合意した。

【第4回（12月21日）】

第6回自立支援協議会運営会議(12/15)での報告事項をメンバーで共有。自立支援協議会本会に提出する資料について協議した。資料内容については、「障害をもつ子どもへの切れ目のない支援には、福祉関連機関と子どもに関係する様々な分野の有識者の見解も必要であり、連携を図るために部会昇格が必須となる」旨を明記することとする。

【第5回（3月1日）】

令和2年度自立支援協議会第2回本会にて「子ども部会」の承認を得たことを共有した。「子ども部会」での活動目的、子ども部会で取り扱って欲しいテーマについて意見交換を実施したが、子どもを取り巻く課題は多岐にわたる為、令和3年の第1回に議論は持ち越しとなった。

2. 来年度(令和3年度)の取組

障害のある子どもへの切れ目のないのりしろ型の支援の実現を目指すために、関係機関の職員などを招き、話を伺い支援を必要としている子どもを取り巻く環境や実情を改めて知る。また、活動の中から見えてきた課題があればそれらの課題についての取り組みを検討する。

⑨ 《子ども支援検討ワーキンググループ》（つづき）

令和2年度 子ども支援検討ワーキングメンバー

所属協議会・部会名	氏名（所属事業所）
世田谷エリア自立支援協議会	野末 由紀子（NPO 法人わんぱくクラブ育成会）
北沢エリア自立支援協議会	石山 恭子（子育て支援グループ amigo） 海野 千賀（子育て支援グループ amigo）
玉川エリア自立支援協議会	平福 恵津子（ぽーとたまがわ） 田坂 知樹（合同会社ツナグカンパニー）
砧エリア自立支援協議会	浅見 由希（子供の生活研究所）
烏山エリア自立支援協議会	矢野 香（北烏山なごみ保育園）
虐待防止・差別解消・権利擁護部会	渡部 たづ子（障害施策推進課） ※オブザーバー参加
区・保健福祉センター	佐藤 雅一（玉川保健福祉課）

⑨ 《子ども支援検討ワーキンググループ》（つづき）

資料 1-1

令和3年1月12日

自立支援協議会子ども部会設立の方向性について

1. 主旨

「子ども支援検討ワーキンググループ」での3年間の議論、検討を通じて、「障害を持つ子ども」が抱える様々な課題を解決するためには、教育、医療機関と密な情報共有を図り、協働しながら問題に対処していくことが必須であるという結論に達した。

そこで令和4年度からワーキンググループを部会に昇格させ、他分野（教育・医療分野等）の有識者、関係者を委員として招致し、相互の連携強化を図るとともに、円滑な協力体制を構築していきたい。

2. 子ども支援検討ワーキンググループ（以下「WG」）設置の経緯

平成29年度第2回世田谷区自立支援協議会本会において、砧エリア協議会から障害のある子どもや障害に関連した配慮の必要な子どもを取り巻く「教育と福祉」の連携について報告及び課題提起があった。また、本会委員からも全区的な現状把握と検討が望まれるとの意見があがった。その後、運営会議においてワーキンググループ設置について検討を重ね、平成30年3月開催の第11回運営会議にて、子ども支援に関するワーキンググループ設置の承認を得た。

3. 2018年度の活動内容

子ども支援検討ワーキンググループの位置づけを、「世田谷区内の障害のある子どもへの支援を考える場であり、現状や課題、課題の解決方法について自立支援協議会に提案していく」ものとし、メンバーで協議を重ねた。

その中で、「子ども支援に係る課題」「5年後に世田谷の障害のある子どもたちが幸せになるために」「各関係機関との連携の現状と課題」をテーマに話し合い、下記の課題が抽出された。

■0歳～就学前

- ・ 先天的疾患の治療や医療連携での在宅生活準備の困難さ。コーディネートの確保の難しさ。
- ・ 乳幼児健診後の保護者支援。本人の成長に伴う発達へのケア
- ・ 幼稚園・保育園・療育機関（児童発達支援）相互の協力関係の構築。
- ・ 各関係機関で統一した支援の実施、児童に合った適切な発達支援の提供・および向上の仕方
- ・ 保育園、幼稚園、療育機関の受け入れ確保。

■小学校就学

- ・ 教育相談（教育委員会）と連携した進路選択。
- ・ 個々に合った教育方法の工夫。浸透
- ・ 学校と放課後等デイサービスとの協力関係構築。

■中等学校・高等学校

- ・ 同級生、異性との関わり方、距離の取り方に関する教育方法
- ・ 親子関係のサポート・本人の生きづらさに関する支援の適切な導入。
- ・ 移動支援等を利用した外出支援、社会経験の確保
- ・ 高校生活卒業後のフォロー体制の構築
- ・ かかりつけ医がない場合の医療機関との連携。

⑨ 《子ども支援検討ワーキンググループ》(つづき)

資料 1-2

4. 2019～2020年度の活動内容

前年度抽出した課題を振り返るとともに、砧エリア自立支援協議会子どもグループによる小学校対象のアンケートや子ども関連の統計資料を参照しながら、各年代で抱える課題の精度化を図り、課題を可視化できる一覧表を作成した。(資料2-2を参照) その表を基に再度議論を行い、各関係機関の連携や情報共有の脆弱さこそが解決すべき課題なのではないかという結論に達し、それを改善、強化するために「専門部会」を設立することが必須であると考えた。

5. 2021(令和3年)年度の活動目標

「障害のある子どもへの切れ目のない支援」の実現に向け、各機関に対し課題抽出を目的としたアンケート調査を実施することを目標とし、その中から導き出された課題について精査、議論、検討した上で自立支援協議会へ報告するとともに、令和4年開始の「専門部会」で濃密な議論ができるように準備していく。また、各機関の連携を強化するためにどのような手段、方法をとるのが適切であるかについてもより深く議論を重ねていく。

6. 令和2年度のワーキンググループメンバー(順不同敬称略)

所属協議会・所属部署名	氏名(所属事業所名)
世田谷エリア自立支援協議会	野末 由紀子(相談支援わんぱく)
北沢エリア自立支援協議会	石山 恭子・海野 千賀(amigo)
玉川エリア自立支援協議会	平福 恵津子(ぼーとたまがわ) 田坂 知樹(ツナグカンパニー)
砧エリア自立支援協議会	浅見 由希(子どもの生活研究所)
烏山エリア自立支援協議会	矢野 香(北烏山なごみ保育園)
区・保健福祉センター	渡部 たづ子・佐藤 雅一
基幹相談支援センター	宮本 俊夫・弘岡 正子

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
2017(H29)	砧エリア自立支援協議会 子どもグループ「教育を知ろう！」						インタビューA校	インタビューB校	砧エリア学校アンケート実施		本会活動報告 & 提案		
2018(H30) ★ウォーキングスタート	子ども支援WGスタート	第1回 顔合せ		第2回 グループワーク		第3回 グループワーク	第4回 グループワーク		第5回		第6回		
2019(H31・R元) ★事業所アンケート企画			第1回		第2回		第3回		第4回 アンケート骨子	1/24本会	第5回 アンケート最終	第6回	
2020(R2) ★猪突猛進!	緊急事態宣言			第1回 7/28	第2回 9/7	第3回 10/26	第4回 12/21		第5回 12/22	本会にて子ども部会承認		第6回 3/1	
2021(R3) ★部会開設準備		第1回 5/26	第2回 6/16		第3回 8/25	第4回 10/20	第5回 12/22		第6回 12/22		第7回 2/16		
2022(R3) ★部会始動	子ども部会スタート												

⑨ 《子ども支援検討ワーキンググループ》(つづき)

資料 2

子ども支援検討ワーキンググループによる【障害をもつ子どもたちへの支援課題】まとめ

年齢	乳児期 0～3	幼児期 3～5	小学校 6～12	中学校 13～15	高等学校 16～18
本人支援	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケアを必要とする乳児期への支援 本人がサポートできる支援体制が構築しづらい 医療系児童発達支援の数が少ない 支援の仕方、病児への知識が不足している 身体障害児への支援 機能訓練、リハビリを受けられる施設が少ない 身体障害児を専門とする医療機関が少ない 福祉資源の拡充 乳幼児に対する移動支援サービスが不十分である 児童発達支援サービスの数が足りない。また、質も各施設ごとにより異なる 	<ul style="list-style-type: none"> 発達支援 保育と幼稚園(保育園)との情報共有の場が少ない 本人の特性に応じた療育を受けられる機会、日数が少ない 幼稚園、保育園の加配人員が不足している ヘルパー派遣等、家庭内での支援サービスが導入しづらい 行動について周囲から理解されないことがある 	<ul style="list-style-type: none"> インクルージョン社会 両親以外の人が関わったり一緒に過ごす場が乏しい 同年代の児童から障害に関する偏見、差別を受けやすいことがある 学習支援 学校の勉強についていけなくなり、集団から孤立してしまうことがある 情緒 心の成長をサポートできる機関が乏しい 	<ul style="list-style-type: none"> 養育機関の利用 かかわりや関わりが難しい場合、医療機関との連携が構築できない 外出、自立生活支援 移動、自立生活利用したいが、割合のよい時に利用できない 思春期ならではの課題 異性交渉、詐欺等犯罪に巻き込まれることがある 親子関係のサポート 親子間で関係が崩れた際、修復が難しいことがある 	<ul style="list-style-type: none"> 主体性支援 進路先等、子どもの希望通りいかない場合がある 性教育・セクシュアリティ支援 本人の善悪の判断が乏しい、軽犯罪を引き起こすこともある
保護者・家庭支援	<ul style="list-style-type: none"> 障害理解 父親の障害理解、協力が希薄なことがある 障害理解(受容)の家族支援、親・家庭・子育て支援の繋がりが利用しづらい 障害、子育てに関する情報が収集しづらい 相談機関が統一されておらず、どこに相談してよいかわからない 子育て方、話し方がわからず、児童虐待に発展してしまう場合がある 就学に向けたサポート 就学までに必要な情報が入手しづらい 支援者によって就学先の見解が異なる、進路に迷ってしまう 	<ul style="list-style-type: none"> 障害理解 父親の障害理解、協力が希薄なことがある 障害理解(受容)の家族支援、親・家庭・子育て支援の繋がりが利用しづらい 障害、子育てに関する情報が収集しづらい 相談機関が統一されておらず、どこに相談してよいかわからない 子育て方、話し方がわからず、児童虐待に発展してしまう場合がある 就学に向けたサポート 就学までに必要な情報が入手しづらい 支援者によって就学先の見解が異なる、進路に迷ってしまう 	<ul style="list-style-type: none"> 相談先の確保 当事者や先輩保護者同士が繋がる場が少ない サービス利用時セルフプランが多く、相談支援事業者との関わりが乏しい 学校に子どもの状況等をうまく伝えることができないことがある 教育相談と進路選択 特別支援級、進路選択等の利用について学校以外の相談先が少なく 中学校に進学する際、中学の情報を収集しづらい 	<ul style="list-style-type: none"> 相談先の確保 犯罪に巻き込まれた際、相談できる福祉機関や支援体制がない 義務教育終了後の進路について、情報をしにくい 両親の介護負担を軽減するサービスが希薄で導入しづらい 	<ul style="list-style-type: none"> 相談先の確保 当事者や先輩保護者同士が繋がる場が少ない サービス利用時セルフプランが多く、相談支援事業者との関わりが乏しい 学校に子どもの状況等をうまく伝えることができないことがある 教育相談と進路選択 特別支援級、進路選択等の利用について学校以外の相談先が少なく 中学校に進学する際、中学の情報を収集しづらい
支援者	<ul style="list-style-type: none"> 二重の把握 事例が少ないため医療ケア児に対する必要な支援方法が提示しづらい 相談支援事業者、相談支援専門員の制度、存在が浸透していないため、保護者などの連携が取りづらい 病児引等の医療介助に制限があるため、必要な介助ができないことがある 	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園・保育園との連携 幼稚園の核となるべき連携が不透明になることが多い(区役所も同様) 保育園、幼稚園、保育所(含む)の支援方法が異なることがある 幼稚園、保育園と養育施設、相談支援事業者の連携が確立されていない 	<ul style="list-style-type: none"> 教育との連携 学校の教育方針と養育機関の支援方法が統一できていない場合がある 学童、BOPの職員が本人の特性を把握できていない 支援者間のネットワーク 学校と養育施設、相談支援事業者の連携体制が確立されていない 	<ul style="list-style-type: none"> 支援者間のネットワーク 支援者間の連携、同性での相談体制が確立できていない 学校と養育施設、相談支援事業者の連携が確立されていない 主な生活が学校中心となるため、本人と福祉の関係が希薄となる 	<ul style="list-style-type: none"> 進路関係 就労移行、作業所等、受け入れ人数に限りがあるため、適切な進路先を提示できないことがある 学校と養育施設、相談支援事業者の連携が確立されていない 主な生活が学校中心となるため、本人と福祉の関係が希薄となる
担当	<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援拠点 児童館 保育園 幼稚園 児童発達支援事業所 	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり課 子ども家庭支援課 保健福祉課 児童相談所 児童発達支援事業所 居宅介護事業所 短期入所 施設入所支援 相談支援事業所 etc... 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会 学童 教育相談 放課後等デイサービス 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会 学童 教育相談 放課後等デイサービス 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会 学童 教育相談 放課後等デイサービス
包括的	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業を中心にした、①情報提供や相談などの保護者支援 ②ライブステージ毎の関係者ネットワークの有機的な活用 				

[4] シンポジウム実施報告

令和2年度（2020年度）世田谷区自立支援協議会シンポジウム経過報告

〈テーマ〉「僕たち、私たちが「家」にいる理由2」
 〈サブテーマ〉コロナとおうちとわたしたち 新しい生活様式を考える

実施日（配信期間）：令和3年（2021年）2月22日（月）～3月31日
 媒体：YouTube 配信
 視聴回数：第1部593回 第2部482回

1. 企画・作成経緯

昨年開催した令和元年シンポジウムは、ひきこもり当事者の実態を区民に知って頂く目的から、『僕たち私たちが「家」に居た理由』とし、当事者を招き会場開催を実施した。

本年度は、新型コロナウイルスの影響により会場開催は適切ではないと判断し、動画をオンライン配信する初めての手法を採用した。

テーマについては好評だった前回のテーマに因み、コロナ禍で「StayHome」を余儀なくされ、結果として「在宅」「ひきこもり」を経験している、或は経験をした当事者の実態にフォーカスし区民の方々に現状を発信することとなった。

また、自立支援協議会の活動内容を広く区民に理解して頂き、障害理解の推進を進める目的もあることから動画構成の中に各エリア・部会の活動紹介を入れた。

2. シンポジウムの構成内容

【第1部】当事者インタビュー

●出演者

ナレーション：荒木敬一（ぽーとせたがや職員）

挨拶：鈴木敏彦（世田谷区自立支援協議会会長）

当事者：荻野陽一（身体に障害をお持ちの方）、みーさん（さら就労塾@ぼればれ利用者）、
 田中雅也（相談支援センターあい利用者）、樋口けんたろう（東京都立光明学園）

●インタビュー内容

- ・新型コロナウイルスが発生する前と現在で変化したことについて
- ・現在の生活について
- ・心配事や困っていることについて
- ・支援者にしてもらいたいことや検討してもらいたいことについて
- ・これからの希望や夢について

【第2部】各エリア・部会の活動報告

●説明者

徳永宣行（世田谷エリア会長）、岡田裕也（北沢エリア会長）、橋本睦子（玉川エリア会長）、
 映像で説明（砧エリア）、菊地洋充（烏山エリア会長）福田真清（ぽーとからすやま職員）、
 南大路直子（地域移行部会会長）、松本俊一（虐待防止・差別解消・権利擁護部会会長）

●内容

世田谷区自立支援協議会の紹介および取組内容について

3. アンケートの結果について

アンケート回答数 11 件

(1) 今日のシンポジウム動画をご覧になり、いかがでしたか？

ア.非常に良かった	7
イ.良かった	4

(2) 具体的にどのような事が良かった・良くなかったと思われましたか？

- ・前半のインタビューで、生の暮らしを伝えていただいたことです。外に出ないとテレビやネットのニュースだけが情報源となってしまう、非常識な行動をとる一部の人がセンセーショナルに取り上げられたりして、それをストレスに感じていました。そういう点で、コロナの影響を誇張することなく話していただけたのは貴重に思いました。
- ・当事者のインタビューは、内容からコロナに災害時における障害児者支援を考えるヒントが隠されており、参考になりました。エリア・部会報告は何をやっているのか具体的なものが伝わってきませんでした。
- ・ご本人だけでなく家族の思いも聞くことができたところが良かった
- ・当事者の生の声が聞けたから。
- ・皆様がコロナ禍でどのような生活を送られているのか具体的に知ることができたこと

(3) あなたの状況について、差し支えない範囲でお答えください。

ア.障害のある方	0
イ.障害のある方のご家族	2
ウ.支援者	4
エ.相談支援事業者	2
オ.行政の方	1
カ.学生	1
その他（介護支援専門員）	1
その他（福祉関係）	1

(4) どの地域にお住まいですか。

砧エリア	3
北沢エリア	6
玉川エリア	2

(5) ご年齢について、差し支えの無い範囲でお答えください。

21歳～30歳	2
31歳～40歳	1
41歳～50歳	5
51歳～60歳	3

(6) 今後シンポジウムを開催する際、参加しやすい曜日や時間帯について、お答えください。

平日午前 10 時～	2	土日午前 10 時～	8
平日午後 2 時～	2	土日午後 2 時～	6
平日夕方 6 時～	6	土日夕方 6 時～	3
		土日その他	1

(7) 6の質問で「その他」を選ばれた方は、ご都合の良い時間帯をお答えください。

- ・日曜日のみ（何時でも）

(8) シンポジウムを知ったきっかけについて教えてください。

自立支援協議会のチラシ	1
ぽーとからの案内	1
世田谷区ホームページ	2
世田谷区介護保険 FAX 情報便	1
他機関からの紹介	1

(9) 今回、シンポジウムはオンライン開催となりましたが、今後、シンポジウムを開催する場合、どのような方法での開催が良いですか？

会場での開催	3
オンラインでの開催	10
ハイブリッド	1

(10) 今後のシンポジウムで取り上げてもらいたいテーマがありましたらご記入をお願いします。

- ・障害のある人の親亡き後の生活
- ・地域共生社会
- ・「せたがや満喫！」!(^^)! ～世田谷だからできること～
障害や年齢、程度別など、利用できる手当やサービス、社会資源、世田谷独自のものなどを含めみんなに発信！「あったらいいな」は「ここにある」、「できたらいいな」は「こうするとできる」のような情報。
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム
- ・障害者のきょうだいの悩み・つながりについて

(11) 今後の自立支援協議会やシンポジウムなどについて、ご意見などございましたらご記入をお願いします。

- ・自立支援協議会は、当事者の自立支援を考える以前に、行政を含む支援者が自立しないといけない協議会だと感じました。シンポジウム以外で自立支援協議会が存在する意義は何でしょうか。当事者にとって何のメリットがあるのでしょうか。そこを整理し区民や当事者に向けて具現化していかないと、ただスケジュールをこなすだけの無駄なモノで終わってしまいます。
- ・コロナ禍において障害者は恵まれている印象を持たれたのではないかと、危惧しております。(世の中の人には仕事を失ったりして、貧困等に陥っている方も多くいらっしゃるのに。)

- ・当事者・地域住民参加型の自立支援協議会を作っていきましょう。行政と関係機関の会ではないことを考えて取り組んでいかなくてはいけないと思います。当事者だけではなく、地域の方々が誰でも参加できる環境を整えていく必要があるのではないのでしょうか。それが地域ネットワークの「つながり」になっていく部分だと思っています。広報誌「せたがや」などに協議会開催のお知らせなど載せて、だれでも参加できる会であることが望ましい姿かと考えます。(そうすると「テーマ」など決めるのが難しいですね…。地域の雑談会をファシリテーターがコーディネートし地域の課題として取り上げ、みんなで知識や知恵を出し合い解決に向けてチームで進んでいく。憧れのように、できることを願います。)
- ・各エリアや部会の活動、素晴らしいと思いました。オンラインで気軽に学ぶことができ、良い機会をいただいたこと、ご準備くださった皆様に心より感謝しております。

3. 次年度について

令和2年度のシンポジウム実行委員会の議論から、精神障害のある方のグループホームを建てようとしても地域住民からの反発があること、当事者が地域で暮らす際に民間の不動産から断られアパートがなかなか決まらないということが多くあることなどから、「障害の理解が不足している」という課題を再認識した。

そのため、「障害に理解のある地域づくり～住まい探しから見えてきた地域課題～」をテーマに取り組んでいく予定である。

令和2年度 シンポジウム実行委員会委員会メンバー

所属協議会・部会名	氏名（所属事業所）
世田谷エリア自立支援協議会	荒木 敬一（ぽーとせたがや） 小山 歩（ぽーとせたがや）
北沢エリア自立支援協議会	村井 やよい（世田谷区重症心身障害児（者）を守る会）
玉川エリア自立支援協議会	八田 晋一郎（グループホームはるの邑） 相木 実（就労移行支援事業所 Do-will）
砧エリア自立支援協議会	山本 吉輝（千歳台福祉園）
烏山エリア自立支援協議会	酒井 美知子（メディカルハンパ）
地域移行部会	野瀬 千亜紀（地域生活支援センター MOTA）
虐待防止・差別解消・権利擁護部会	中川 邦仁丈（相談支援センターあい）

れいわ ねんど せ た が や く じ り つ し え ん き よ う ぎ かい し ん ぽ じ う む
令和2年度 世田谷区自立支援協議会シンポジウム

「家」に
 いえ

僕たち、
 ぼく わたし

私たちが
 わたし

いる理由
 り ゆ う

2

～コロナとおうちとわたしたち

～**新しい生活様式**を考える～
 あたら せい かつ よう し き かんが
 昨年度シンポジウムにひきつづき、「家」にいる理由を掘り下げます

今年の自立支援協議会シンポジウムはオンライン配信!

第1部 当事者インタビュー
 1時間30分
 コロナ禍における「おうち生活」のインタビュー
 様々な障害をお持ちの方 (4名)のご出演

第2部 活動報告
 30分
 世田谷区自立支援協議会
 エリア自立支援協議会
 専門部会活動

配信期間
 令和3年 2月22日(月)～3月31日(水)

配信URL
<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/005/002/001/d00189182.html>

問い合わせ先 世田谷区基幹相談支援センター TEL 03-6379-0644/FAX 03-6379-0628
 主催 世田谷区自立支援協議会・世田谷区

5 資料

世田谷区自立支援協議会設置要綱

世田谷区自立支援協議会設置要綱

平成19年7月1日
 19世障施第391号

改正 平成22年2月15日21世障施第2004号 平成23年4月1日23世障施第65号
 平成24年8月31日24世障施第860号 平成25年3月18日24世障施第2253号
 平成26年2月24日25世障施第2077号 平成28年3月15日27世障施第2094号
 平成31年3月4日30世障施第1952号

(目的及び設置)

第1条 障害者(障害児を含む。以下同じ。)が安心して地域で自立した生活を継続することのできる社会の実現を目指し、地域における障害者等への支援体制の整備を推進するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第89条の3第1項の規定に基づき、世田谷区自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第89条の3第1項の関係機関等の相互間におけるネットワークの構築及び同条第2項に規定する情報の共有に関すること。
- (2) 事例ごとの支援のあり方に関すること。
- (3) 障害者の自立支援に係る社会資源の開発及び改善に関すること。
- (4) 地域の障害者等への支援体制に係る課題整理に関すること。
- (5) 法に規定する基幹相談支援センターの活用、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する指定障害児相談支援事業者(以下これらを「相談支援事業者」という。)の質の向上を図るための研修の実施等相談支援体制及び運営評価に関すること。
- (6) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)に規定する障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策の促進に関すること。
- (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づく区内における障害を理由とする差別を解消するための取組みに関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地域における障害者の自立支援に関すること。

2 協議会は、国、他の地方公共団体その他の関係機関、事業者、区民等がそれぞれの立場において可能な範囲内で前項各号に掲げる事項に取り組むよう働きかけるものとする。

3 協議会は、区が設置する各種協議会等の関係機関と連携して第1項各号に掲げる事項に取り組むものとする。

(組織)

第3条 協議会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 次に掲げる者のうち、区長が委嘱する者
 - ア 学問上の知識を有する者
 - イ 指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者
 - ウ サービス提供事業者
 - エ 障害者福祉団体連絡協議会代表
 - オ 障害者就労関係者
 - カ 世田谷区基幹相談支援センターの従業員
 - キ 教育関係者
 - ク 保健医療関係者

- ケ 弁護士、社会福祉協議会の構成員等権利擁護関係者
- コ 民生委員等地域住民
- サ 障害者及びその家族
- シ アからサまでに掲げる者のほか、区長が特に適任と認める者

(2) 次に掲げる職にある者

- ア 総合支所副支所長（代表）
- イ 障害福祉担当部長
- ウ 世田谷保健所長

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 協議会に副会長を置き、会長が指名する者をもって充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、必要に応じ会長が招集し、主宰する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

4 協議会の庶務は、障害福祉担当部障害施策推進課及び世田谷区基幹相談支援センターにおいて処理する。

（エリア自立支援協議会）

第7条 協議会は、総合支所が所管区域の特性に応じ第2条第1号から第4号までに掲げる事項を協議するため、総合支所ごとにエリア自立支援協議会を置く。

2 エリア自立支援協議会は、第3条第1号に掲げる者並びに総合支所保健福祉課長及び同課の職員を委員として組織する。

3 エリア自立支援協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

4 エリア自立支援協議会の会長は、エリア自立支援協議会を招集し、主宰する。

5 エリア自立支援協議会の庶務は、総合支所保健福祉課において処理する。

（部会）

第8条 協議会は、第10条に規定する運営会議における検討を踏まえ、必要に応じ部会を置く。

2 部会は、協議会から託された事項につき協議するとともに、協議に基づき実施された事項について評価及び検証を行う。

3 部会の構成員は、協議会から託された事項に関連する区の担当所管課の職員のほか、第3条第1項に掲げる者のうちから協議会において選出する。

4 部会に会長を置き、委員の互選により定める。

5 部会の会長は、部会を招集し、主宰する。

6 部会の庶務は、協議会から託された事項に関連する区の担当所管課において処理する。

（ワーキンググループ）

第9条 協議会は、部会の設置の検討に必要な情報収集等調査を行うため、必要に応じ次条に規定する運営会議にワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループの構成員は、次条に規定する運営会議において選出する。

（運営会議）

第10条 協議会は、協議会の運営を円滑に行うため、運営会議を置く。

2 運営会議は、次に掲げる事項を処理する。

(1) エリア自立支援協議会及び部会での協議に基づく第2条各号に掲げる事項の整理及び調整

(2) 部会の設置及び構成員の検討

(3) ワーキンググループの運営

(4) 協議会だよりの作成

(5) シンポジウム、講演会等の企画及び運営

(6) 相談支援従事者の質の向上を図るための研修の実施に関する事項

(7) 関係機関等から提供される情報の整理及び協議会への提供準備

(8) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に必要な事項に係る協議

3 運営会議は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 協議会の会長及び副会長

(2) エリア自立支援協議会の会長及び部会の会長

(3) 総合支所保健福祉課及び部会が協議会から託された事項に関連する区の担当所管課の職員

4 運営会議は、必要に応じ協議会の会長が招集し、主宰する。

5 運営会議は、必要があると認めるときは、運営会議の構成員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

6 運営会議の庶務は、世田谷区基幹相談支援センターにおいて処理する。

（守秘義務）

第11条 協議会、エリア自立支援協議会、部会、ワーキンググループ及び運営会議の委員又は構成員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成22年2月15日21世障施第2004号）

この要綱は、平成22年2月15日から施行する。

附 則（平成23年4月1日23世障施第65号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月31日24世障施第860号）

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則（平成25年3月18日24世障施第2253号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月24日25世障施第2077号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月15日27世障施第2094号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月8日30世障施第1952号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

発行 世田谷区自立支援協議会
(事務局 世田谷区基幹相談支援センター)
制作 在宅就業支援団体ウィーキャン世田谷
発行年月 令和3年7月

社会福祉法人 南東北福祉事業団
世田谷区基幹相談支援センター
〒156-0043 東京都世田谷区松原6-37-1
電話 03-6379-0644 / FAX 03-6379-0628